

奈良県犯罪被害者支援ハンドブック

平成 2 2 年 3 月

奈 良 県

目 次

はじめに	1
1. 犯罪被害者等の抱えるさまざまな問題	2
（1）犯罪被害者等の置かれた状況	2
①直接的被害	2
②事件後に直面する状況	2
（2）具体的に困難な状況	3
①心身の不調	4
②生活上の問題	5
③周囲の人の言動による傷つき	6
④加害者からの更なる被害	8
⑤捜査、裁判に伴うさまざまな問題（負担）	8
参 考 捜査、裁判の流れ	9
2. 支援に携わる際の留意事項	13
（1）犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	13
①基本的な支援対応の流れ	13
②具体的な対応のあり方	13
《具体的な対応にみる留意点》	15
《支援者自身のケア》	16
（2）被害類型別特徴と対応上の留意点	17
【殺人等遺族への対応】	17
【暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応】	20
【交通事故に遭った人への対応】	22
【性犯罪に遭った人への対応】	24
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	27
【ストーカー被害に遭った人への対応】	29
【虐待された子どもへの対応】	31
【虐待された高齢者への対応】	34
3. さまざまなニーズに対応するための関係機関・団体の連携	37
（1）関係機関・団体の連携の必要性	37
（2）関係機関・団体の連携の実際	38
①基本的な連携の流れ	38
②連携の際の留意点	41
4. 各機関・団体における支援業務	42
5. ニーズに応じた解決手段	126

(資料編)

1	「犯罪被害申告票」の書式・・・・・・・・・・・・・・・・	139
2	関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式・・・	140
3	用語等索引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
4	相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
5	関係機関・団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154

〈引用及び参考資料〉

・「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」(平成 20 年 12 月)内閣府犯罪被害者等施策推進室作成

※各機関・団体における支援業務等については、平成 22 年 2 月 1 日現在で掲載していますが、組織・制度改正により、変更される場合があります。

「はじめに」

近年、さまざまな犯罪が跡を絶たず、県民の誰もが、いつ、どこで、突然、悲劇に見舞われ、犯罪被害者になりかねない状況にあります。

犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の抱える問題や望んでおられる支援は、さまざまではありますが、多種多様なニーズに対して、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細やかで、必要な時に、必要な場所で「適切で途切れない支援」を実施する必要があります。

そのためには、国、地方公共団体、民間支援団体をはじめ、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体が連携を一層充実・強化し、取り組む必要があります。

そうした中、内閣府から犯罪被害者等の支援を行う際の留意点や連携方法等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」が示されたことを受け、同モデル案を参考とし、奈良県の実情に応じた奈良県内の犯罪被害者に関する情報を掲載した「奈良県犯罪被害者支援ハンドブック」をこのたび作成しました。

なお、犯罪被害者等への支援活動を展開されてきた「なら被害者支援ネットワーク」加盟機関・団体の皆様に「なら犯罪被害者支援ハンドブック作成検討会議」構成員としてご協力をお願いし、内容検討をいただきました。

このハンドブックの活用により、関係機関・団体の連携が一層充実するとともに、犯罪被害者等への支援に資することを期待します。

おわりに、ご協力いただきました関係者の方々に、心からお礼申し上げます。

平成22年3月

奈良県くらし創造部長

1. 犯罪被害者等の抱えるさまざまな問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（「犯罪被害者等」¹⁾）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

(1) 犯罪被害者等の置かれた状況

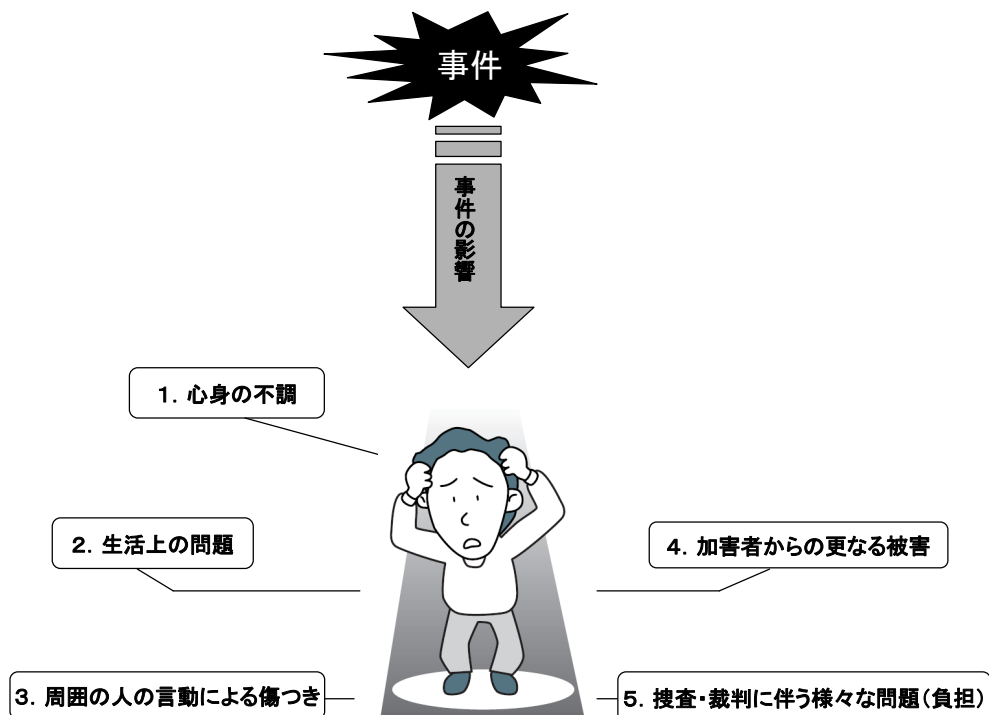
① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けています。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによってさまざまですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



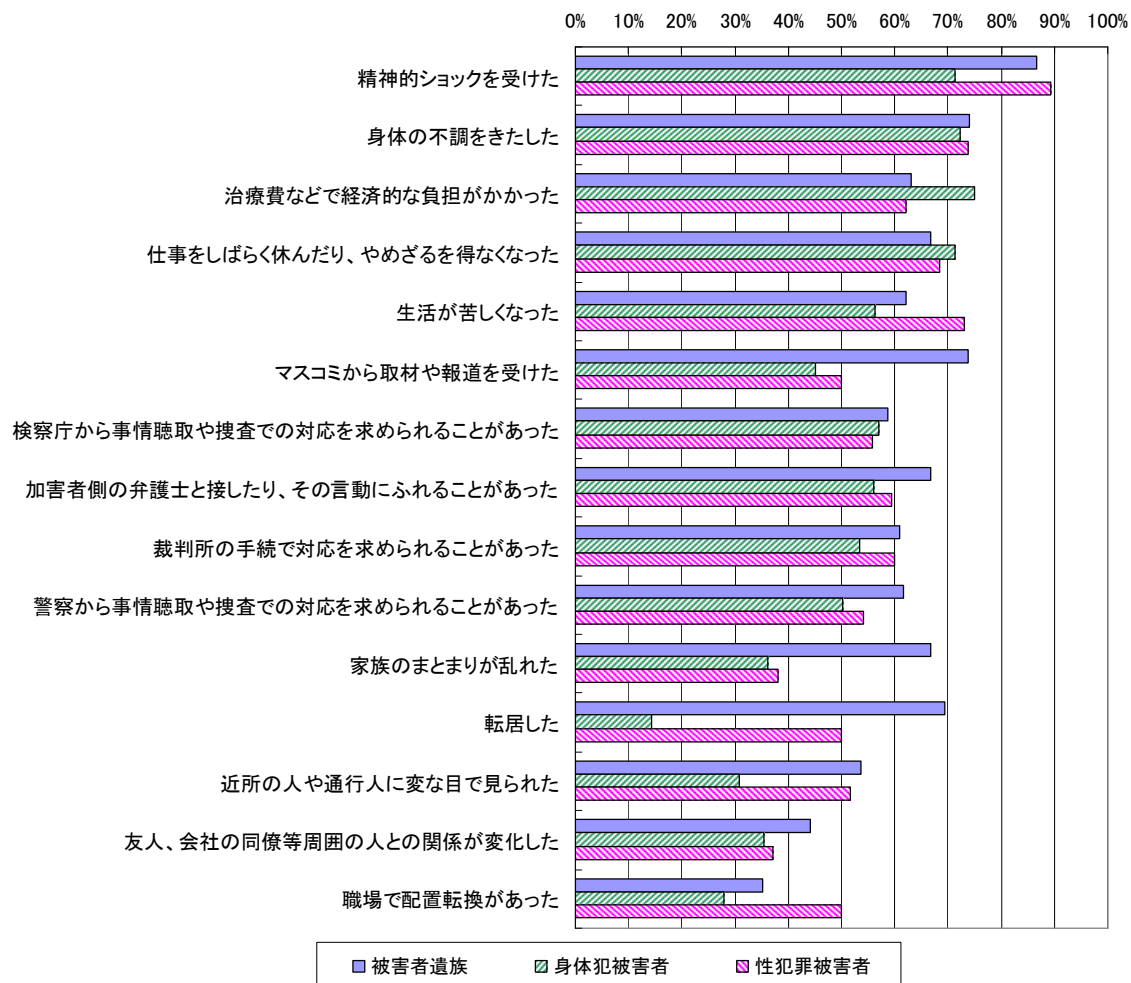
¹ 事件を目撃するなどした人も、同様にさまざまな困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

＜事件後の状況＞

(被害者遺族、身体犯被害者、性犯罪被害者について、事件後に下記のような出来事があったとする被害者等のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」と回答した者の割合)



平成14年「犯罪被害者実態調査報告書」(犯罪被害実態調査研究会)を基に作成

①心身の不調²

【直後】

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- さまざまな気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある
(ドキドキする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

【中長期】

被害直後のショックが落ち着いた後も、さまざまな症状や反応が出てくることがあります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

【子ども】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のようなさまざまな行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする

² 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>) 参照。

- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でも起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です（P. 126 参照）。

コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

②生活上の問題

・ 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合があります。

・ 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、さまざまです。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します³。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

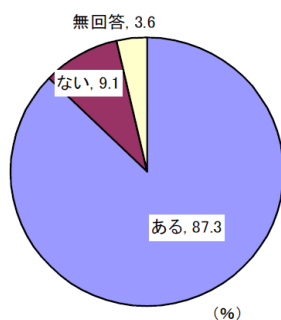
支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

³ これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

<周囲の人から受けた二次的被害の認識>

今までに、周囲の人から二次的被害（事件に関連したことで傷つけられるような出来事）を受けたことがありますか？



回答者数 110 人

「平成 18 年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」

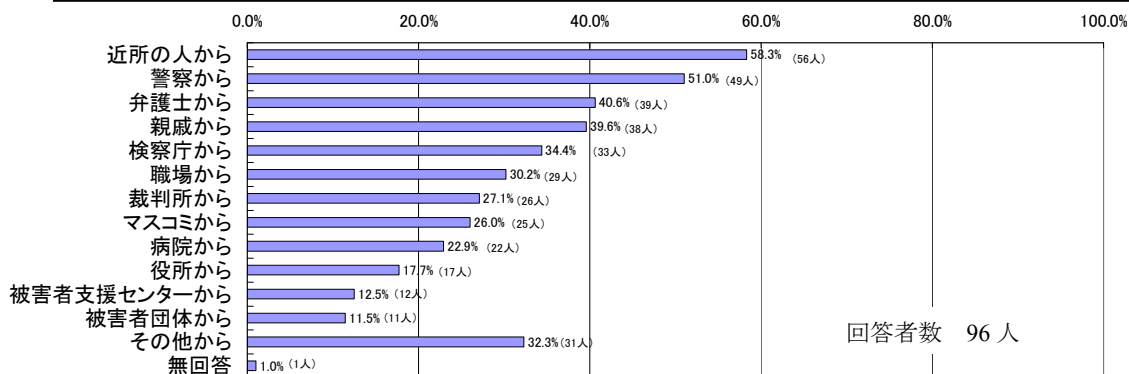
(社団法人被害者支援都民センター) より

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感ずることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

<二次的被害を受けた相手>

二次的被害を受けた相手は？



回答者数 96 人

「平成 18 年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」

(社団法人被害者支援都民センター) を基に作成

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかと、不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤捜査、裁判に伴うさまざまな問題(負担)

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の辩护人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考 一被害に遭われた方の手記一

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、さまざまな機関・団体で作成されていますが、ここでは、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>) に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ・「犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」
- ・「私たちにできること」

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります⁴。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関はさまざまな捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけようかどうかの決定を行います。裁判にかけられる場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁵。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決めた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P.73 参照）。

⑤刑事手続と民事手続

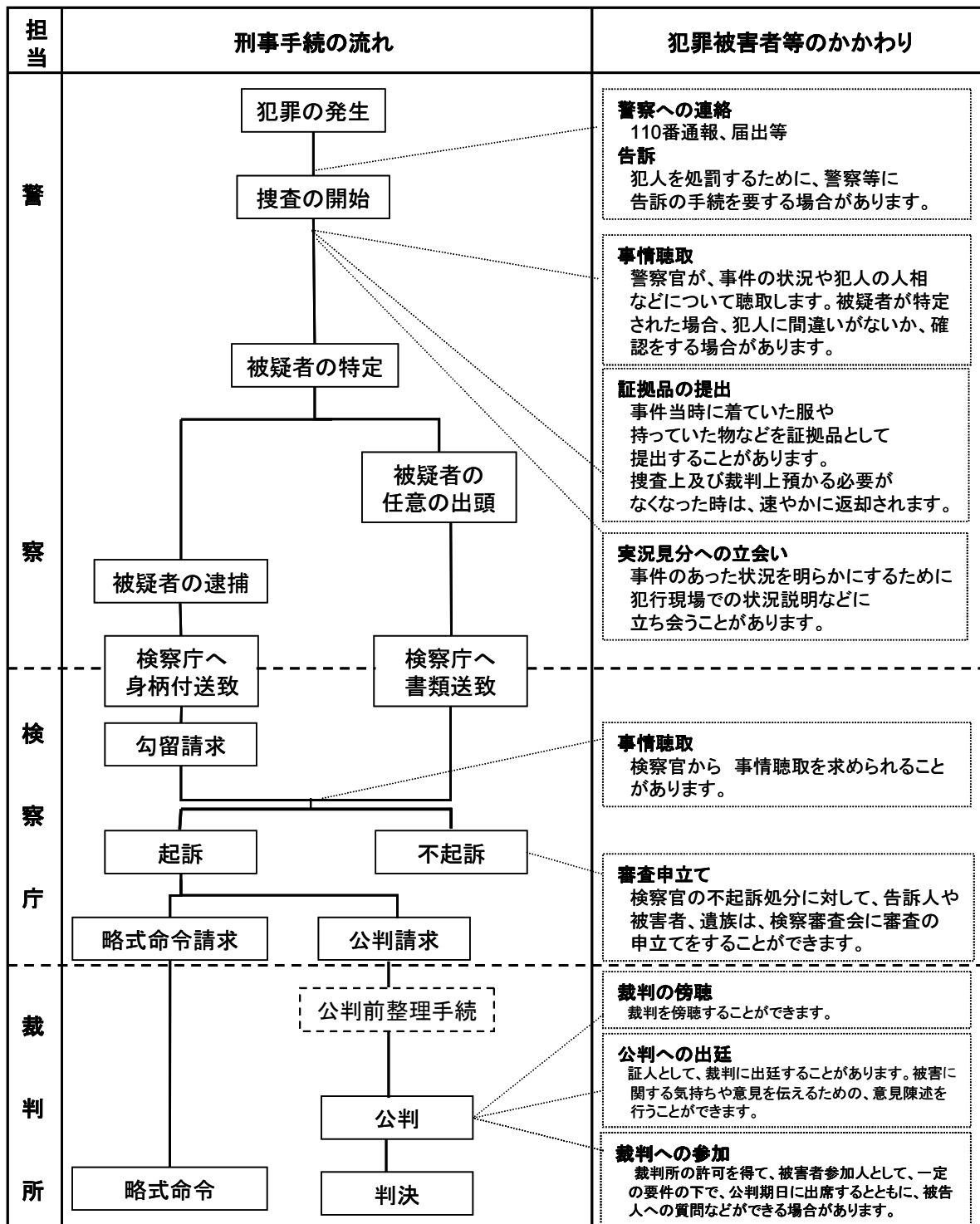
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度：P.68 参照）。

⁴ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

⁵ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

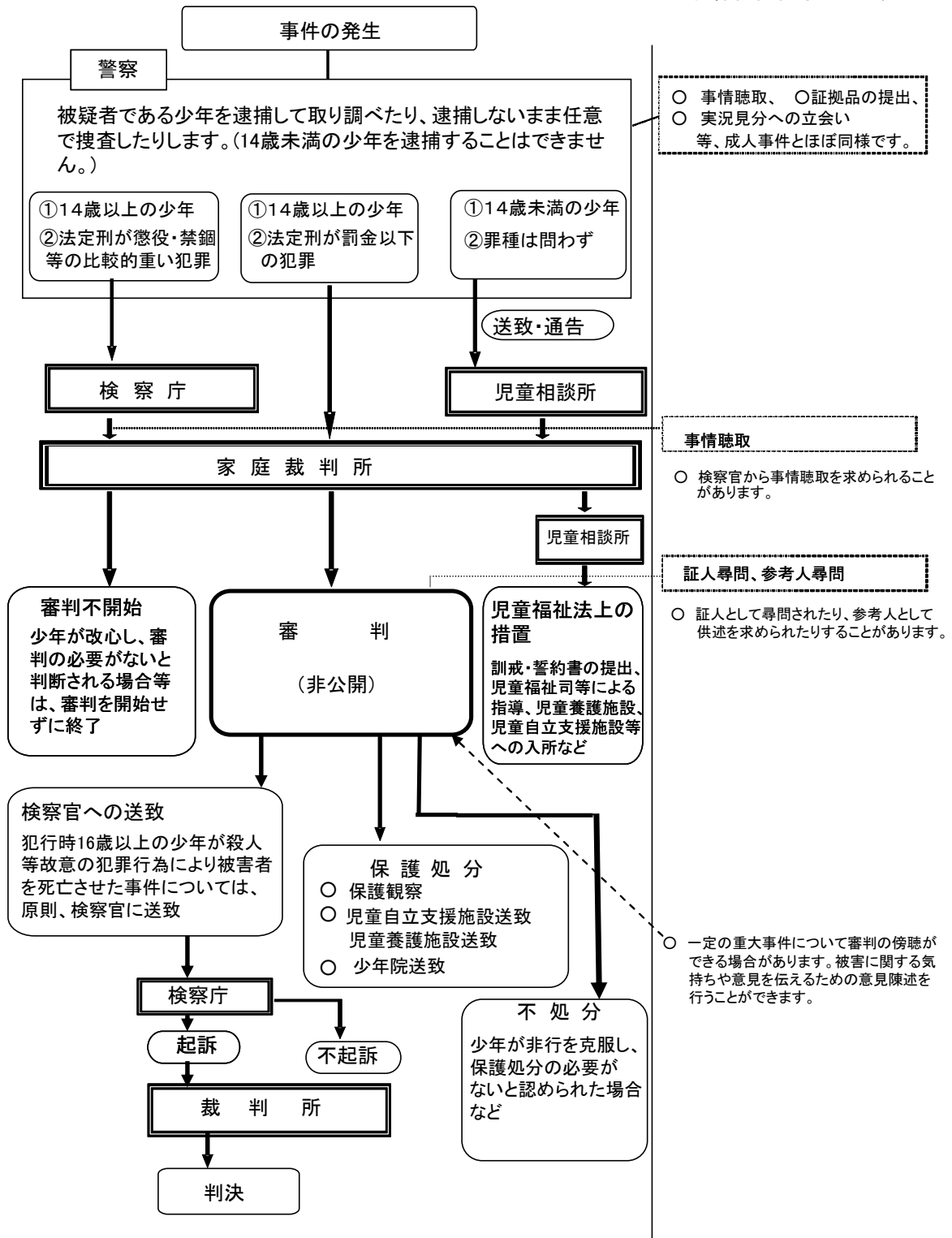
＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



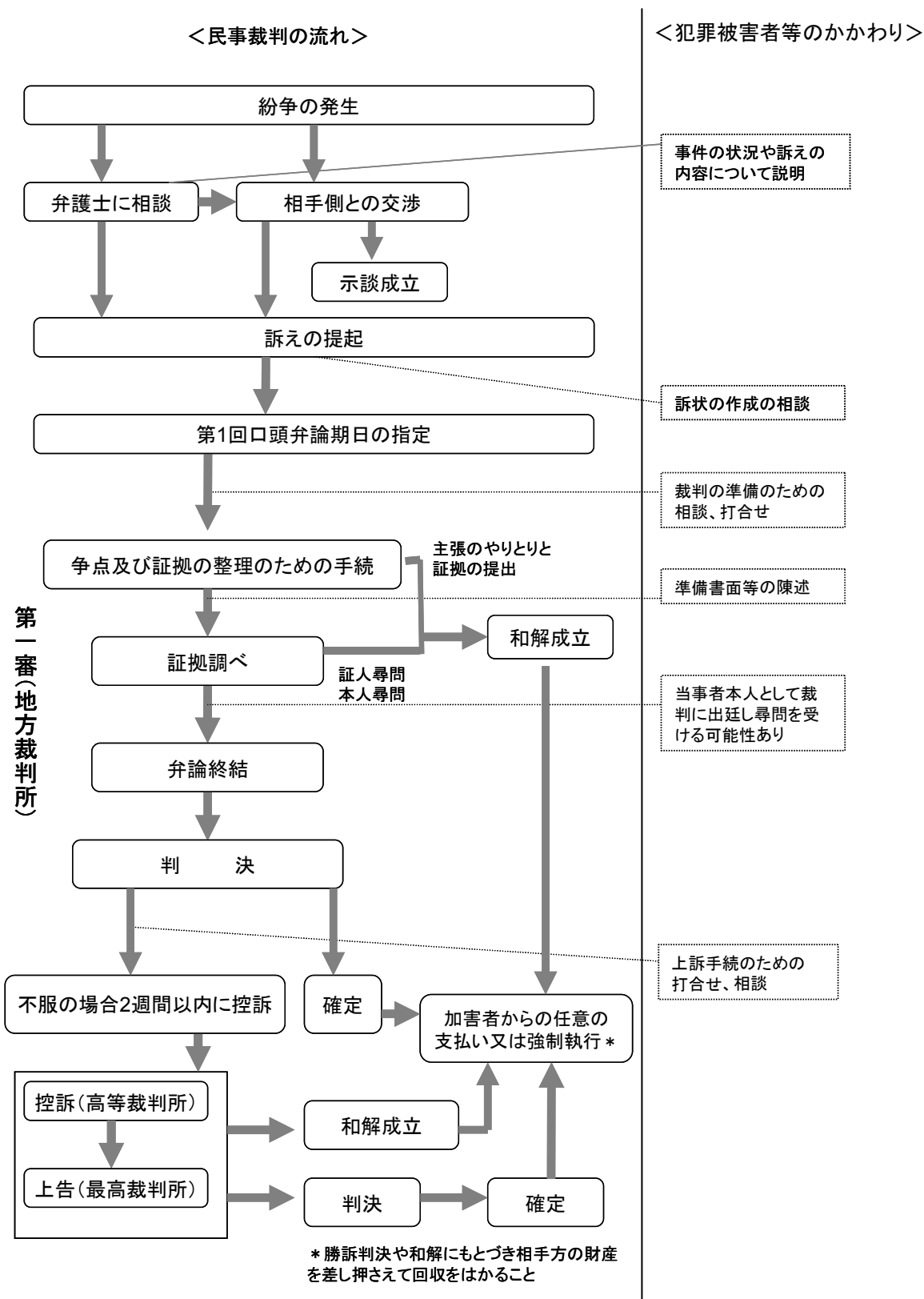
<少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり>

<少年の審判手続及び刑事手続の流れ>

<犯罪被害者等のかかわり>



<民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



2. 支援に携わる際の留意事項

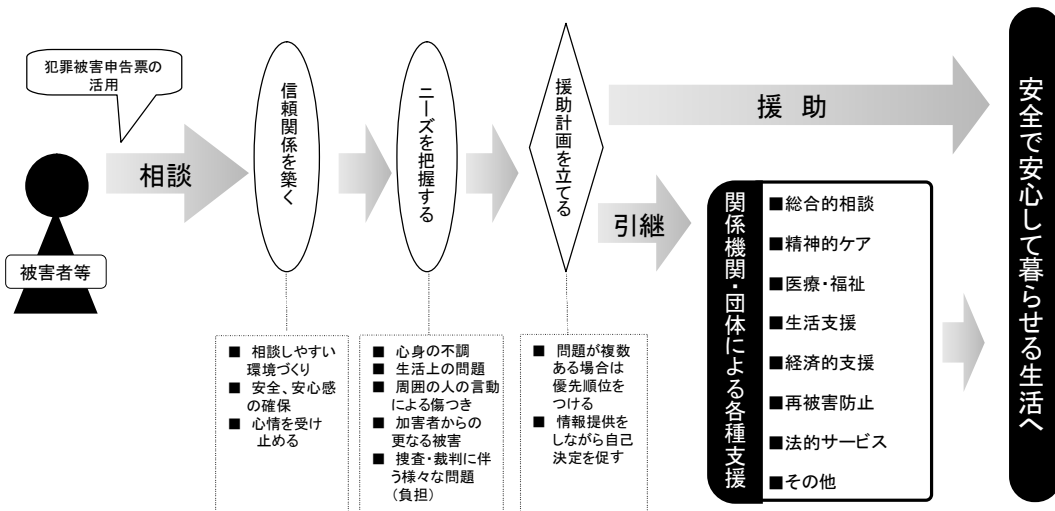
犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ県民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

① 基本的な支援対応の流れ(チャート)

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



② 具体的な対応のあり方

● 相談しやすい環境をつくる

- ・ 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ 犯罪被害申告票(P. 139)を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性が対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者を選定に配慮する。

コラム —犯罪被害申告票について—

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、それのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相応の配慮をすることができます。

※犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

●安全確保を優先する

- ・「今、安全かどうか（ここが安全と覚えることができるかどうか）」、「今、話をしているても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（奈良県警察、奈良県こども家庭相談センター等）につなぐ。

●相談内容を受け止める

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない）
- ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある）
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける）
- ・話をせかさない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある）

●相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

●援助計画を立てる

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

●問題解決に向けて動く

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。
- ・関係機関・団体と連携する（P. 37 以降参照）。

●秘密保持に留意する

- ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

●被害からの回復を焦らない

- ・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

●適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

●総合的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通している犯罪被害者支援団体と十分な連携を図る

- ・被害者等の置かれている状況や相談内容から、総合的または長期的視点に立った継続的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通し、豊富な経験とノウハウを有する犯罪被害者支援団体と速やかに十分な連携を図り、真に犯罪被害者等の立場に立った支援が行われるよう努めることが必要である。

《具体的な対応にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

- ・気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・早く元気にならなければいけませんよ。
- ・辛いことは、早く忘れましょう。
- ・起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

《適切な応答例》

- ・ご心中、お察しします。
- ・本当にお気の毒です。
- ・このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・悲しんでいいのですよ。
- ・あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・（このような体験をしたら）今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・無理をする必要はありません。
- ・よく頑張ってくださいね。
- ・ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

＜対処方法の例＞

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

(2)被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況はさまざまですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します（被害類型全般にわたる主な支援・制度については、P. 126 参照）。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●＝原則すべての人が対象となる支援等 ★＝対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

（特徴）

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

（対応上の注意点）

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、さまざまな手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。状況により、警察での手続が必要になります。

（連絡先）市町村死亡届担当課（P. 168～180）、警察署（警察署一覧P. 155）

●司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないようにするための措置や遺体を搬送するための経費の一部を公費で負担する制度があります。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 60)、警察署刑事課 (警察署一覧 P. 155)、
海上での事件、事故については海上保安部 (P. 61)

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先) 国民健康保険・国民年金……市町村国民健康保険・国民年金担当課 (P. 168～180)
健康保険……全国健康保険協会(奈良支部) (P. 125)
厚生年金……年金事務所(旧社会保険事務所) (P. 125)

※その他、不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

●遺産相続等

犯罪被害者が亡くなって相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に相続税について申告と納税を要する場合があります。

(連絡先) 税務署 (P. 125)

(相談先) 弁護士会 (P. 75)、司法書士会 (P. 76)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 57)、警察署警務課 (警察署一覧 P. 155)

★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18歳に到達する年度末まで）のある妻または子に支給されます。

(連絡先) 市町村 (P. 46)

★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先) 厚生年金……年金事務所(旧社会保険事務所) (P. 125)

共済年金……各種共済組合

※不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対し奨学金が給与されるほか、犯罪被害の相談もできます。

(連絡先) 財団法人犯罪被害救援基金 (P. 66)、
奈良県警察本部県民サービス課【電話】0742-23-0110(代表)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

→P.133 「(6) 報道に関すること」 参照

【暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応】

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。
(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 57)、警察署警務課 (警察署一覧 P. 155)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→P.129 「医療費の負担を軽くしたい」 参照

障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金 (重傷病給付金、障害給付金)

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。
(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 57)、警察署警務課 (警察署一覧 P. 155)

★特別障害者手当

20 歳以上の在宅重度重複障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当が支給されます。
(連絡先) 市町村 (P. 47)

★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。
(連絡先) 市町村 (P. 47)

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額が所得金額から控除されます。
(連絡先) 税務署 (P. 125)

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町村 (P. 46)

★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(連絡先) 厚生年金……年金事務所(旧社会保険事務所) (P. 125)

共済年金……各種共済組合

※不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先) 市町村障害福祉担当課 (P. 168～180)、

指定障害福祉サービス事業者

(事業者は、奈良県障害福祉課 HP に掲載 <http://www.shienhi.jp/>)

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給されます。

(連絡先) 市町村 (P. 52)

★障害児福祉手当

20歳未満の在宅重度の障害児で、日常生活において常時介護を必要とする方に対して支給されます。

(連絡先) 市町村 (P. 52)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 奈良県警察本部暴力 110 番【電話】0742-25-0110、

奈良県警察本部組織犯罪対策第二課 (P. 59)、

警察署組織犯罪対策担当課 (警察署一覧 P. 155)、

財団法人奈良県暴力団追放県民センター (P. 122)

【交通事故に遭った人への対応】

（特徴）

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

（対応上の注意点）

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。（連絡先）警察署（警察署一覧 P. 155）

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

（連絡先）損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

（連絡先）

奈良県交通事故相談所（P. 112）、奈良県交通安全活動推進センター（P. 112）
財団法人日弁連交通事故相談センター（P. 113）、
財団法人交通事故紛争処理センター（P. 114）、社団法人日本損害保険協会（P. 115）
財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（P. 116）

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。
(連絡先) 損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。
(連絡先) 財団法人交通遺児育英会 (P. 121)

★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満 13 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。
(連絡先) 財団法人交通遺児育成基金 (P. 120)

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。
(連絡先) 独立行政法人自動車事故対策機構 (N A S V A) (P. 118)

★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金を支給したり、緊急一時貸付を行っています。
(連絡先) 財団法人自動車事故被害者援護財団 (P. 117)

★激励金給付、交通遺児激励事業

交通・自然災害により、父又は母を失った児童に対し、激励金の支給及び交通遺児激励事業を行います。
(連絡先) 財団法人奈良県交通遺児等援護会 (P. 121)

【性犯罪に遭った人への対応】

（特徴）

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応（P.4「①心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSD に加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

（対応上の注意点）

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

（連絡先）奈良県警察本部県民サービス課（P. 58）、警察署事件担当課（警察署一覧 P. 155）

コラム —親告罪—

性犯罪は、親告罪（告訴がなければ起訴できない）にあたるため、近年まで原則として犯人を知った日から6か月経過後は告訴することができない（刑事訴訟法 235 条 1 項柱書本文）とされてきました。しかし、強制わいせつ罪、強姦罪、わいせつ・結婚目的略取・誘拐罪等に係る告訴については、被害者が精神的ショック等から告訴するまでに時間がかかることから、平成 12 年の刑事訴訟法改正で、告訴期間の制限がなくなりました。

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

（連絡先）奈良県警察本部県民サービス課（P. 58）、警察署警務課（警察署一覧 P. 155）

すぐに警察に届け出ることにより消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から 72 時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します (P. 58 参照)。

(連絡先) 産婦人科 (日本家族計画協会HP参照 : <http://www.jfpa.or.jp/>)

●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

(連絡先) 産婦人科 (すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。)

警察署事件担当課 (警察署一覧 P. 155)

●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

(連絡先) 社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 65)

●特定感染症検査

H I V 抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。

(連絡先) 保健所 (P. 87)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、臨床心理士や親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先) 付添い…………… (法廷のみ) 検察庁 (P. 71)、

社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 65)

遮へい措置等……………各裁判所 (P. 67～71)

被害者に関する情報の保護……………検察庁 (P. 73)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

(連絡先) 奈良県警察本部性犯罪被害相談 110 番【電話】0742-24-4110
社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 65)

【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

（特徴）

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

（対応上の注意点）

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性(安全性)を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておくと、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、奈良県中央こども家庭相談センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

（連絡先）奈良県警察本部生活安全企画課（P. 59）、警察署生活安全課（警察署一覧 P. 155）、奈良県中央こども家庭相談センター（P. 104）、奈良県女性センター（P. 103）、医療機関（P. 89）

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、一時保護についての情報提供を行います。奈良県中央こども家庭相談センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先) 奈良県中央こども家庭相談センター (P. 104)、福祉事務所 (P. 86)、
市町村配偶者からの暴力被害に関する窓口 (P. 168～180)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

※電話等禁止命令：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになった。

(連絡先) 奈良県警察本部生活安全企画課 (P. 59)、警察署生活安全課(警察署一覧P. 155)、
奈良県中央こども家庭相談センター (P. 104)、地方裁判所 (P. 67)

★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、奈良県中央こども家庭相談センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町村 (P. 54)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→P. 126「5. ニーズに応じた解決手段」参照

【ストーカー被害に遭った人への対応】

（特徴）

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ等
- ② 監視していると思わせるような事項を告げる行為
- ③ 面会、交際等の要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ送信
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を害する事項を告げる行為
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

（対応上の注意点）

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する

イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する

ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する

エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する

オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

（連絡先）奈良県警察本部生活安全企画課（P. 59）、警察署生活安全課（警察署一覧P. 155）

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等が続けると、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。また、「警告」の申出以外にも、警察に「告訴」を行って、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

（連絡先）奈良県警察本部生活安全企画課（P. 60）、警察署生活安全課（警察署一覧P. 155）

★住民票の写しの交付等の制限（再掲 P. 28）

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、奈良県中央こども家庭相談センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

（連絡先）市町村（P. 54）

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

（連絡先）NTT、その他の電話会社

★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、防犯ブザーを貸し出しています。

（連絡先）社団法人なら犯罪被害者支援センター（P. 65）

【虐待された子どもへの対応】

(特徴)

子どもへの虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)」により保護者が子ども(18歳未満)に対して身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。子どもへの虐待は、子どもの心身の成長・発達に深刻な影響を与えるばかりか、時には生命さえ奪ってしまいます。具体的な虐待の影響は、低身長や低体重を引き起こしたり、運動やことばの発達の遅れを生じさせたり、対人関係がうまくとれなくなったりします。さらには、非行につながったり、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と呼ばれる精神症状を引き起こす場合もあります。これらは子どもの人格形成に著しい影響を与え、自尊心を低下させ、円満な人間関係を築きにくくさせるなど子どもの自立を阻害します。子どもへの虐待は大人一人ひとりが子どもの命と安全を守る視点を持ち、あらゆる機関・団体がセーフティーネットを構築し、早期発見、早期対応することが重要になります。

(対応上の注意点)

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村の子ども相談窓口や福祉事務所、奈良県こども家庭相談センター(児童相談所)に連絡通告しなければなりません(児童虐待防止法第6条)。

すべての国民は子どもへの虐待の早期発見に努めなければならない、子どもの安全を守るために通告が必要です。虐待を知った、もしくは虐待を疑った機関・団体は担当者個人や一機関で判断せず、速やかに市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会*等に連絡して、役割分担に基づいた調査・対応が大切です。なお、通告を受けた機関は通告者の秘密を守らなければなりません(児童虐待防止法第7条)。

ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は、詳細に聞き取ったり、事実を確認しようとせず、奈良県こども家庭相談センター等に通告し対応を協議してください。

イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、虐待者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを複数人で冷静かつ客観的に判断し、速やかに市町村の児童虐待窓口へ通告してください。

* 要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

(連絡先) 市町村子ども相談窓口 (P. 145)、市町村保健衛生担当課 (P. 158)
市町村教育委員会 (P. 164)、市町村児童虐待に関する窓口 (P. 168～180)
奈良県こども家庭相談センター (P. 105)、福祉事務所 (P. 86)

コラム —守秘義務について—

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

尋常でない子どもの泣き叫ぶ声や、子どもが大けがをしているなど、市町村や奈良県こども家庭相談センターに通告していても生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、**110番通報**又は**119番通報**により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア) 調査

児童虐待の通告を受理した市町村等は、速やかに子どもや家族についての調査を行います。子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要があると市町村が判断した場合は、奈良県こども家庭相談センターに送致されます。奈良県こども家庭相談センターは必要に応じて一時保護を実施します。時には保護者に対し子どもへの通信・面会が制限される場合があります。

イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

ウ) 親子分離が必要な場合

奈良県こども家庭相談センターによる児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が施設入所措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより施設入所措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、さまざまな機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の一つとして民法第 822 条第 1 項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第 14 条第 1 項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第 2 項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

【虐待された高齢者への対応】

(特徴)

高齢者虐待とは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」（平成 18 年 4 月施行）に基づき、養護者（在宅高齢者の介護を行う家族等）及び養介護施設従事者等（施設や居宅サービス等の職員）による高齢者（65 歳以上）に対して行われる、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の行為をいいます。法律の目的として、虐待を受けた高齢者の保護措置のみならず、養護者自身への支援措置（負担軽減等）が定められています。

高齢者虐待は、家庭内での長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭問題等のさまざまな要因が複雑に絡み合って生じます。虐待をしている養護者も、虐待を受けている高齢者も「虐待」の自覚や認識がない場合が多く、また親が子を思うが故に虐待の事実を隠そうとすることもあり、家庭内における高齢者虐待は表面化しにくい現状があります。

(対応上の注意点)

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者及び虐待を受けた高齢者は、速やかに市町村の高齢者福祉の窓口、地域包括支援センターに通報・届出をしてください。

ア) 養護者による虐待の通報等について

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村等への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村等に通報しなければなりません（第 7 条）。虐待を受けた高齢者自身も市町村等に届け出ることができます（第 9 条）。

また、高齢者の福祉に業務上関係のある者は、早期発見に努めなければならないと規定されています（第 5 条）。特に、高齢者が介護保険サービスを利用している場合には、担当の介護支援専門員や介護保険サービス事業所の職員は高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

イ) 養介護施設従事者等による虐待の通報等について

養介護施設従事者等職員は、その業務している施設等において職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかな市町村等への通報義務があります。その他、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村等への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村等に通報しなければなりません。虐待を受けた高齢者自身も市町村に届け出ることができます（第 21 条）。

また養介護施設従事者等による虐待を通報した職員は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません（第 21 条第 7 項）。

ウ) 通報者等に関する守秘義務について

通報等を受理した市町村等職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと守秘義務が課されています（第 8、17、23 条）。

（連絡先）高齢者虐待に関する相談窓口（P.149～153）

養護者による高齢者虐待に関する通報・届出受理後、市町村等において以下のような対応がされます。

ア) 事実確認・立入調査・警察への援助要請

市町村等は、高齢者虐待の通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります（第 9 条）。虐待の種類や程度、事実や経過、安全確認と身体・精神・生活状況等の把握等について、当該高齢者と関わりのある機関や関係者からの情報収集の他、訪問面接を行い、客観的に確認します。

また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるにも関わらず確認や介入が困難な場合には、行政権限として立入調査を実施することができます（第 11 条）。その際、必要に応じて高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助要請しなければならないとされています（第 12 条）。

イ) 援助方針の決定・援助の実施

事実確認後、虐待事例に対する援助方針・内容を検討します。

虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められた高齢者を養護者から分離し、保護します。

保護・分離の手段として、①契約による介護保険サービスの利用（短期入所・施設入所等）、②老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置（第 10 条）があります。

ウ) 成年後見制度の活用

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する方法として、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うことが規定されています（第 9 条）。

エ) 養護者支援

養護者は、介護疲れやストレスを抱えている、認知症介護の知識がない、養護者自身が支援を要する状態にある等のさまざまな要因の結果、虐待に至ります。虐待者に男性（息子や夫）が多い背景には、慣れない家事や介護、地域で相談相手がいないことによる孤立等が重なり合います。

そのため、認知症に関する知識と介護の方法を指導する、介護保険サービスの利用により介護負担を軽減する等、適切に養護者への相談等の支援を行い、高齢者虐待の防止を図ります（第 14 条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報・届出受理後、市町村等において以下のような対応がされます。

ア) 事実確認

通報等への対応は、養介護施設・養介護事業所の所在地の市町村が行います。対応方法は、基本的に養護者による虐待への対応と同様です。また、県とも連携して事実確認を行います。

イ) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告徴収を受けて事実を確認します。虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、指導を行い、改善を図るようにします。指導に従わない場合は、老人福祉法・介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消処分等の権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります（第24条）。

3. さまざまなニーズに対応するための関係機関・団体の連携

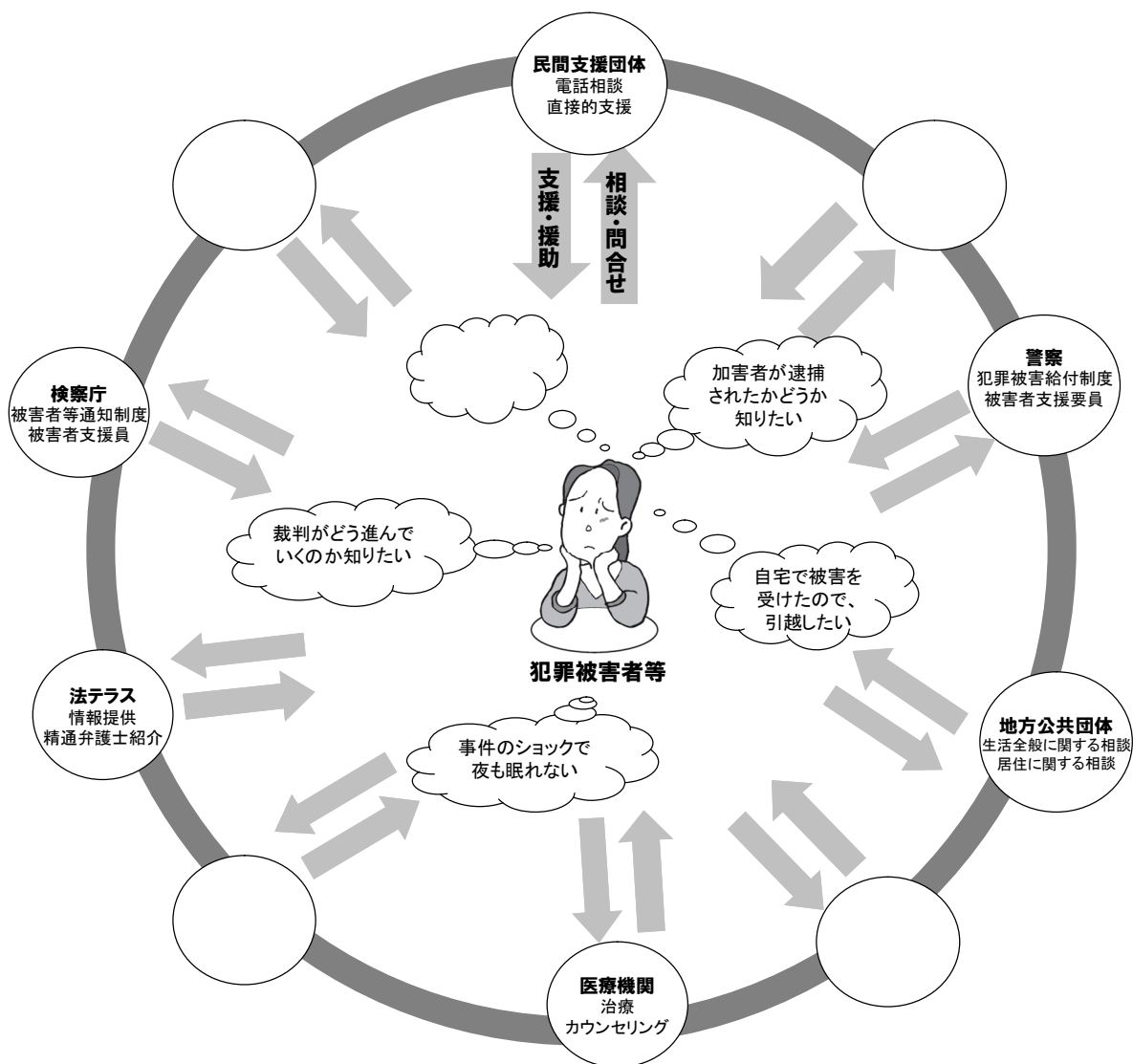
(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題はさまざまであり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望めます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

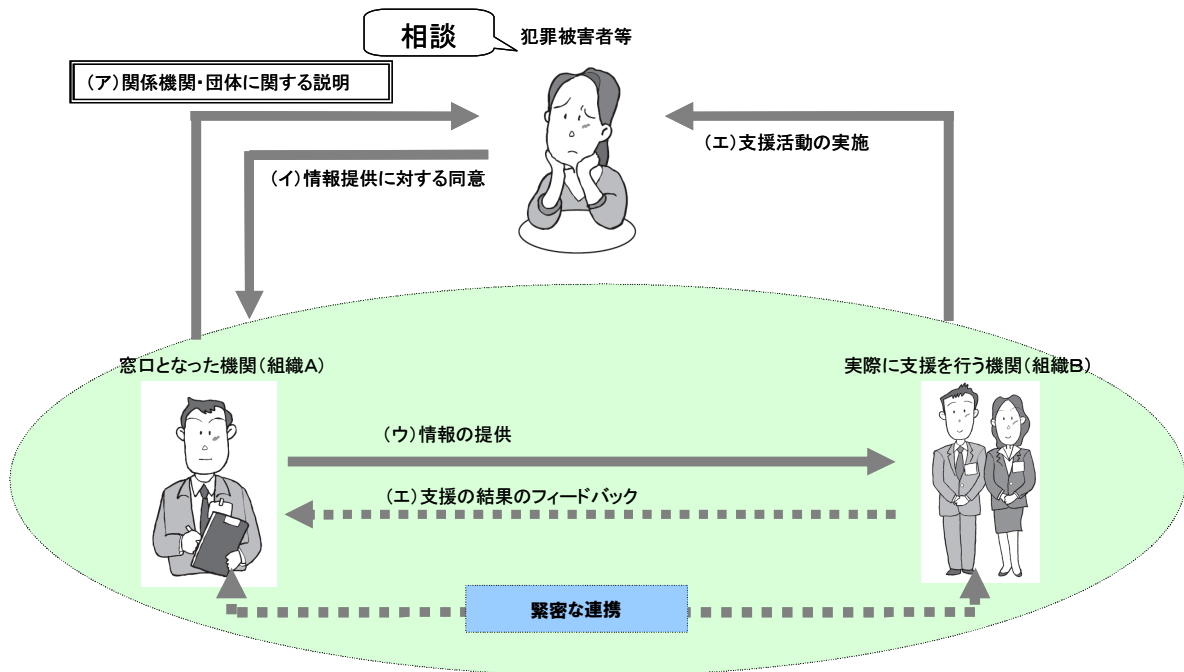
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



(2) 関係機関・団体の連携の実際

① 基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



(ア) 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

(イ) 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務

があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

(ウ) 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。（※伝達については、様式P. 140を活用してください。）

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確

約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

(エ) 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

(オ) より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

②連携の際の留意点

(ア) 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

(イ) 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるようなことがないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

(ウ) 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(エ) 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

4. 各機関・団体における支援業務

<総合的な対応>

- (1) 奈良県 (P. 44)
- (2) 県内市町村 (P. 45)
- (3) 奈良県警察 (P. 55)
- (4) 海上保安庁 (P. 61)
- (5) 法テラス (P. 63)
(日本司法支援センター)
- (6) 社団法人 なら犯罪被害者支援センター (P. 65)
- (7) 財団法人 犯罪被害救援基金 (P. 66)

<司法関連>

- (再掲) 法テラス (P. 63)
- (8) 地方裁判所・簡易裁判所 (P. 67)
- (9) 家庭裁判所 (P. 69)
- (10) 検察庁 (P. 71)
- (11) 弁護士会 (P. 75)
- (12) 司法書士会 (P. 76)

<刑事施設・保護観察所等>

- (13) 矯正管区 (P. 77)
- (14) 刑事施設 (P. 78)
- (15) 少年鑑別所 (P. 78)
- (16) 少年院 (P. 79)
- (17) 地方更生保護委員会 (P. 79)
- (18) 保護観察所 (P. 81)

<人権・外国人対応>

- (19) 法務局・地方法務局 (P. 83)
- (20) 外国人在留総合インフォメーションセンター (P. 85)

<医療・福祉>

- (21) 奈良県精神保健福祉センター (P. 86)
- (22) 福祉事務所 (P. 86)
- (23) 保健所 (P. 87)
- (24) 市町村保健衛生担当課 (P. 88)
- (25) 社会福祉協議会 (P. 88)
- (26) 地域包括支援センター (P. 89)
- (27) 医療機関 (P. 89)
- (28) 奈良県臨床心理士会 (P. 90)
- (29) 一般社団法人 奈良県社会福祉士会 (P. 91)
- (30) 社団法人 日本精神保健福祉士協会 (P. 92)

<就労関連>

- (31) 労働局雇用均等室 (P. 93)
- (32) 労働基準監督署 (P. 94)
- (33) ハローワーク (公共職業安定所) (P. 95)
- (34) 総合労働相談コーナー (P. 96)
- (35) 独立行政法人
雇用・能力開発機構奈良センター (P. 97)
- (36) 公共職業能力開発施設 (P. 98)
- (37) 奈良県労働委員会 (P. 99)
- (38) 奈良県雇用労政課 (P. 100)
- (39) 奈良県奈良・高田しごと i センター (P. 101)

<女性・子ども>

- (40) 配偶者暴力相談支援センター (P. 102)
(奈良県中央こども家庭相談センター)
- (41) 奈良県女性センター (P. 103)
- (42) 婦人相談所 (P. 104)
(奈良県中央こども家庭相談センター)
- (43) 児童相談所 (P. 105)
(奈良県こども家庭相談センター)
- (44) 児童家庭支援センター (P. 106)
- (45) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設 (P. 107)
- (46) 母子生活支援施設 (P. 107)
- (47) 母子家庭等就業・自立支援センター (P. 108)
(奈良県母子・スマイルセンター)
- (48) ファミリー・サポート・センター (P. 109)
- (49) 奈良県虐待防止ネットワーク「きずな」 (P. 109)
- (50) 奈良県教育委員会 (P. 110)
- (51) 学校 (P. 110)
- (52) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター (P. 111)

<その他>

- (64) 財団法人
奈良県暴力団追放県民センター (P. 122)
- (65) 奈良県消費生活センター (P. 123)
- (66) 社会福祉法人 奈良いのちの電話協会 (P. 123)
- (67) 自殺防止センター (P. 124)
- (68) 年金事務所 (旧社会保険事務所) (P. 125)
- (69) 全国健康保険協会(奈良支部) (P. 125)
- (70) 税務署 (P. 125)

<交通事件>

- (53) 奈良県交通事故相談所 (P. 112)
- (54) 奈良県交通安全活動推進センター (P. 112)
- (55) 財団法人 日弁連交通事故相談センター (P. 113)
- (56) 財団法人 交通事故紛争処理センター (P. 114)
- (57) 社団法人 日本損害保険協会 (P. 115)
- (58) 財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 116)
- (59) 財団法人 自動車事故被害者援護財団 (P. 117)
- (60) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) (P. 118)
- (61) 財団法人 交通遺児育成基金 (P. 120)
- (62) 財団法人 交通遺児育英会 (P. 121)
- (63) 財団法人 奈良県交通遺児等援護会 (P. 121)

(1) 奈良県

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

1 犯罪被害者等支援相談窓口

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口) 奈良県くらし創造部人権施策課内 (県庁2階)

〒630-8501 奈良市登大路町 30

【電話】 0742-27-8726

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩 6 分
・「県庁前」バス停下車すぐ

【HP】

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1657.htm



2 配偶者からの暴力被害者に対する県営住宅への優先入居

(支援概要)

県営住宅の申込枠に、配偶者からの暴力被害者等を対象とした母子家庭向けのものを設定しています。

(対象要件)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当し、かつ20歳未満の児童を扶養している方（奈良県中央こども家庭相談センター長(P. 102 参照)の証明が必要)

- 1 奈良県中央こども家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者
- 2 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の被害者

3 配偶者からの暴力被害者に対する県営住宅への申し込み要件の緩和

(支援概要)

通常は同居親族が必要な県営住宅について、配偶者からの暴力被害者は、「単身者」での申込みが可能です。

(対象要件)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方

- 1 奈良県中央こども家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者
- 2 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の被害者

(窓口) 奈良県住宅課(県庁分庁舎6階)

【電話】0742-27-7539

【受付時間】平日 8:30～17:15

【HP】http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12431.htm

(2) 県内市町村

※平成22年2月1日現在の支援概要

(組織の紹介)

最も県民に身近な基礎的自治体として犯罪被害者等への支援業務を行っています。

また、国、地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

(窓口) 市町村犯罪被害者支援担当課(P.154)

1 犯罪被害者相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口) 市町村担当課(P.168～180)

2 高額療養費の支給、高額療養資金貸付制度

(高額療養費の支給)

国民健康保険加入者で、同じ月内に同一保険医療機関に支払った自己負担額が一定の金額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

総合的な対応

(高額療養資金貸付制度)

国民健康保険加入者で、病院の窓口での支払が高額で困難な場合、その支払の一部を貸付する制度です。実施していない市町村があります。

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

3 遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた子がいる場合に支給されます。

(対象要件等)

- 1 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること
- 2 死亡した方に生計を維持されていた 18 歳に達した年度の年度末までの子、又は 1、2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にし、死亡した方に生計を維持されていた妻であること

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

4 障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が以下の要件に該当していること
 - ・初診日から 1 年 6 か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、1、2 級の障害の状態にあるとき
 - ・保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること
- 2 初診日が 20 歳前にある場合は、20 歳になったときに 1、2 級の障害の状態にあること

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

5 特別障害給付金

(支援概要)

国民年金任意加入対象者であった方が、当時、任意加入していない期間にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残っている場合などに一定額を支給します。

(対象要件等)

国民年金任意加入対象であった平成3年3月31日以前の学生や昭和61年3月以前の厚生年金、共済組合等加入者の配偶者の方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害の状態にあるとき

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

6 特別障害者手当

(支援概要・対象要件等)

20歳以上の在宅重度重複障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して、手当を支給します。

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

7 身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、更生援護施設への入(通)所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の免除、NHK受診料の減免、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが傷害の程度に応じて受けられます。

※診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

8 精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方（窓口）詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課（P. 168～180）

9 自立支援医療費等支給制度

(支援概要・対象要件等)

障害者自立支援法に基づいて、身体・知的・精神の障害にかかわらず、市町村等が福祉サービスを提供しています。

自立支援医療費の支給としては、精神通院（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得に応じ負担上限額があります。

※自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

ただし、育成医療については住所を管轄する保健所(P. 157)にお問い合わせください。

市町村担当課（P. 168～180）

10 心身障害者医療費助成

(支援概要)

心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等)

- ・身体障害者手帳の1級もしくは2級または療育手帳A保持者
- ・年齢1歳以上

ただし、65歳以上の方については、後期高齢者医療制度非加入者に限る。

- ・所得額により、支給できない場合があります。

(窓口) 市町村によって要件が異なりますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

市町村担当課（P. 168～180）

11 乳幼児医療費助成

(支援概要)

義務教育就学前の児童等が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等)

- ・所得額等により、支給できない場合があります。
- ・市町村によって、対象学年等が異なります。

(1) 就学前まで ※下記 (2) に記載の市町村以外

(2) その他 (大和郡山市、香芝市、山添村、斑鳩町、川西町、黒滝村、天川村)

(窓口) 市町村によって要件が異なりますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

12 母子医療費助成

(支援概要・対象要件等)

母子家庭の母や児童等が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担相当額の助成を受けることができます。ただし、一部自己負担があります。

※所得額により、支給できない場合があります。

(窓口) 市町村によって要件が異なりますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

13 母子寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

母子家庭の母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・配偶者のいない (死別、離婚、生死不明、法令による拘禁 (長期)、労働能力喪失、未婚の母等) 女子で 20 歳未満の児童を扶養している方
- ・寡婦 (かつて母子家庭の母であった方)

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 156)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

(参考) 奈良県こども家庭課家庭福祉係

【HP】 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12062.htm

14 高等技能訓練促進費等事業

(支援概要)

母子家庭の母が看護師等、経済的自立に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の一定期間について、毎月一定額支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、入学支援修了一時金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- ・修業年限2年以上の養成機関で一定の過程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・過去に訓練促進費の支給を受けていないこと

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 156)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

(参考) 奈良県こども家庭課家庭福祉係

【HP】 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12062.htm

15 自立支援教育訓練給付金事業

(支援概要)

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- ・受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ・当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・原則過去に訓練給付金を受給していないこと

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 156)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

(参考) 奈良県こども家庭課家庭福祉係

【HP】 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12062.htm

16 母子家庭等就業・自立支援事業

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(対象要件等)

母子家庭等(夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 156)

奈良県母子・スマイルセンター (P. 108 参照)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

17 母子自立支援プログラム策定等事業

(支援概要)

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 156)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

18 遺児手当

(支援概要)

父母の一方又は両方が死亡した児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的として支給します。

(対象要件・窓口等)

実施市町村が限られていますので、市町村担当課等連絡先一覧(P. 168～180)を参照していただき、詳しくは市町村にお問い合わせください。

19 児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護する母又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町村内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり(20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む)、次のいずれかの状態にある児童を監護する母又は養育する者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父が死亡した児童
- ・父に1年以上遺棄されている児童
- ・父が重度の障害を有する児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

※ただし、様々な支給制限があります。

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

20 障害児福祉手当

(支援概要・対象要件等)

20 歳未満の在宅重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする方に対して、手当を支給します。

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

21 特別児童扶養手当

(支援概要・対象要件等)

精神又は身体に中程度以上の障害を有する 20 歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

22 要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等を援助します。

(対象要件等)

当該市町村に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の保護者で生活保護受給者又はそれに準じる保護者と認定される方

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

23 幼稚園就園奨励費補助

(支援概要)

当該市町村に住所を有し、幼稚園に就園する幼児の保護者に、所得状況に応じて入園料や保育料を補助します。

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

24 特別支援教育就学奨励費

(支援概要)

当該市町村の区域内の公立又は私立の小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を補助します。

(窓口) 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村担当課 (P. 168～180)

25 一時預かり保育

(支援概要)

常日頃、保育所を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難になる場合や育児にともなう保護者の心理的・身体的負担を軽減するため保育所等において児童の一時預かり保育を行っています。

※利用料金が必要です。

(対象要件等)

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児

- ・保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭における育児が困難となる児童
- ・保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的理由により一時的に保育が必要となる児童

(窓口) 一時預かり保育を実施している保育所等 (P. 166～167)

(問い合わせ) 市町村担当課 (P. 168～180)

26 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上もしくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。

※利用料が必要です。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(窓口) 市町村担当課 (P. 168～180)

*実施していない市町村があります。

27 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※利用料が必要です。

(対象要件等)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

(窓口) 市町村担当課 (P. 168～180)

*実施していない市町村があります。

28 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者は公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 168～180) *実施市町村が限られています。

29 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居

(支援概要)

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅への入居ができる場合があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 168～180) *実施市町村が限られています。

30 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者等を除く。)は公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 168～180) *実施市町村が限られています。

31 犯罪被害者等の公営住宅への一時入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者等を除く。)が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅への入居ができる場合があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 168～180) *実施市町村が限られています。

32 無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士等が無料の法律相談を行っています。

(窓口) 市町村担当課 (P. 168～180) *実施していない市町村があります。

33 住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、奈良県中央こども家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・当該市町村の住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方

(窓口) 市町村担当課 (P. 168～180)

(3) 奈良県警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

1 被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件・事故担当課（警察署一覧 P. 155）

2 被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件・事故担当課（警察署一覧 P. 155）

3 地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールを行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 警察署地域課 (警察署一覧 P. 155)

4 各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に「ナポくん相談コーナー」を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪や被害少年等個別の相談窓口を設けています。

(窓口)

警察総合相談電話【ナポくん相談コーナー】

(プッシュ式)	# (シャープ) 9110	終日
(ダイヤル式)	0742-23-1108	終日
(FAXでの相談)	0742-24-0874	終日
性犯罪被害相談 110 番	0742-24-4110	平日 8:30~17:15
ヤング・いじめ 110 番	0742-22-0110	終日
(中南和少年サポートセンター)	0744-27-4544	終日
悪質商法 110 番	0742-24-9441	終日
暴力 110 番	0742-25-0110	終日
薬物被害に関する相談	0742-33-1818	終日

5 カウンセリング

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署警務課 (警察署一覧 P. 155)

6 犯罪被害給付制度

(支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

犯罪被害者等給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」…犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年令や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
- ・「重傷病給付金」…重大な障害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- ・「障害給付金」…障害等級1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年令や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
- ・重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病））を負った犯罪被害者本人
- ・障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人

※ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(申請先) 申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署警務課（警察署一覧P.155）

7 診断書等の公費支出

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用の公費支出を行っています。

(対象要件等)

一定の要件を満たす傷害等の身体犯の被害者（保護者）

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署被害者支援担当課（警察署一覧P.155）

8 再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件担当課 (警察署一覧 P. 155)

9 性犯罪被害者への支援

(支援概要)

女性警察官による捜査、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担(初診料、診断書料、緊急避妊費用等)、交番等における女性被害相談所の設置等を行っています。

緊急避妊等の経費については、警察に届け出た後受診すると、公費で直接医療機関に支払われますが、届出の前に受診した場合には、公費負担できないことがあります。

なお、治療費や投薬料は個人の負担となります。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件担当課 (警察署一覧 P. 155)

10 被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

奈良県警察本部少年課

少年サポートセンター 0742-22-0110

中南和少年サポートセンター 0744-27-4544

警察署被害者支援担当課 (警察署一覧 P. 155)

11 子ども虐待への対応

(支援概要)

奈良県こども家庭相談センター等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、女性警察官、少年警察補導員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

奈良県警察本部少年課

少年サポートセンター 0742-22-0110

中南和少年サポートセンター 0744-27-4544

警察署被害者支援担当課 (警察署一覧 P. 155)

12 暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪の被害者に対して、暴力団からの報復等のおそれが認められる場合は、被害者に対する警戒活動及び被害を受けるおそれがある関係箇所に保護機材等を設置しての保護活動を行っています。

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(窓口) 奈良県警察本部組織犯罪対策第二課 0742-23-0110(代)

暴力 110 番 (終日) 0742-25-0110

警察署刑事課 (警察署一覧 P. 155) (奈良警察署及び橿原警察署は刑事第二課)

13 交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通事故被害者等からの相談に応じて、被害者支援・救済制度、警察での交通事故事件捜査の基本的な手続き等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(窓口) 奈良県警察本部交通指導課 0742-23-0110(代)

警察署交通捜査係 (警察署一覧 P. 155)

14 配偶者からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(窓口) 奈良県警察本部生活安全企画課 0742-23-0110(代)

警察署生活安全課 (警察署一覧 P. 155)

15 ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(窓口) 奈良県警察本部生活安全企画課 0742-23-0110(代)

警察署生活安全課 (警察署一覧 P. 155)

16 被害者等の一時避難場所の確保に係る公費負担制度

(支援概要)

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供できる場合があります。

(対象要件等)

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署刑事課 (警察署一覽 P. 155)

17 司法解剖に関する経費の公費負担

(支援概要)

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たないようにするための措置や遺体を搬送するための経費の一部を公費で負担しています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署刑事課 (警察署一覽 P. 155)

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 (県庁分庁舎内)

〒630-8578 奈良市登大路町 80

【電話】 0742-23-0110(代)

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩6分

・「県庁前」バス停下車すぐ

【HP】

<http://www.police.pref.nara.jp/main.htm>

パンフレット：「犯罪の被害にあわれた方へ」

「交通事故の被害者とその家族のために」を作成しています。



(4)海上保安庁

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

1 被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

2 犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

3 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

4 その他の支援

(支援概要)

1 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

総合的な対応

2 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(窓口) 第五管区海上保安部

〒650-8551 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第二地方合同庁舎 9 階

【電話】 078-391-6556(代)

【受付時間】 平日 8:30～17:15

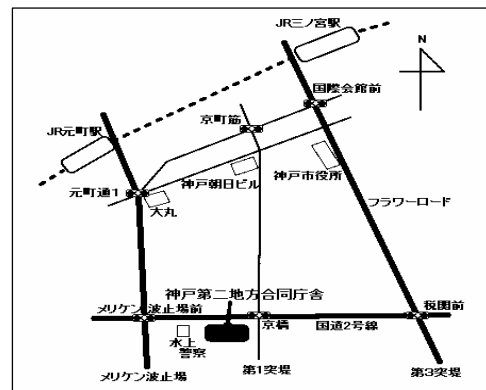
【交通手段】

JR・阪神「元町」駅下車徒歩 10 分

JR・阪神・阪急「三宮」駅下車
徒歩 13 分

詳しくは、海上保安庁へ

【HP】 <http://www.kaiho.mlit.go.jp>



(5) 法テラス：日本司法支援センター

(組織の紹介)

平成 18 年 4 月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。全国に 50 カ所の地方事務所があります。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

1 コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※料金は全国どこからでも 3 分 8.5 円（税別）です。

【電話番号】0570-079714（「なくことないよ」）

利用時間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

- ・ PHS・IP 電話からは、03-6745-5601
- ・ 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル（0570-078374「おなやみなし」）も設け、情報提供しています。

2 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

(支援概要)

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- ・ 資力（現金・預金等）に関する基準額（150 万円未満）に該当すること
（3 か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

3 民事法律扶助業務

(支援概要)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

※費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

※民事上のことに限り、ご利用いただけます。

(対象要件等)

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

4 日弁連委託援助業務

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※要した費用について、負担をしていただく場合があります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(窓口)

・法テラス奈良（日本司法支援センター奈良地方事務所）

〒630-8241 奈良市高天町 38-3

近鉄高天ビル 6 階

【電話】050-3383-5450

【受付時間】平日 9:00～17:00

【交通手段】近鉄「奈良」駅下車徒歩 3 分

・コールセンター（犯罪被害者支援ダイヤル）

【電話】0570-079714（「なくことないよ」）



法テラス【HP】<http://www.houterasu.or.jp/>

(6) 奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人 なら犯罪被害者支援センター(全国被害者支援ネットワーク加盟団体)

(組織の紹介)

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動も行っています。

1 電話相談・面接相談

(支援概要)

相談員(被害者支援について専門的な研修を積んだ者)による継続的な相談を行っています。必要に応じ、警察や検察庁、他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。

(相談窓口) 【電話相談】 0742-24-0783 月・火・水・金・土 10:00～15:00

【面接相談】 電話相談または事務局にて問い合わせた上で実施

2 直接的支援

(支援概要)

家事等の生活支援、警察署・病院・検察庁・刑事裁判への付添い等を必要に応じ行っています。

(相談窓口) 社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局

【電話】 0742-26-6935 月・火・水・金・土 10:00～16:00

(窓口) 奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人 なら犯罪被害者支援センター

〒630-8217 奈良市橋本町 3-1 奈良マーチャントシードセンター3 階

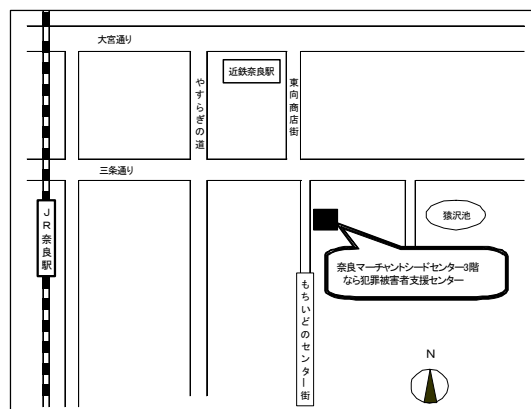
【電話】 0742-26-6935

【受付時間】 月・火・水・金・土
10:00～16:00

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩 10 分

JR「奈良」駅下車徒歩 20 分



【HP】 <http://www8.ocn.ne.jp/~nara-vsc/index.html>

(7)財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

1 奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- ・学校に在学し（大学院を除く）、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟

(申出先) 奈良県警察本部県民サービス課【電話】0742-23-0110(代)

2 生活の指導・相談事業

(支援概要)

犯罪被害により受けた精神的被害の緩和に努めています。

(対象要件等) 奨学生、その保護者

(窓口) 電話相談コーナー 03-5226-1021

(窓口) 財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

【電話】03-5226-1020 【FAX】03-5226-1023

【受付時間】平日 10:00～17:00

パンフレット：「犯罪被害救援基金の概要」を作成しています。

(再掲) 法テラス: 日本司法支援センター

→P. 63 参照

(8) 地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

1 裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

2 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

3 意見陳述

→P. 72 参照

4 証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、臨床心理士や民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先) 検察官（刑事事件のみ）または事件を審理している裁判所

5 被害者に関する情報の保護

→P. 73 参照

6 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P. 73 参照

7 損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の一般承継人（相続人など）

※ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

8 刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

(窓口) 奈良地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所

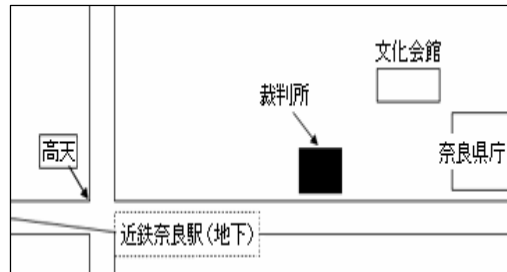
〒630-8213 奈良市登大路町 35

【電話】 0742-26-1271(代)

【受付時間】 平日 8:30～17:00

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩 5 分



【HP】

裁判所における犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/pdf/hanzai_higai.pdf

少年犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/pdf/syonen_hanzai_higai.pdf

(9) 家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

1 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

2 意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

3 審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

4 審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

5 審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や自動車運転過失致死傷等の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

奈良家庭裁判所の連絡先等はP.69を参照してください。

(10) 検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

1 被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(窓口) 各地方検察庁設置の被害者ホットライン

奈良地方検察庁 【電話・FAX】0742-27-6861

2 被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- ・目撃者その他の参考人等（一部の通知を除く。）

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

3 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

4 確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

5 不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（下記「刑事裁判への参加（被害者参加制度）」参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

6 意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

7 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

（支援概要）

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP. 63 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

（対象要件等）

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

※ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

（申出先）事件を取り扱った検察庁

※国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）へ（→P. 63 参照）

8 被害者に関する情報の保護

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

（対象要件等）

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を取り扱った検察庁

9 被害回復給付金支給制度

（支援概要）

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人から、はく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

（対象要件等）

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

（申出先）支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

10 公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

(窓口) 奈良地方検察庁

〒630-8213 奈良市登大路町 1-1

奈良地方法務合同庁舎

【電話】 0742-27-6821 (代)

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】近鉄「奈良」駅下車

徒歩 5 分



- ・葛城支部 〒635-0095 大和高田市大中 116-2 【電話】 0745-22-8001
- ・五條支部 〒637-0043 五條市新町 3-3-2 【電話】 0747-22-2783

【HP】法務省：<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11-7.html>

検察庁：<http://www.kensatsu.go.jp/>

(11) 弁護士会**(組織の紹介)**

基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とした弁護士と、弁護士が設立した弁護士法人が会員となっている団体です。弁護士会は、弁護士法に基づき、地方裁判所の区域（管轄）ごとに設立されています。

犯罪被害者支援委員会**(支援概要)**

犯罪の被害者またはご遺族からの法律相談（面接相談）を行っています。相談後の支援の内容は、告訴手続き、刑事裁判の傍聴付添い・意見陳述・被害者参加、マスコミ対応、示談交渉、民事裁判の提起等、多岐に渡っています。

詳細は下記ホームページの「法律相談」をご覧ください。

※相談料は、初回無料、2回目以降は、原則として30分5,250円（税込み）です。

(窓口) 奈良弁護士会

〒630-8237 奈良市中筋町 22-1

【電話】0742-22-2035

【受付時間】平日 9:30～12:00

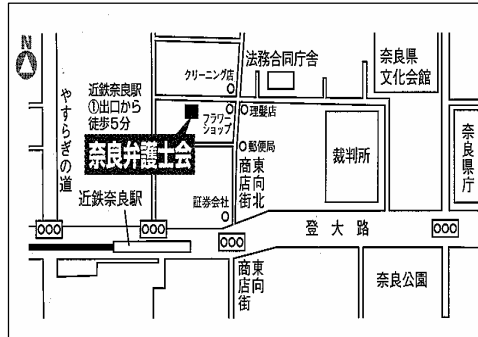
13:00～17:00

【交通手段】近鉄「奈良」駅下車

徒歩5分

(駐車場はありません。)

【HP】<http://www.naben.or.jp/>



(12) 司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140 万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が 140 万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます(分割支払い可能)。

※要予約 予約受付時間 平日 8:40～17:00 【電話】 0742-22-6677

(窓口) 奈良県司法書士会

〒630-8325 奈良市西木辻町 320-5

【電話】 0742-22-6677

【相談時間】 平日 13:00～16:30

土曜 9:30～11:45

【交通手段】

近鉄・JR「奈良」駅から

中循環「西木辻」バス停下車すぐ

【HP】

奈良県司法書士会：<http://narashihou.or.jp/>

日本司法書士会連合会：<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

パンフレット：「犯罪被害にあわれた方へ」を作成しています。



(13) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国 8 か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

1 被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

2 加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

(窓口) 大阪矯正管区

〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-67

大阪合同庁舎第 2 号館別館 7 階

【電話】 06-6941-5751 【受付時間】 平日 9:30～17:00

【交通手段】 地下鉄「谷町四丁目」駅下車 5 番出口すぐ

【HP】 矯正局 : <http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/index.html>

(14) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

◇奈良少年刑務所 〒630-8102 奈良市般若寺町 18 【電話】 0742-22-4961

葛城拘置支所 〒635-0095 大和高田市大中 116 【電話】 0745-22-1051

(15) 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

◇奈良少年鑑別所 〒630-8102 奈良市般若寺町 3 【電話】 0742-22-4829

(16) 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

◇奈良少年院 〒631-0811 奈良市秋篠町 1122 【電話】 0742-45-4681

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 少年鑑別所 (P. 78 (15) 少年鑑別所参照)

(17) 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国 8 か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

1 意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること
(被害者が害を被った事件の刑の仮釈放審理に限る。)
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

2 被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者

(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 1 については、事件を取り扱った検察庁

2 については、少年鑑別所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

(窓口) 近畿地方更生保護委員会

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-67

大阪合同庁舎第4号館6階

【電話】050-3080-9912

【受付時間】平日 8:30～17:15

【交通手段】地下鉄「谷町四丁目」駅下車
5番出口すぐ



【HP】保護局：<http://www.moj.go.jp/HOGO/index.html>

(18)保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

1 心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・加害者が保護観察中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

2 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

1 加害者が刑事処分になった場合

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者

（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）

2 加害者が保護処分になった場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先)

- 1については、事件を取り扱った検察庁
2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

3 相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

(問い合わせ) 奈良保護観察所 【電話】 0742-23-1233

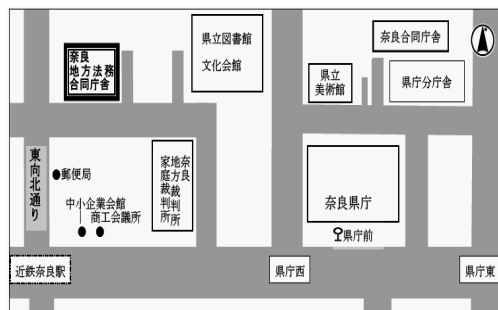
(窓口) 奈良保護観察所

〒630-8213 奈良市登大路町1-1

奈良地方法務合同庁舎

【電話】 0742-23-1233

【交通手段】 近鉄「奈良」駅下車
徒歩5分



【HP】 <http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html>

(19)法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

1 常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。

(窓口) 法務局・地方法務局又はその支局

【受付時間】 平日 8:30～17:15

2 特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 全国の法務局・地方法務局

3 子どもの人権110番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで子どもからの人権相談に応じています。

(窓口) 0120-007-110 【受付時間】 平日 8:30～17:15

4 女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで女性からの人権相談に応じています。

(窓口) 0570-070-810 【受付時間】 平日 8:30～17:15

5 外国人のための人権相談所

(支援概要)

英語・中国語などの通訳を配置し、日本語による意志疎通が困難な外国人が安心して相談できるようにしています。(開催日、時間などの詳細については下記までお問い合わせください)。

(問い合わせ) 東京法務局 (東京法務局内人権相談室)	03-5213-1372
大阪法務局 (大阪法務局内人権相談室)	06-6942-9496
神戸地方法務局 (神戸地方法務局内人権相談室)	078-392-1821 (代)
名古屋法務局 (名古屋法務局内人権相談室)	052-952-8111 (代)
広島法務局 (ひろしま国際センター)	082-541-3777
福岡法務局 (アクロス福岡 3階こくさいひろば)	092-725-9201
高松法務局 (アイパル香川国際交流フロア)	087-837-5901
松山地方法務局 (愛媛県国際交流センター)	089-917-5678

6 インターネット人権相談受付窓口（SOS－eメール）

（支援概要）

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口（SOS－eメール）を開設し、24時間365日相談を受け付けています。

（窓口）パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



（窓口）奈良地方法務局 人権擁護課

〒630-8305 奈良市東紀寺町 3-4-1

奈良第二法務総合庁舎

【電話】0742-23-5457

【受付時間】平日 8:30～17:15

【交通手段】

近鉄・JR「奈良」駅から

・市内循環「高畑町」バス下車
徒歩 5 分

・山村町行・藤原台行

「高畑住宅」バス下車徒歩 3 分



各支局【受付時間】平日 8:30～17:15

・葛城支局 〒635-0096 大和高田市西町 1-63

【電話】0745-52-4941

【交通手段】近鉄「大和高田」駅、JR「高田」駅下車徒歩 10 分

・桜井支局 〒635-0096 桜井市大字栗殿 461-2

【電話】0744-42-2896

【交通手段】近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 15 分

・五條支局 〒635-0096 五條市新町 3-3-2

【電話】0747-22-2484

【交通手段】JR「五條」駅、「大和二見」駅下車徒歩 15 分

【HP】

奈良地方法務局：<http://houmukyoku.moj.go.jp/nara/top.html>

法務省人権擁護局：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

(20)外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

相談受付

(支援概要)

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

詳細については、以下を参照してください。

- ・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

- ・人身取引について

<http://www.immi-moj.go.jp/zinsin/index.html>

(窓口) 外国人在留総合インフォメーションセンター・大阪（大阪入国管理局内）
〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53

【電話】 06-4703-2150

【受付時間】 平日 9:00～16:00

【交通手段】 地下鉄中央線

「コスモスクエア」駅下車すぐ

【HP】 入国管理局：<http://www.immi-moj.go.jp/>

【入国・在留手続等各種問い合わせメールアドレス（日本語対応のみ）】

Info-tokyo@immi-moj.go.jp



(21) 奈良県精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための都道府県が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

(支援概要)

精神保健福祉センターでは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び支援と、保健所並びに関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものに対応しています。

◇なら自死遺族・こころのホットライン【電話】0744-46-5563 平日 10:00～16:00

(窓口) 奈良県精神保健福祉センター

〒633-0062 桜井市栗殿 1000

桜井総合庁舎内

【電話】0744-43-3131(内線 502)

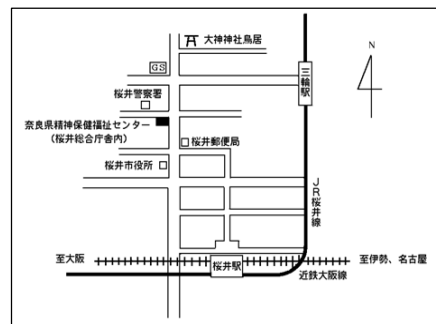
【受付時間】平日 8:30～17:15

【交通手段】近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 15 分

・天理方面行バス

「桜井総合庁舎」バス停車

【HP】http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1743.htm



(22) 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています（都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に関する事務となります。）。

1 相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

2 生活保護制度

(支援概要・対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全て生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護（支給）を行います。

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 156)

(23)保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、精神保健福祉士等の医療保健の専門職が働いており、住民の心身の健康増進に取り組んでいます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

県内各保健所 【受付時間】 平日 8:30～17:15

- ・奈良県郡山保健所 〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-16
 【電話】 0743-53-2701
 【交通手段】 近鉄「大和郡山」駅下車徒歩 12 分
 JR「郡山」駅下車徒歩 25 分
- ・奈良県葛城保健所 〒635-8508 大和高田市大中 98-4 高田総合庁舎内
 【電話】 0745-22-1701(代)
 【交通手段】 近鉄「大和高田」駅下車徒歩 15 分
 JR「高田」駅下車徒歩 10 分
- ・奈良県桜井保健所 〒633-0062 桜井市栗殿 1000 桜井総合庁舎内
 【電話】 0744-43-3131(代)
 【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅から徒歩 15 分
 天理方面行バス「桜井総合庁舎」バス停下車
- ・奈良県吉野保健所 〒638-0045 吉野郡下市町新住 15-3
 【電話】 0747-52-0551
 【交通手段】 近鉄「下市口」駅下車徒歩 15 分
- ・奈良県内吉野保健所 〒637-0041 五條市本町 3-1-13
 【電話】 0747-22-3051
 【交通手段】 JR「五條」駅下車徒歩 15 分
- ・奈良市保健所 〒630-8325 奈良市西木辻町 200-46
 【電話】 0742-23-6171
 【交通手段】 近鉄・JR「奈良」駅から
 市内循環「八軒町」バス停下車すぐ

奈良県保健所マップ : http://www.pref.nara.jp/hokensyo/hc_map/hc_map.html

(24)市町村保健衛生担当課

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。都道府県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健衛生担当課はあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

(支援概要) 保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(問い合わせ) 市町村保健衛生担当課 (P. 158)

(25)社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

1 福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。※支援にかかる費用の一部負担があります。

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (P. 159)

2 福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(相談窓口) 奈良県社会福祉協議会

【電話・FAX】0744-29-1212 月～金(休日・年末年始除く) 9:00～17:00

3 日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

加齢や認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方(成年後見制度対象者は除く。)

(窓口) 奈良県社会福祉協議会

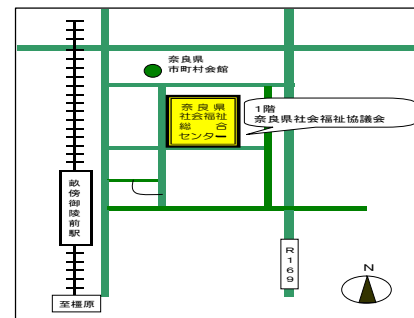
4 生活福祉資金

(支援概要)

生活や就業時、また一時的に生活維持が困難となった場合に必要な資金(生活福祉資金)を無利子又は低利で貸し付けます。総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (P. 159)、奈良県社会福祉協議会

(窓口) 奈良県社会福祉協議会
 〒634-0061 橿原市大久保町 320-11
 奈良県社会福祉総合センター 1 階
 【電話】 0744-29-0100(代)
 【受付時間】 平日 9:00～17:00
 【交通手段】 近鉄「畝傍御陵前」駅下車徒歩 1 分
 【HP】 <http://www.nara-shakyo.jp/>



(26) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

1 総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

2 権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(問い合わせ) 市町村地域包括支援センター (P.160～161)

(27) 医療機関(病院・診療所等)

(組織の紹介)

医療を提供する場として、全国で約 18 万施設が存在します。奈良県においては、医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で公表される仕組み(医療機能情報提供制度)が設けられています。

1 医療の提供等

(支援概要)

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。

また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

【なら医療情報ネット】 <http://www.qq.pref.nara.jp/qq/men/qqtmenuult.aspx>

2 性犯罪被害者への対応

→P. 24 【性犯罪に遭った人への対応】 参照

(28) 奈良県臨床心理士会

(組織の紹介)

臨床心理士は、(財) 日本臨床心理士資格認定協会により認定された心理臨床の専門職です。心理臨床とは、カウンセリングや心理療法、心理検査等の心理学を基礎とした専門的活動をさします。わが国における心理臨床の唯一の専門資格として、広く認知され、国民の生活上のこころの諸問題に対処するために、会員相互で研鑽をつみながら多方面で活動しております。

奈良県臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、会員相互の連携を深め、研修活動を行うほか、こころの健康フォーラムなどの事業を展開してこころの問題についての市民啓発にも努めています。

1 学校緊急支援

奈良県臨床心理士会では、事件事故等の被害に遭われた、または目撃された児童生徒の心理的なケアやサポートの一環として、学校現場における緊急支援を行っています。基本的には学校からの要請が必要になりますので、まずはお子様が通学しておられる学校に、奈良県臨床心理士会に学校緊急支援を要請するようお申し出ください。

2 被害者支援部会

臨床心理士会には、専門領域ごとに9つの部会があります。その中に「被害者支援部会」もあり、他の部会との連携によって、より専門的な心理的支援を行うことができます。

また、奈良県弁護士会被害者支援委員会とも連携を図っております。奈良県内で臨床心理士が活動する場所をお知りになりたい方は、「こころの健康相談マップ」を作成しておりますので、HPをご覧ください。

3 相談

奈良県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体社団法人なら犯罪被害者支援センターの相談員として、当会の臨床心理士が心理相談を行っています。

詳しくは、なら犯罪被害者支援センターにお問い合わせください。

(問い合わせ) 奈良県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 65)

◇奈良県臨床心理士会【HP】 <http://www.nscpp.jp>

(29)一般社団法人 奈良県社会福祉士会

(組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務などを行っています。

- ・児童福祉法関係施設（児童相談所、養護施設、知的障害児施設等）
- ・身体障害者福祉法関係施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設等）
- ・生活保護関係施設（救護施設、更生施設等）
- ・社会福祉法関係事業所（福祉事務所、社会福祉協議会等）
- ・母子・寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）
- ・医療法関係施設（病院等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

1 成年後見人等の紹介・受任

(支援概要)

判断能力が不十分な高齢者や障害者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。

※家庭裁判所の審判によって支援にかかる費用の一部を負担していただく場合があります。

2 「ぱあとなあ・なら」電話相談

毎週水曜日 13:00～16:00 0742-26-2757

「ぱあとなあ・なら」専属社会福祉士が成年後見についての相談を受け付けています。

(窓口) 一般社団法人 奈良県社会福祉士会

〒630-8253 奈良市内侍原町8 ソメカワビル2階

【電話】0742-26-2757

【受付時間】月～金 10:00～15:00

土 11:00～16:00

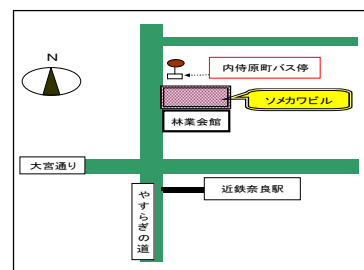
【交通手段】近鉄「奈良」駅下車徒歩10分

JR「奈良」駅から

加茂駅・航空自衛隊方面行「内侍原町」バス停下車すぐ

【メールアドレス】naracsw200106@dream.com

【HP】<http://www31.ocn.ne.jp/~jacswnara/>



(30) 社団法人 日本精神保健福祉士協会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士（P S W）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持（メンタルヘルスケア）に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・ 医療機関（精神科病院、精神科クリニック、等）
- ・ 生活支援施設（介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設）
- ・ 福祉行政の関連機関（地域保健所、都道府県・区市役所、児童相談所など）
- ・ その他（社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など）

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

◇社団法人日本精神保健福祉士協会【HP】<http://www.japsw.or.jp/index.htm>

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の法令等に基づき、職場での性別による差別、セクシュアルハラスメント防止対策、妊産婦の健康管理対策、育児・介護休業、パートタイム労働者の均衡待遇や正社員転換推進措置等に関する相談・指導等の業務を行っています。

職場での性別を理由とする差別、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働についての相談を面談・電話で受け付けています。トラブルになっている場合には、紛争解決援助制度による解決の援助も行います。

(32)労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

(窓口)

・奈良労働基準監督署

〒630-8301 奈良市高畑町 552 奈良第二地方合同庁舎内

【電話】0742-23-0435

【交通手段】近鉄・JR「奈良」駅から市内循環「高畑町」バス停下車すぐ

・葛城労働基準監督署

〒635-0095 大和高田市大中 393

【電話】0745-52-5891

【交通手段】近鉄「大和高田」駅、JR「高田」駅下車徒歩 10 分

・桜井労働基準監督署

〒633-0062 桜井市栗殿 1012

【電話】0744-42-6901

【交通手段】近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 10 分

・「桜井市庁前」、「川合東口」バス停下車徒歩 2 分

・大淀労働基準監督署

〒638-0821 吉野郡大淀町下湊 364 番地 1

【電話】0747-52-0261

【交通手段】近鉄「下市口」駅下車徒歩 10 分

(33)ハローワーク(公共職業安定所)

(組織の紹介)

厚生労働省設置法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給などの業務を行っています。

就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(窓口)

- ・ハローワーク奈良 〒630-8113 奈良市法蓮町 387 奈良第三地方合同庁舎 1F
 【電話】 0742-36-1601
 【交通手段】 近鉄「新大宮」駅下車徒歩 8 分
 ・「一条高校前」、「不退寺口」バス停下車徒歩 2 分
- ・ハローワーク大和高田 〒635-8585 大和高田市池田 574-6
 【電話】 0745-52-5801
 【交通手段】 近鉄「大和高田」駅下車徒歩 15 分
 JR「高田」駅下車徒歩 12 分
 近鉄「高田市」駅下車徒歩 25 分
- ・ハローワーク桜井 〒633-0007 桜井市外山 285-4-5
 【電話】 0744-45-0112(代)
 【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 10 分
- ・ハローワーク下市 〒638-0041 吉野郡下市町大字下市 2772-1
 【電話】 0747-52-3867
 【交通手段】 近鉄「下市口」駅下車徒歩 12 分
 ・「千石橋南詰」バス停下車徒歩 1 分
- ・ハローワーク大和郡山 〒639-1161 大和郡山市観音寺町 168-1
 【電話】 0743-52-4355
 【交通手段】 近鉄「郡山」駅下車徒歩 20 分
 JR「郡山」駅下車徒歩 10 分

(34)総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、全ての労働基準監督署庁舎内、主要都市の利便性の高い駅周辺に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口) 奈良労働局企画室 **【電話】** 0742-32-0202

奈良労働基準監督署内 (P. 94)

葛城労働基準監督署内 (P. 94)

桜井労働基準監督署内 (P. 94)

大淀労働基準監督署内 (P. 94)

(35)独立行政法人 雇用・能力開発機構 奈良センター

(組織の紹介)

雇用管理、創業や異業種進出などに関する支援、求職者の早期再就職のための職業訓練や、在職者の技能・技術向上のための職業訓練等の能力開発に関する支援を行っています。

(支援概要)

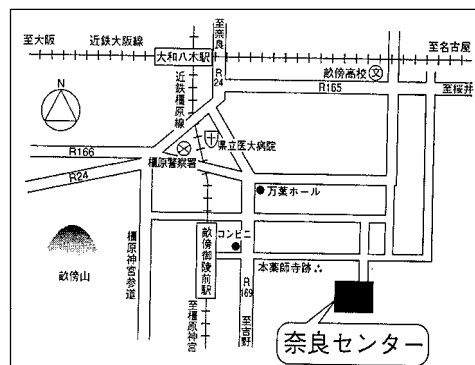
- ・施設内の公共職業訓練
- ・民間教育訓練機関を活用した公共職業訓練
- ・能力開発セミナー（在職者訓練）
- ・キャリア形成の支援
- ・企業の雇用管理改善等への支援

(窓口) 独立行政法人 雇用・能力開発機構奈良センター

〒634-0033 橿原市城殿町 433

【電話】0744-22-5224

【交通手段】近鉄「畝傍御陵前」駅下車
徒歩 15 分



・JR奈良駅前事務所

〒630-8247 奈良市油阪町 1-1

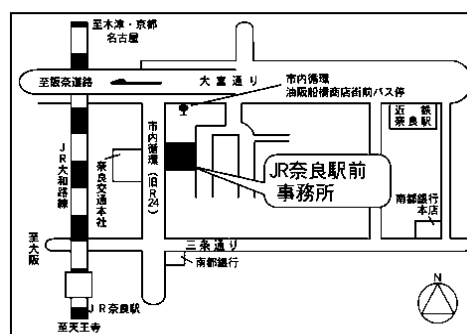
深廣奈良駅前ビル 7 階

【電話】0742-24-2662

【交通手段】

JR「奈良」駅下車徒歩 5 分

近鉄「奈良」駅下車徒歩 10 分



【HP】<http://www.ehdo.go.jp/nara/index.html>

(36) 公共職業能力開発施設

(組織の紹介)

奈良県、独立行政法人雇用・能力開発機構が、設置・運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発促進センターがあります。

職業訓練

(支援概要) 就労に直接関係した技術を身につけるための訓練コースなどを提供しています。

(対象要件等) 求職者

(申込方法) 住所管轄のハローワークより受講の相談、申込書を提出

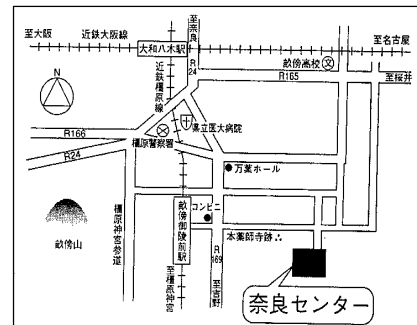
公共職業能力開発施設

・独立行政法人

雇用・能力開発機構奈良センター

(奈良職業能力開発促進センター)

→P. 97 参照



・奈良県立高等技術専門校

〒636-0212 磯城郡三宅町石見 440

【電話】 0745-44-0565

【交通手段】 近鉄「石見」駅下車徒歩 2 分

近鉄「黒田」駅下車徒歩 15 分



公共職業訓練実施機関

・財団法人介護労働安定センター奈良支部

〒630-8115 奈良市大宮町 4-266-1 三和大宮ビル 2 階

【電話】 0742-35-2701

【交通手段】 近鉄「新大宮」駅下車徒歩 8 分

JR「奈良」駅下車徒歩 12 分 ・「三条北添川」バス停下車徒歩 1 分

民間教育訓練機関等 (委託訓練)

※設定科目等につきましては、公共職業能力開発施設等にお問い合わせください。

(37) 奈良県労働委員会

(組織の紹介・支援概要)

労働委員会は、中立、公正な立場で労使紛争の迅速、円満な解決に努め、将来に向けて安定・円滑な労使関係を作り上げていく専門的な行政機関で、調整的機能と判定的機能を有しています。

労働争議の調整の申請、個別労働関係紛争のあっせんの申請、不当労働行為の救済申立て手続きなどの相談に応じています。

(窓口) 奈良県労働委員会事務局

〒630-8131 奈良市大森町 57-12 (奈良総合庁舎 2 階)

【電話】 0742-23-3530

【FAX】 0742-23-3530

【交通手段】 JR「奈良」駅下車徒歩 10 分

近鉄「奈良」駅から「大森町」バス停下車徒歩 1 分

(38) 奈良県雇用労政課

(組織の紹介)

県の機関で、個々の求職者に対する就職活動支援や就労者に対する労働相談などの支援を行っています。

1 就職支援

個々の求職者に対する職業能力開発や雇用の促進に関するを行っています。

2 労働相談

労働者・事業主の皆様の労働に関する相談を中小企業労働相談所において、窓口・電話・FAXで受け付けています。

◇中小企業労働相談所 年末・年始と祝日・休日を除きます。

- ・ 中小企業労働相談所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県雇用労政課内
【電 話】 0120-450-355 (フリーダイヤル)
【FAX】 0742-27-2319
【実施日】 月～金 9:00～17:00
- ・ 北和地区
中小企業労働相談所 〒630-8325 奈良市西木辻町 93-6 奈良労働会館(エルトピア奈良)
【電 話】 0742-23-5730
【実施日】 第 4 土曜日 13:00～17:00
- ・ 中和地区
中小企業労働相談所 〒635-0096 大和高田市西町 1-60 中和労働会館(エルトピア中和)
【電 話】 0745-22-6631
【実施日】 第 1・3 土曜日 13:00～17:00
- ・

(窓口) 奈良県雇用労政課 (県庁 6 階)

【電話】 0742-27-8828

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【HP】 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1664.htm

(39) 奈良県奈良・高田しごと i センター

(組織の紹介)

就業・職業・労働に関する情報の提供及び相談機関として、キャリアコンサルタントによる就業・職業等に関する広範囲な相談、インターネットを利用した求人情報の提供、就業につながるさまざまな講習やセミナーを行っています。

就業相談

キャリアコンサルタントによる就業全般（内職の紹介、斡旋を含む）の相談や情報提供を行っています。

また、「ならジョブカフェ」においてもおおむね 35 歳未満の方（30 代後半の不安定就労者含む）を対象にキャリアコンサルタントによる職業に関する広範な相談・アドバイス、就業に必要な情報提供を行っています。

(窓口)

・奈良県奈良しごと i センター

〒630-8325 奈良市西木辻町 93-6 奈良労働会館内(エルトピア奈良)

【電話】0742-23-5730 【FAX】0742-23-5757

【交通手段】JR「奈良」駅下車(東出口)から徒歩 10 分

近鉄「奈良」駅から市内循環内回りで「瓦町」バス停下車すぐ

・奈良県高田しごと i センター

〒635-0096 大和高田市西町 1-60 中和労働会館内(エルトピア中和)

【電話】0745-24-2010 【FAX】0745-24-0101

【交通手段】JR「高田」駅下車徒歩 5 分

近鉄「大和高田」駅下車徒歩 7 分

(40) 配偶者暴力支援相談支援センター（奈良県中央こども家庭相談センター）

(組織の紹介)

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

1 相談業務等

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

2 心理判定の実施

(支援概要)

配偶者からの暴力により精神的被害を受けた被害者に対し、必要に応じ心理判定、メンタルケアを行っています。

3 緊急時における安全の確保及び一時保護

(支援概要)

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまったり避難場所を提供するものです。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

4 自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

(窓口) 奈良県中央こども家庭相談センター

〒630-8306 奈良市紀寺町 833

【女性相談】 0742-22-4083

平日 9:00～20:00

【面談】 9:00～16:00

【交通手段】 近鉄・JR「奈良」駅から

市内循環「幸町」バス下車すぐ

配偶者からの暴力被害者支援情報

【内閣府HP】 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>



(41) 奈良県女性センター

(施設の紹介)

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、人材育成や働く女性を支援するための講座・セミナーの開催、相談事業などを行っています。さらに女性グループ・団体の自主的な活動の場の提供も行っています。

1 相談業務

(支援概要)

◇女性相談コーナー

女性が抱えるさまざまな悩みなどの相談を面接、電話により行っています。

また、週 2～3 回の弁護士による法律相談も実施しています。

面接相談、弁護士相談は予約制です。

【電 話】 0742-22-1240 (相談専用)

【相談時間】 火～金曜 9:30～18:00 土曜 9:30～20:00 日曜・祝日 9:30～17:00

◇男性のための相談窓口 (電話相談のみ)

仕事や職場の人間関係の悩み、ストレスなどについての電話相談を行っています。

【電 話】 0742-27-0304 (相談専用)

【相談時間】 毎月第 3 金曜 17:00～20:00

◇働く女性支援相談コーナー

仕事と子育ての両立・働き方、再就職、キャリアアップなどの相談を面接、電話相談により行っています。

面接相談は予約制です。託児 (有料) もあります。

【電 話】 0742-27-2302

【相談時間】 火・水・木・土曜 9:30～17:00

2 講座・セミナー

(支援内容)

DVの実態、被害女性の心理などを学び、社会全体で支援していくことの大切さを学ぶ講座を実施しています。

3 就労支援

(支援内容)

女性が能力を発揮し、仕事と生活の調和を実現していきいきと働けるよう、働く女性の相談 (前述) や就労を支援する講座を実施しています。

(窓口) 奈良県女性センター

〒630-8216 奈良市東向南通 6

【電話】 0742-27-2300

【交通手段】 近鉄「奈良」駅下車徒歩 3 分

【HP】 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-11774.htm

配偶者からの暴力被害者支援情報

【内閣府HP】 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>



(42) 婦人相談所(奈良県中央こども家庭相談センター)

(組織の紹介)

47 都道府県に設置されており、一時保護所が併設されています。女性の抱える様々な問題に関する相談業務、一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、多くの都道府県で中心的役割を担っています。また、人身取引被害者の保護も行っています。

1 相談業務

(支援概要)

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。

(窓口)・奈良県中央こども家庭相談センター	→P. 102 参照
〒630-8306 奈良市紀寺町 833	【電話】 0742-22-4083
・奈良県高田こども家庭相談センター	
〒635-0095 大和高田市大中 17-6	【電話】 0745-22-6079

2 一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の意志に基づき、緊急一時保護あるいは施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

一時保護期間中は、行動観察、短期間の指導・援助、その他必要な支援を行います。

なお、厚生労働大臣が定める基準を満たす者（施設や民間団体）に委託することもあります。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）

(対象要件等)

- ・配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・人身取引の被害を受けた方
- ・売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(窓口) 奈良県中央こども家庭相談センター	→P. 102 参照
〒630-8306 奈良市紀寺町 833	【電話】 0742-22-4083

(43) 児童相談所(奈良県こども家庭相談センター)

(組織の紹介)

原則、18歳未満の子どもの問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(窓口)

・奈良県中央こども家庭相談センター →P. 102 参照

〒630-8306 奈良市紀寺町 833

【こども相談】 0742-26-3788

【受付時間】 平日 9:00～17:00

ただし虐待等緊急の相談は、休日夜間を問わず終日受付

【子どもと家庭テレフォン相談】 0742-23-4152

平日 9:00～20:00 土日祝 9:00～16:00

(年末年始と 12:00～12:45 を除く)

・奈良県高田こども家庭相談センター

〒635-0095 大和高田市大中 17-6

【こども相談】 0745-22-6079

【受付時間】 平日 9:00～17:00

【交通手段】 JR「高田」駅下車徒歩 10 分/近鉄「大和高田」駅下車徒歩 15 分

奈良県こども家庭課

【HP】 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-11752.htm

(44) 児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行を含め子どもの福祉に関する問題について、子ども、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

相談業務

(支援概要)

子どもの福祉に関する問題について、相談員や心理療法担当職員が相談に応じ必要な助言を行っています。

(窓口)

・児童家庭支援センターてんり

〒632-0018 天理市別所町 715-3

【電話】 0743-63-8162

【受付時間】 10:00～19:00(月～金・日)

※緊急の場合には、休日、夜間も受付

【交通手段】 近鉄・JR「天理」駅から「別所」バス停下車徒歩 15 分

・児童家庭支援センターあすか

〒633-0053 桜井市谷 265-4

【電話】 0744-44-5800

【受付時間】 9:00～17:00 (月～土)

※緊急の場合には、休日、夜間も受付

【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 13 分

(45) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設

(組織の紹介・支援概要)

◇乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を児童相談所の入所決定により、預かって養育することを目的とする施設です。

◇児童養護施設

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な子どもを児童相談所の入所決定により、預かって養育することを目的とする施設です。

◇児童自立支援施設

不良行為をしたり生活指導等を要する子どもを、児童相談所の決定あるいは家庭裁判所の審判により入所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援・援助することを目的とする施設です。

(相談窓口) 奈良県中央・高田こども家庭相談センター (P. 105 参照)

(46) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

(対象要件等)

- 以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童
- ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
 - ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 156)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

(47) 母子家庭等就業・自立支援センター(奈良県母子・スマイルセンター)

(組織の紹介)

母子家庭の母の経済的自立を目指し、就業相談や求人情報の提供、講習会の開催などを行っています。

配偶者等からの暴力の被害者で母と子で避難をしている方も利用できます。また、就業相談及び就業情報提供については、父子家庭の父も対象としています。

(支援概要)

就業に関する質問や悩み事の相談後、希望者には『就業支援バンク』に登録していただきます。計画的に求職活動ができるように活動プランを立て、一人ひとりの状況に合わせた就業支援をしています。

また、ITや調理師などの『就業支援講習会』や、面接対策や就職に必要なスキルの取得などを目的とした『就業支援セミナー』などの講習会（無料）を行っています。

その他、児童扶養手当受給者を対象に、「母子自立支援プログラム」を策定し、ハローワークや福祉事務所と一体となって就業にいたるまでのサポートをしています。

【相談時間】 平日 9:00～17:00

第1・3月曜日 9:00～19:00

(月曜日が祝日の場合は翌火曜日、17時以降の面談は予約が必要です。)

(窓口) 奈良県母子・スマイルセンター

〒634-0061 橿原市大久保町 320 番 11

奈良県社会福祉総合センター 3 階

福祉人材センター内

【電話】 0744-29-3043 【FAX】 0744-29-3086

※奈良市在住の方は、奈良市子育て課

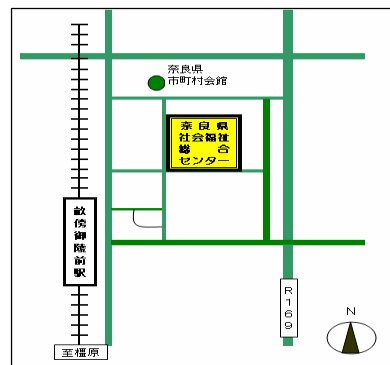
(0742-34-4796)にお問い合わせください。

【HP】 <http://www1.odn.ne.jp/smile-center>

【メール相談専用】 smile-center@tree.odn.ne.jp

※件名には必ず「メール相談」と入力してください。携帯電話でご利用の場合、ドメイン指定をされていると返信できないことがあります。

※法律相談は奈良県母子福祉連合会(0744-29-0188)にお問い合わせください。



(48)ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料が必要です。

(対象要件等) 登録をした会員

(相談窓口) ファミリー・サポート・センター (P.162)

(49)奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」

(組織の紹介)

さまざまな形で、虐待を受けている子どものいのち、人権を守り、また、虐待の加害者となってしまう人々へのできる限りの援助を目的として、地域社会において子どもの養育、家庭への援助に関わる関係者あるいは保健・医療・福祉・教育・司法等の専門職・機関およびこの活動に賛同する人々との協力のもとに、民間団体として、子どもへの虐待の発見と防止活動への支援を行っています。

(活動の内容)

- 1 地域社会における、子どもへの虐待防止に取り組むための継続的な啓発活動、研修活動を行う。
- 2 子育てのニーズに対応するために相談活動を支援する。
- 3 効果的な緊急対応ができる地域システムを作るために、日常的な関係機関との連携を図り、情報交換を行う。
- 4 対象者のニーズに応じて、必要な援助の紹介を行う。
- 5 関係機関との協力のもと緊急の場合には危機介入できる体制作りをめざす。
- 6 その他、本ネットワークの目的の為に必要な事業を行う。

(問い合わせ) 児童家庭支援センターあすか 【電話】 0744-44-5800 (P.106 参照)

(50) 奈良県教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、心理的援助を必要とする事案に対して、緊急的に専門家（精神科医師、大学教員、臨床心理士等）を派遣するスクールカウンセリングカウンセラー派遣事業を行っています。

相談窓口は、奈良県立教育研究所に開設しており、児童生徒が犯罪被害者となった場合の相談を行うことができます。

◇奈良県立教育研究所（磯城郡田原本町秦庄 22-1）

・電話教育相談（あすなろダイヤル）

【電話】 0744-34-5560 平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～19:00

いじめについての相談は、24 時間で対応しています。

※上記以外の時間帯は奈良いのちの電話（0742-35-1000）に転送されます。

・来所教育相談

平日 9:00～17:00 （水曜日は 9:00～12:00）

あすなろダイヤルで申し込んでください。

特別支援教育就学奨励費

(支援概要)

奈良県内の特別支援学校へ就学する幼児、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を補助します。

(窓口) 奈良県立特別支援学校 (P. 163)

(51) 学校

(組織の紹介)

在籍する児童・生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、派遣されているスクールカウンセラーや市町村教育委員会、外部機関と連携しながら、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが派遣された学校においては、スクールカウンセラーが児童・生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童・生徒の心のケアを行います。

(問い合わせ) 奈良県立教育研究所 【電話】 0744-33-8904

(52)独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童・生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の支所があります。

災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所の管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター(支所)に対して行い、給付金はセンター(支所)から学校の設置者を經由して児童・生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

(対象要件等)

在籍する学校にお問い合わせください。

(窓口) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター大阪支所

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第4ビル7階

【電話】 06-6456-3601

【交通手段】 地下鉄「東梅田」駅下車徒歩1分

【HP】 <http://www.naash.go.jp/index.html>

交通事件

(53) 奈良県交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への紹介を行っています。

(窓口) 奈良県交通事故相談所 (奈良県安全・安心まちづくり推進課内)

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 (県庁 2 階)

【電話】 0742-27-8731

【相談時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】 近鉄「奈良」駅下車徒歩 6 分
・「県庁前」バス停下車すぐ

【HP】

<http://www.pref.nara.jp/kotsua/sodansho.htm>



(54) 奈良県交通安全活動推進センター

(組織の紹介)

都道府県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

(窓口) 奈良県交通安全活動推進センター 【電話】 0744-23-4400

平日 9:00～17:00 (面接相談可)

(55) 財団法人 日弁連交通事故相談センター

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

面談相談

(支援概要)

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するように、示談あっせんも行っています。示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第2条第1項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

(窓口) 【奈良県支部相談所電話】 0742-26-3532

【本部電話】 03-3581-4724

(窓口) 財団法人 日弁連交通事故相談センター奈良県支部

〒630-8237 奈良市中筋町 22 番地の 1

奈良弁護士会内

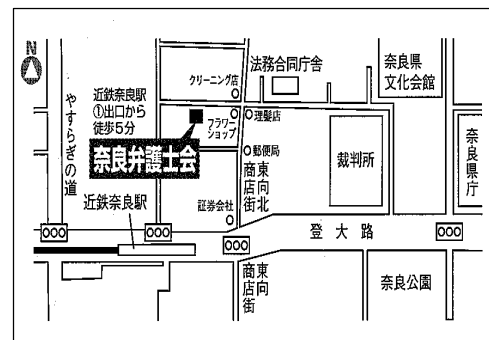
【電話】 0742-26-3532

【FAX】 0742-23-8319

【受付時間】 平日 9:30～12:00

13:00～16:00

【交通手段】 近鉄「奈良」駅1番出口
徒歩約5分



(56)財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国に 10 か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。

(対象要件等)

電話予約の際に案内します。

(窓口) 財団法人 交通事故紛争処理センター大阪支部

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-5-23 小寺プラザビル 4 階南側

【電話】 06-6227-0277

【FAX】 06-6227-9882

【交通手段】 京阪・地下鉄「淀屋橋」駅下車徒歩 5 分

利用詳細案内【HP】 <http://www.jcstad.or.jp/guidance/index.htm>

(57) 社団法人 日本損害保険協会

(組織の紹介)

損害保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的として設立され、「自動車保険請求相談センター」、「そんがいほけん相談室」を全国各地に設置し、相談・苦情に対応しています。

1 自動車保険請求相談センター

(支援概要)

全国 47 か所に設置され、自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関する相談・照会・苦情に対応しています。弁護士による法律相談も行っています。

(対象要件等)

自賠責保険、任意の自動車保険の内容、保険金請求手続き等の相談・苦情に応じます。

(窓口) 社団法人 日本損害保険協会 奈良自動車保険請求相談センター

〒630-8115 奈良市大宮町 6-2-19 奈良東京海上日動ビル 3 階

【電話】 0742-35-1751

【受付時間】 月～金（祝祭日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

【弁護士相談日】 毎週水曜日 13:00～16:00（予約制・相談無料）

【HP】 <http://www.sonpo.or.jp/about/address/center/nara.html>

2 そんがいほけん相談室

(支援概要)

損害保険協会本部および全国各地の支部（10 支部）に設置され、損害保険に関する様々な相談・照会・苦情に対応しています。

(窓口) 社団法人 日本損害保険協会

・本部：そんがいほけん相談室

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9 損保会館

【電話】 0120-107808 [フリーダイヤル・携帯不可]、03-3255-1306 [携帯可]

【受付時間】 月～金（祝祭日を除く） 9:00～18:00

【HP】 <http://www.sonpo.or.jp/about/address/>

・支部：近畿支部

〒541-0041 大阪府中央区北浜 2-6-26 大阪グリーンビル 9 階

【電話】 06-6202-8761

【受付時間】 月～金（祝祭日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

【HP】 <http://www.sonpo.or.jp/about/address/shibu/kinki.html>

(58) 財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※紛争処理に当たっての費用は原則として無料（電話通話料や郵送料等の通信費、医療関係書類の取付費用等の申請に要する費用は当事者の負担）です。

(対象要件等)

交通事故の当事者（死亡事故の場合はご遺族）又はその代理人

(窓口) 財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

・本部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階

【電話】 03-5296-5031

【FAX】 03-5296-5035

【電話受付時間】 10:00～17:00

・大阪支部

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 モレスコ本町ビル 2 階

【電話】 06-6265-5295

【FAX】 06-6265-5296

【電話受付時間：】 10:00～17:00

【交通手段】 地下鉄「本町」駅徒歩 5 分

※詳細については、【HP】 <http://www.jibai-adr.or.jp> をご覧ください。

(59)財団法人 自動車事故被害者援護財団

(組織の紹介)

自動車事故による被害者家庭その他の生計困難家庭に対する援護事業を行うことにより、公共の福祉を増進することを目的として設立された、国土交通省及び厚生労働省の許可法人です。

1 生活資金等の支給

(支援概要・対象要件等)

◇越年資金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に、児童1人につき一定額を支給します。

◇入学支度金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を受けるために小学校又は中学校に入学する際に、入学する児童1人につき一定額を支給します。

◇就職支度金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を修了して直ちに就職する場合に、就職する児童1人につき一定額を支給します。

2 緊急時見舞金

(支援概要・対象要件等)

- ・自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の家族が死亡した場合又は重度の後遺障害を被った場合、一家庭につき一定額を支給します。
- ・当該家庭の家屋が災害等により全壊又は半壊の被害を受けた場合に、一家庭につき一定額を支給します。

3 緊急一時貸付け（無利子）

(支援概要)

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭が傷病、災害その他の事由により一時的に生活が著しく困難となった場合又は生活困難を克服するための更生資金を必要とする場合に、貸付けをします。

4 生活相談事業

(支援概要)

自動車事故被害者家庭等に係る生活上の問題について生活相談員が相談に応じ必要な助言を行っています。

(窓口) 財団法人 自動車事故被害者援護財団

本部・事務局 〒102-0083 東京都千代田区麹町6-1-25 上智麹町ビル6階

【電話】03-3237-0158 月～金（祝祭日、年末年始除く） 10:00～17:00

【メールアドレス】wvaa@jikohigai.org

【HP】<http://jikohigai.org/index.html>

(60)独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)

(組織の紹介)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

1 介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

(対象要件等) 下記のいずれかに該当する方

- 1 自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方
- 2 自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方(後遺障害認定通知書を紛失された方を含む)であって、次の要件を満たす方
 - ・1と同程度の障害を受けたと認められる方
 - ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- 3 平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合1級」(脳損傷の認定を受けた方に限ります。)と認定された方

2 生活資金貸付

(支援概要・対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

◇交通遺児等貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の子に対する貸付

◇不履行判決等貸付

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付

◇保険金等立替貸付

自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険金の請求ができる方で、後遺障害についての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

◇保障金立替貸付

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

3 相談業務

(支援概要・対象要件・窓口等)

- ・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
◇大阪主管支所 06-6942-2804 木曜日 10:00～12:00・13:00～15:00
- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。
◇奈良支所 0742-22-0613 水曜日 メール nara-soudan@nasva.go.jp
- ・交通事故に関する各種相談窓口の紹介、NASVAのサービスについて案内します。

NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738

(土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00)

※通話料がかかります。



(窓口) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)

・本部

〒102-0083 東京都千代田区麹町 6-1-25 上智麹町ビル

【電話】 03-5276-4451

【FAX】 03-3239-9468

【メールアドレス】 admin@nasva.go.jp

【HP】 <http://www.nasva.go.jp/index.html>

・大阪主管支所

〒540-0028 大阪市中央区常盤町 2-2-5 大阪 HU ビル (旧大阪柳屋ビル)

【電話】 06-6942-2804

【FAX】 06-6942-2807

【交通手段】 地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車徒歩約 5 分

・奈良支所

〒630-8244 奈良市三条町 487 小山ビル

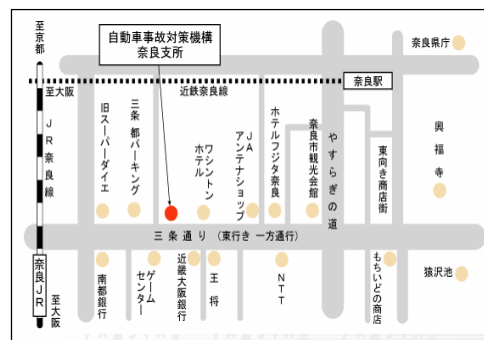
【電話】 0742-22-0613

【FAX】 0742-22-0292

【交通手段】

JR「奈良」駅下車徒歩約 5 分

近鉄「奈良」駅下車徒歩約 10 分



(61)財団法人 交通遺児育成基金

(組織の紹介)

交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度を行っています。

育成基金の給付

(支援概要)

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※加入時の年齢により費用は異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

(対象要件等)

交通事故により死亡された方の遺族であって、満 13 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

(窓口) 財団法人 交通遺児育成基金事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階

【電話】 0120-16-3611 または 03-5212-4511 【FAX】 03-5212-4512

【事務対応時間】 平日 9:00～17:00

【HP】 <http://www.kotsuiji.or.jp/index.htm>

(62)財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること(申込時29歳までの方)

(窓口) 応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

(窓口) 財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番1号 平河町ビル3階

【電話】03-3556-0771 (代表)

【FAX】03-3556-0775

【HP】<http://www.kotsuiji.com/>

(63)財団法人 奈良県交通遺児等援護会

(組織の紹介)

交通・自然災害により、父または母を失った児童に対し、激励金の支給及び交通遺児激励事業を行います。

(事業概要)

◇激励金給付事業

18歳未満の遺児1人につき、激励金10万円と図書券1万円分を支給

◇交通遺児激励事業

- ・夏の野外活動(奈良県交通災害遺族会、自動車事故対策センターと共催)
- ・冬のクリスマスパーティーへの補助(奈良県交通災害遺族会主催)

(問い合わせ) 奈良県こども家庭課 【電話】0742-27-8605

(64)財団法人 奈良県暴力団追放県民センター

(組織の紹介)

暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された団体です。

具体的には、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援等を行っています。

1 暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復等に向けたアドバイスを行っています。

2 被害者給付金の支給

(支援概要)

奈良県内に居住又は勤務し、奈良県内において暴力団追放運動等に関連し傷害被害を受けた方に対して被害者給付金の支給を行っています。

3 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団等からの被害に係る損害賠償請求訴訟及び奈良県内に設置されている暴力団組事務所の立退訴訟並びに賃貸借契約解除請求等の訴訟に係る費用等について、無利子貸付けを行っています。

なお、貸付には一定の審査があります。

(問い合わせ) 財団法人 奈良県暴力団追放県民センター 【電話】 0742-24-8374

(65) 奈良県消費生活センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理にあたっています。

相談業務（電話又は来所）

(支援概要) 悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(窓口) 奈良県消費生活センター

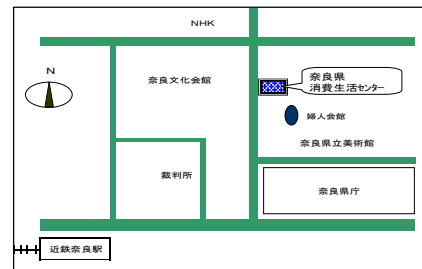
〒630-00 奈良市登大路町 10-1

【電話】 0742-26-0931

【FAX】 0742-27-2686

【受付時間】 9:00～17:00

年末年始・土・日・祝祭日除く



(66) 社会福祉法人 奈良いのちの電話協会

(組織の紹介)

自殺などのさまざまな精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間のボランティア団体です。

相談業務

(支援概要)

◇さまざまな悩みを持つ人、生きる希望や勇気を失った人など、電話を通して一緒に考え、心を通い合わせて、生き抜く意欲と自信を取り戻すために、支援をしています。

一定の研修を受けた相談員が年中無休、24 時間、相談に応じています。

【相談電話】 0742-35-1000 【FAX相談】 0742-35-0010

◇自死遺族等ケア よりそいの会 “あかり”

【専用電話】 0742-35-7200 (毎週火曜日 10:00～16:00)

大切な方を自死でなくされたご遺族、遺児の方々が、誰にも話せない悲しみや苦しみを、安心して語り、泣き、怒りをぶつけ、ご遺族同士が悩みを語れる場、また、悲しみの中にいる方がほっとできる場を開設しています。

◎ “グループあかり” ご遺族同士が悩みを語り合う場です。

毎月 第1水曜日・第1土曜日 14:00～ (1 時間から 2 時間・事前予約制)

◎ グリーフスペース “あかり” 時間内で、自由に参加していただく場です。

毎月 第2月曜日 13:00～16:00 (祝日は休み)

場所 奈良県精神保健福祉センター【電話 0744-46-5563】(P. 86 参照)

(67) 自殺防止センター

(組織の紹介)

自殺を考えているほどの苦悩状態にある人々に感情面での支えを提供することを目的とした、ボランティア団体です。

1 相談業務

(支援概要)

自殺を考えている人や、その家族・遺族の訴えに対し、「聴く」ことで、精神的な負担の軽減に努めます。

- ・ 自死遺族の会（自殺で大切な家族を亡くされた方のわかち合いの会）
「土曜日のつどい」 毎月第1土曜日 14:00～16:00 大阪市港区 piaNP0
「水曜日のつどい」 毎月第3水曜日 17:00～19:00 茨木市内
- ・ 電話相談 大阪自殺防止センター【電話】06-4395-4343 終日

2 自助グループへの支援

(支援概要)

同じような悩みを抱えている方に、交流場所を提供しています。

◇大阪自殺防止センター事務局【電話】06-6251-4339

(68) 年金事務所(旧社会保険事務所)

名 称	住 所	電 話	管轄地域
奈良年金事務所	〒630-8512 奈良市芝辻町 4-9-4	0742-35-1371	奈良市、大和郡山市、 生駒市、生駒郡
桜井年金事務所	〒633-8501 桜井市大字谷 88-1	0744-42-0033	桜井市、天理市、橿原市、 宇陀市、山辺郡、磯城郡、 宇陀郡、高市郡、 吉野郡のうち東吉野村
大和高田年金事務所	〒635-8531 大和高田市幸町 5-11	0745-22-3531	大和高田市、五條市、御所市、香 芝市、葛城市、北葛城郡、 吉野郡（東吉野村を除く。）
年金相談センター	〒630-8115 奈良市大宮町 4-281 新大宮センタービル 1 階	0742-36-6514	

(69) 全国健康保険協会(奈良支部)

名 称	住 所	電 話
奈良支部	〒630-8535 奈良市大宮町 7-1-33 奈良センタービル 6 階	0742-30-3700

(70) 税務署

名 称	住 所	電 話	管轄地域
奈良税務署	〒630-8567 奈良市登大路町 81	0742-26-1201	奈良市、大和郡山市、天理市、 生駒市、生駒郡
葛城税務署	〒635-8503 大和高田市西町 1-15	0745-22-2721	大和高田市、橿原市、五條市、 御所市、香芝市、葛城市、高市郡、北 葛城郡
桜井税務署	〒633-8555 桜井市栗殿 185-4	0744-42-3501	桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇 陀郡
吉野税務署	〒639-3194 吉野郡吉野町丹治 200-1	0746-32-3385	吉野郡

5. ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●＝原則すべての人が対象となる支援等 ★＝対象要件がある支援等

1. 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいかわからない

●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先) 社団法人なら犯罪被害者支援センター(P. 65)、奈良県(P. 44)、市町村(P. 45)

奈良県警察本部県民サービス課【電話】0742-23-0110(代)

警察署警務課(警察署一覧P. 155)、法テラス奈良(P. 63)

2. 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。
機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先) 奈良県精神保健福祉センター(P. 86)、市町村保健衛生担当課(P. 88)

保健所(P. 87)、社団法人なら犯罪被害者支援センター(P. 65)

奈良県警察本部県民サービス課(P. 56)、警察署警務課(警察署一覧P. 155)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、さまざまな支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先) 社団法人なら犯罪被害者支援センター(P. 65)

3. 生活上の問題

(1) 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関するさまざまな相談に応じます。

(連絡先) 中小企業労働相談所(P. 100)、総合労働相談コーナー(P. 96)

★個別労働関係紛争や労働争議のあっせん

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先) 奈良県労働委員会事務局(P. 99)

働かなければならないが、就職先が見つからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の状態に応じた相談・援助を行います。

(連絡先) ハローワーク(P. 95)

独立行政法人雇用・能力開発機構奈良センター(P. 97)

奈良県女性センター(P. 103)、奈良県しごと i センター(P. 101)

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練をあっせん・実施しています。

(連絡先) ハローワーク(P. 95)

独立行政法人雇用・能力開発機構奈良センター(P. 97)

奈良県雇用労政課能力開発係【電話】0742-27-8834

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先) ハローワーク(P. 95)

★母子家庭等就業・自立支援事業

奈良県母子・スマイルセンター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先) 奈良県母子・スマイルセンター(P. 108)

住所を管轄する福祉事務所(P. 156)、

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

★母子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや奈良県母子・スマイルセンターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先) 住所を管轄する福祉事務所(P. 156)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等技能訓練促進費

母子家庭の母が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の一定の期間について、毎月一定額を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、入学支援修了一時金を支給します。

(連絡先) 住所を管轄する福祉事務所(P. 156)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

★自立支援教育訓練給付金

雇用保険の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先) 住所を管轄する福祉事務所(P. 156)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

働きたいが、子どもの世話がある

→P. 132 「(4) 子育てに伴う問題」 参照

(2) 不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★公営住宅への一時入居

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった場合で、提供可能住戸があるときに限り、公営住宅への入居ができる場合があります。

(連絡先) 市町村(P. 54) ※実施市町村が限られています。

★被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供できる場合があります。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課(P. 59)、警察署刑事課(警察署一覧 P. 155)

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★公営住宅への優先入居

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった場合に、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

(連絡先) 市町村(P. 54) ※実施市町村が限られています。

(3) 経済的な困窮(問題)

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課(P. 57)、警察署警務課(警察署一覧 P. 155)

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先) 労働基準監督署(P. 94)

★災害共済給付

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、保育所の管理下における児童・生徒等の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先) 独立行政法人日本スポーツ振興センター(P. 111)

医療費の負担を軽くしたい

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額が給付されます。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会(奈良支部)(P. 125)

市町村(国民健康保険)(P. 168～180)

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付（立替）制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

（連絡先）事業主、全国健康保険協会（奈良支部）（P. 125）

市町村（国民健康保険）（P. 168～180）

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

※貸付（立替）制度は、実施していない市町村があります。

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が還付される場合があります。

（連絡先）税務署（P. 125）

★自立支援医療費支給制度

精神通院、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

（連絡先）精神通院、更生医療……市町村（P. 48）

育成医療……保健所（P. 87）

通院している医療機関

★心身障害者医療費助成

心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

※一部自己負担があります。

（連絡先）市町村（P. 48）

★乳幼児医療費助成

義務教育就学前の児童等が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

※一部自己負担があります。

（連絡先）市町村（P. 49）

★母子医療費助成

母子家庭の母や児童等が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担相当額の助成を受けることができます。

※一部自己負担があります。

（連絡先）市町村（P. 49）

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付制度

生活や就業時、また一時的に生活維持が困難となった場合に必要な資金（生活福祉資金）を無利子又は低利で貸し付けます。総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

（連絡先）社会福祉協議会（P. 88）

★児童扶養手当

父親の死亡等、父親が実質的に不在の家庭等で、18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの児童を監護する母又は養育する者（児童や母又は養育者が公的年金を受給している場合等を除く。）に対して支給します。

（連絡先）市町村（P. 51）

★母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

（連絡先）住所を管轄する福祉事務所（P. 156）

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

★寡婦（寡夫）控除

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがある方や、合計所得額が一定額以下の方に、一定額が所得金額から控除されます。

（連絡先）税務署（P. 125）

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等を助成します。

（連絡先）市町村（P. 52）

★特別支援教育就学奨励費

県内の特別支援学校・特別支援学級に就学する幼児、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を補助します。

(連絡先) 在籍する学校が

奈良県立特別支援学校……各特別支援学校(P. 163)

公立又は私立の小学校又は中学校……市町村(P. 52)

★幼稚園就園奨励費補助

幼稚園に就園する幼児の保護者に、所得状況に応じて入園料や保育料を補助します。

(連絡先) 市町村(P. 52)

(4) 子育てに伴う問題(経済的支援以外)

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことでさまざまな養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(連絡先) 奈良県こども家庭相談センター(P. 105)、児童家庭支援センター(P. 106)

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

(連絡先) ファミリー・サポート・センター(P. 109)

子どもを預けたい

★一時預かり保育

さまざまな事情により子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じて子どもを預けることができます。

(連絡先) 一時預かり保育を実施している各保育所等(P. 166～167)、市町村(P. 53)

★トワイライトステイ、ショートステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、さまざまな事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、児童養護施設や乳児院への入所について、奈良県こども家庭相談センターに相談することもできます。

(連絡先) 市町村(P. 53)、奈良県こども家庭相談センター(P. 105)

(5) 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先) 福祉事務所(P. 86)、地域包括支援センター(P. 89)、社会福祉協議会(P. 88)

(6) 報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課【電話】0742-23-0110(代)

弁護士会(P. 75)、法テラス奈良(P. 63)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」【連絡先: TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330】に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」【FAX:03-3291-1220】に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 弁護士会(P. 75)、法テラス奈良(P. 63)

4. 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先) 警察署地域課(警察署一覧P. 155)

★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課(P. 57)

警察署事件・事故担当課(警察署一覧P. 155)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度（後述）とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

（連絡先） 検察庁（P. 72）

加害者がどうなったのか知りたい

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報（逮捕、処分等）を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

（連絡先） 奈良県警察本部県民サービス課（P. 55）、

警察署事件・事故担当課（警察署一覧 P. 155）、海上保安庁（P. 61）

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。

少年事件についても同様の制度があります。

（連絡先） 検察庁（P. 71）、矯正管区（P. 77）、少年鑑別所（P. 78）、少年院（P. 79）

地方更生保護委員会（P. 80）、保護観察所（P. 81）

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

（連絡先） 検察庁（P. 72）、法テラス奈良（P. 63）、弁護士会（P. 75）

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。

（連絡先） 検察庁（P. 72）、法テラス奈良（P. 63）、弁護士会（P. 75）

★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

→P. 136 参照

（連絡先） 裁判所（P. 67）、検察庁（P. 74）、法テラス奈良（P. 63）、弁護士会（P. 75）

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→P. 136～137 参照

（連絡先） 家庭裁判所（P. 70）、法テラス奈良（P. 63）、弁護士会（P. 75）

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述

→P. 137 参照

(連絡先) 検察庁(P. 72)、(少年事件につき) 家庭裁判所(P. 70)
法テラス奈良(P. 63)、弁護士会(P. 75)

★刑事裁判への参加(被害者参加制度)

→P. 137 参照

(連絡先) 検察庁(P. 73)、法テラス奈良(P. 63)、弁護士会(P. 75)

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。

(連絡先) 矯正管区(P. 77)、刑事施設(P. 78)

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べるができます。

(連絡先) 地方更生保護委員会(P. 79)、保護観察所(P. 81)

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先) 保護観察所(P. 81)

5. 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関するさまざまな相談に応じます。

(連絡先) 法テラス奈良(相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談(予約制)を行っています。)(P. 63)
弁護士会(P. 75)、検察庁(P. 71)

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な

場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。
(連絡先) 法テラス奈良 (P. 63)

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先) 社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 65)、検察庁 (法廷のみ) (P. 71)
法テラス奈良 (P. 63)、弁護士会 (P. 75)
(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 69)

事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度

→P. 134 参照

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 55)
警察署事件・事故担当課 (警察署一覧 P. 155)、海上保安庁 (P. 61)

★被害者等通知制度

→P. 134 参照

(連絡先) 検察庁 (P. 71)、矯正管区 (P. 77)、少年鑑別所 (P. 78)、少年院 (P. 79)
地方更生保護委員会 (P. 80)、保護観察所 (P. 81)

★公判記録の閲覧・コピー (起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)、
少年保護事件の記録の閲覧・コピー
公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先) 地方裁判所・簡易裁判所 (P. 67)、検察庁 (P. 74)
(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 69)、法テラス奈良 (P. 63)
弁護士会 (P. 75)

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P. 70)、法テラス奈良 (P. 63)、弁護士会 (P. 75)

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けるこ

とができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P. 70)、法テラス奈良 (P. 63)、弁護士会 (P. 75)

★審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P. 70)

刑事手続等に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(連絡先) 検察庁 (P. 72)、法テラス奈良 (P. 63)、弁護士会 (P. 75)

(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 70)

★刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先) 検察庁 (P. 73)、法テラス奈良 (P. 63)、弁護士会 (P. 75)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先) 弁護士会 (P. 75)、法テラス奈良 (P. 63)

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士 (被害者参加弁護士) を選定することを、(法テラスを経由し) 裁判所に対して請求することができます。

(連絡先) 法テラス奈良 (P. 63)、弁護士会 (P. 75)

損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が法律相談を行います。
(連絡先) 法テラス奈良 (P. 63)、市町村 (P. 54)、弁護士会 (P. 75)、司法書士会 (P. 76)

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士・司法書士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士・司法書士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。
(連絡先) 法テラス奈良 (P. 63)、弁護士会 (P. 75)、司法書士会 (P. 76)

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、第一審の刑事裁判中に限り、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。
(連絡先) 地方裁判所 (P. 68)、法テラス奈良 (P. 64)、弁護士会 (P. 75)

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。
(連絡先) 検察庁 (P. 74)

「犯罪被害申告票」の書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概要	被害 発生日	年 月 日
	被害の種類	☐ 殺人 ☐ 傷害 ☐ 交通事件 ☐ 性暴力 ☐ 配偶者からの暴力 ☐ 子ども虐待 ☐ その他()
	被害当事者 との関係	☐ 被害当事者 ☐ 家族・遺族 ☐ その他()
	被害発生 場 所	☐ 自宅 ☐ 学校 ☐ 職場 ☐ その他()
	その他	被害の概要についてお話したいことがあればご自由にお書きください。

要望	☐ 総合的に相談したい			
	☐ 医療相談	☐ 精神的ケア	☐ 就職相談	☐ 住居相談
	☐ 経済的支援	☐ 子育て相談	☐ 福祉相談	☐ マスコミ対応
	☐ 捜査・刑事裁判に関する こと	☐ 損害賠償等 の法律相談	☐ 加害者の情報 提供	
	☐ その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

(資料編) 2

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	平成 年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 ()
	住所 メールアドレス
	☐ 被害当事者 ☐ 家族・遺族(続柄) ☐ その他()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： ☐ 自宅 ☐ 学校 ☐ 職場 ☐ その他()
	被害の種類： ☐ 殺人 ☐ 傷害 ☐ 交通事件 ☐ 性暴力 ☐ 配偶者からの暴力 ☐ 子ども虐待 ☐ その他()
当該被害による 心身の状態	通院歴： ☐ あり ☐ なし
	通院状況： ☐ 通院中 ☐ 終止、後遺障害： ☐ あり ☐ なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度)：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの申告を基に記載	
自機関・団体で実施した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	☐ あり ☐ なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	平成 年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

(資料編) 3

【用語等索引】

<ア行>

意見陳述・・・10,11,67,70,72,135,136,137
意見等聴取制度・・・79,135
遺族基礎年金・・・18,46
遺族厚生（共済）年金・・・18
一時預かり保育・・・53,132
一時保護・・・28,32,102,104,105
医療費控除・・・130
うつ病・・・5,20,48

<カ行>

確定記録の閲覧・・・72,134
寡婦（寡夫）控除・・・131
キャリアコンサルタント・・・101
緊急避妊・・・25,58
禁止命令・・・29,44,59
警告・・・29,59
刑事裁判への参加・・・63,68,73,135,137
刑事和解・・・68
検視・・・17
権利擁護業務・・・89
公営住宅への一時入居・・・54,128
公営住宅への優先入居・・・44,54,129
高等技能訓練促進費等事業・・・50
高額療養費・・・45,129
公判記録の閲覧・コピー・・・74,136

<サ行>

災害共済給付・・・111,129
再被害防止・・・28,29,30,58,72,133,134
事件記録の閲覧・コピー・・・67,69
自動車保険請求相談センター・・・115

児童扶養手当・・・51,131
司法解剖・・・18,60,61
死亡診断書（死体検案書）・・・17
住民票の写しの交付等の制限・・・28,30,54
障害基礎年金・・・21,46
障害厚生（共済）年金・・・21
障害児福祉手当・・・21,52
障害者控除・・・20
奨学金・・・19,23,66,121
証言・・・8,25,68,136
職業訓練・・・97,98,127
ショートステイ・・・53,132
自立支援医療費支給制度・・・48,130
自立支援教育訓練給付金事業・・・50
心情等伝達制度・・・81,135
心身障害者医療費助成・・・48,130
身体障害者手帳・・・20,47,48,130
診断書・・・17,20,22,25,27,47,48,57,58
審判結果の通知・・・70,137
審判状況の説明・・・70,136
スクールカウンセラー・・・110
生活福祉資金・・・88,131
生活保護制度・・・86
精神障害者保健福祉手帳・・・48
政府保障事業・・・23
成年後見人・・・91
接近禁止命令・・・28,44,45
損害賠償・・・6,8,9,22,23,57,68,72,74,112,
113,114,118,120,122,138
そんがいほけん相談室・・・115

＜タ行＞

退去命令・・・28,44,45

直接的支援・・・65

付添い・・・25,62,65,71,136

電話等禁止命令・・・28

特定感染症検査・・・25

特別児童扶養手当・・・21,52

特別障害者手当・・・20,47

トワイライトステイ・・・53,132

＜ナ行＞

二次的被害・・・7

日常生活自立支援事業・・・88

日弁連委託援助業務・・・64,137

乳幼児医療費助成・・・49,130

＜ハ行＞

パニック障害・・・5,24

犯罪被害申告票・・・13,139

犯罪被害給付制度・・・57,129

犯罪被害者等給付金・・・18,20

被害回復給付金支給制度・・・73,138

被害者参加・・・9,10,63,68,73,135,137

被害者支援員・・・25,68,71

被害者等通知制度・・・71,77,78,79,80,81,134,136

被害者等の一時避難場所の確保に係る公費負担制度・・・60

被害者の手引・・・55

被害者連絡制度・・・55,61,134,136

被害少年・・・58

P T S D・・・5,20,57

ビデオリンク・・・25

不起訴記録の閲覧・・・72,134

福祉サービス・・・21,48,88

傍聴・・・8,10,11,67,68,70,75,134,136

防犯グッズ・・・30

保護命令・・・27,28,59,102,104,138

母子医療費助成・・・49,130

母子家庭等就業・自立支援事業・・・50,127

母子寡婦福祉資金貸付金・・・49,131

母子自立支援プログラム策定等事業・・・51,128

＜マ行＞

民事法律扶助・・・64,136,138

無言電話や執拗な電話の対応・・・30

＜ヤ行＞

幼稚園就園奨励費補助・・・52,132

要保護及び準要保護児童生徒援助費・・・52,131

＜ラ行＞

労働争議・・・127

(資料編) 4 相談窓口一覧

※平日には土曜日を含みません。

◇総合相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県くらし創造 部人権施策課 犯罪被害者等支援 総合相談窓口	0742-27-8726	犯罪被害者等支援に関する 総合的な相談、具体的な相談 窓口の紹介等	平日 8:30～17:15	面接相談可	P. 44
奈良県警察本部 警察総合相談 (ホップ・アンド・ステップ)	0742-23-1108	総合的な相談窓口	毎日 (24時間)		P. 56
日本司法支援 センター 犯罪被害者支援ダイアル	0570-079714	犯罪被害者支援の相談窓口 案内、支援の経験や理解のある 弁護士の紹介、各種情報の 提供	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00		P. 63
日本司法支援 センター 奈良地方事務所 (法テラス奈良)	050-3383-5450	犯罪被害者支援の相談窓口 案内、支援の経験や理解のある 弁護士の紹介、各種情報の 提供	平日 9:00～17:00		P. 64
社団法人 なら犯罪被害者支援 センター	0742-24-0783	犯罪被害者等の悩み、精神的 被害の相談、病院や裁判所等 への付添等	月・火・水・金・土 10:00～15:00	面接相談可	P. 65
奈良地方検察庁被 害者等相談室	0742-27-6861 (FAX兼用)	犯罪被害者等の相談、犯罪被 害者等への各種情報提供	平日 8:30～17:15	FAX可	P. 71
奈良弁護士会 犯罪被害者相談	0742-22-2035	犯罪により生命身体被害に 遭った方、そのご家族・ご 遺族	申込受付時間 平日 9:30～12:00 13:00～17:00	申し込み後、2・ 3日で担当弁護 士から電話連 絡し、面談での 相談日時を決 定	P. 75
奈良司法書士会 総合相談センター	0742-22-6677	犯罪被害の今後の対応の助 言、損害賠償・慰謝料等の請 求 等	(要予約) 予約受付時間 平日 8:40～17:00		P. 76
奈良保護観察所	0742-23-1233	犯罪被害者からの相談、各種 制度の説明、関係機関の紹介 等	平日 8:30～17:15		P. 82

◇女性の被害に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良地方検察庁女 性の人権ホットラ イン	0570-070-810	女性からの人権相談	平日 8:30～17:15		P. 83
奈良県女性センタ ー	0742-22-1240	女性が抱える様々な悩みにつ いての相談 弁護士による法律相談	火～金 9:30～18:00 土 9:30～20:00 日・祝日 9:30～17:00	面接相談可 (要予約) 弁護士相談 (要予約)	P. 103
奈良県こども家庭 相談センター	(中央センター) 0742-22-4083	女性のさまざまな相談	電話相談 平日 9:00～20:00	面接相談可 平日 9:00～16:00 (要予約)	P. 104
	(高田センター) 0745-22-6079		電話相談 平日 9:00～16:30		
奈良県警察本部性 犯罪被害相談 110番	0742-24-4110	性犯罪被害に関する相談	平日 8:30～17:15		P. 56

◇子どもに関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県警察本部少年サポートセンター ヤング・いじめ110番	0742-22-0110 (中南和塾サポートセンター) 0744-27-4544	非行問題やいじめなどの少年に関する悩みごとの相談	毎日 (24時間)		P. 56
奈良地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	子どもからの人権相談	平日 8:30～17:15		P. 83
奈良県こども家庭相談センター	(中央) 0742-26-3788	子どもについての相談	(中央) 平日 9:00～17:00	虐待等緊急時は終日受付	P. 105
	(高田) 0745-22-6079		(高田) 平日 9:00～17:00		
児童家庭支援センター	(てんり) 0743-63-8162	子どもについての相談	(てんり) 月～金・日 10:00～19:00	緊急時は休日・夜間も受付	P. 106
	(あすか) 0744-44-5800		(あすか) 月～土 9:00～17:00	緊急時は休日・夜間も受付	
あすなろダイヤル	0744-34-5560	子育て、教育についての相談	平日 9:00～21:00 土・日・祝 9:00～19:00	・いじめについての相談は終日受付 ・来所相談は要予約	P. 110
県内各市町村 こども相談窓口	P. 145参照	子どもについての相談			
チャイルドライン	0120-99-7777	18歳までの子どもがかけられる電話	月～土 16:00～21:00		

◇奈良県内各市町村子ども相談窓口

市町村名	名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番号
奈良市	子育て支援室子育て課 内家庭児童相談室	〒630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1	0742-34-4796	0742-34-4796
大和高田市	児童福祉課	〒635-8511 大和高田市大中 100-1	0745-22-1101(代)	0745-52-2801
大和郡山市	こども福祉課	〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151(代)	0743-53-1049
天理市	児童福祉課	〒632-8555 天理市川原城町 605	0743-63-1001(代)	0743-62-2880
橿原市	児童福祉課・ 子育て支援室	〒634-8586 橿原市畝傍町 9-1 保健福祉センター南館	0744-22-8984(代)	0744-25-2221
桜井市	児童福祉課	〒633-8585 桜井市栗殿 432-1	0744-42-9111(代)	0744-44-2172
五條市	児童福祉課	〒637-8501 五條市本町 1-1-1	0747-22-4001(代)	0747-22-4039
御所市	家庭児童相談室	〒639-2221 御所市 35	0745-62-4512	0745-62-5007
生駒市	子ども サポートセンターゆう	〒630-0251 生駒市谷田町 1615 アコルいこま もやい館	0743-73-1005	0743-73-1007
香芝市	児童福祉課	〒639-0292 香芝市逢坂 1-374-1 総合福祉センター	0745-79-7522	0745-79-7532
葛城市	児童福祉課	〒639-2197 葛城市長尾 85	0745-48-2811	0745-48-8511
宇陀市	福祉課	〒633-0292 宇陀市榛原区下井足 17-3	0745-82-2236	0745-82-7234
山添村	保健福祉課	〒630-2344 山辺郡山添村大西 1395-1 保健福祉センター内	0743-85-0045	0743-85-0820
平群町	健康保険課	〒636-0914 平群町西宮 2-1-6	0745-45-8600	0745-45-8611
三郷町	福祉政策課	〒636-8535 三郷町勢野西 1-1-1	0745-73-2101(代)	0745-32-3768
斑鳩町	福祉課	〒636-0198 斑鳩町法隆寺西 3-7-12	0745-74-1001(代)	0745-74-1011
安堵町	健康福祉課	〒639-1095 安堵町大字東安堵 853 福祉保健センター内	0743-57-1591(代)	0743-57-1592
川西町	住民福祉課	〒636-0202 川西町結崎 28-1	0745-44-2211(代)	0745-44-4780
三宅町	健康福祉課	〒636-0213 三宅町伴堂 848-1 「あざさ苑」内	0745-43-3580(代)	0745-43-2018
田原本町	健康福祉課	〒636-0392 田原本町 890-1	0744-34-2098	0744-32-2977
曽爾村	住民生活課	〒633-1212 曽爾村今井 495-1	0745-94-2101(代)	0745-94-2066
御杖村	保健福祉課	〒633-1302 御杖村菅野 1581	0745-95-2828	0745-95-3567
高取町	住民福祉課	〒635-0154 高取町観覚寺 990-1	0744-52-3334(代)	0744-52-4063
明日香村	住民課	〒634-0111 明日香村岡 55	0744-54-2282	0744-54-2440
上牧町	福祉課	〒639-0293 上牧町上牧 3350	0745-76-1001(代)	0745-77-6671
王寺町	福祉介護課	〒636-8511 王寺町王寺 2-1-23	0745-73-2001(代)	0745-73-6311
	保健センター	〒636-0003 王寺町久度 2-1-1-501	0745-33-5000(代)	0745-33-5001
	学校教育課	〒636-8511 王寺町王寺 2-1-18	0745-72-1031(代)	0745-72-9588
広陵町	福祉課	〒635-0821 広陵町笠 161-2 さわやかホール内	0745-55-6771	0745-55-6585
河合町	健康福祉課	〒636-8501 河合町池部 1-1-1	0745-57-0200(代)	0745-57-2027
吉野町	健康福祉課	〒639-3114 吉野町丹治 130-1	0746-39-9079 0746-32-8856	0746-32-4690
大淀町	福祉課	〒638-8501 大淀町桧垣本 2090	0747-52-5501	0747-52-5504
下市町	住民福祉課	〒638-8510 下市町下市 1960	0747-52-0001(代)	0747-52-0007
黒滝村	保健福祉課	〒638-0292 黒滝村寺戸 77	0747-62-2031(代)	0747-62-2569
天川村	住民課	〒638-0392 天川村南日裏 200	0747-63-9110(代)	0747-63-9111
野迫川村	住民課	〒648-0392 野迫川村北股 84	0747-37-2101(代)	0747-37-2107
十津川村	福祉事務所	〒637-1333 十津川村小原 225-1	0746-62-0902(代)	0746-62-0580
下北山村	保健センター	〒639-3802 下北山村浦向 375	07468-6-0015	07468-6-0017
上北山村	住民課	〒639-3701 上北山村河合 330	07468-2-0001(代)	07468-3-0265
川上村	住民福祉課	〒639-3594 川上村迫 1335-7	07465-2-0111(代)	07465-2-0345
東吉野村	住民福祉課	〒633-2492 東吉野村小川 99	0746-42-0441(代)	0746-42-1255

◇交通事故に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県交通事故相談所	0742-27-8731	交通事故の損害賠償請求、示談の進め方等に関する相談	平日 8:30～17:15		P. 112
奈良県交通安全活動推進センター	0744-23-4400	交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等に関する相談	月～土 9:00～17:00	面接相談可	P. 112
財団法人日弁連交通事故相談センター奈良県支部	0742-26-3532	交通事故の民事上の法律問題について弁護士による相談(無料)	平日 9:30～12:00 13:00～16:00		P. 113
財団法人交通事故紛争処理センター大阪支部	06-6227-0277	交通事故の紛争に関すること	月～金 9:00～17:00 祝祭日除く		P. 114
社団法人日本損害保険協会奈良自動車保険請求相談センター	0742-35-1751	自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関する相談	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 祝祭日除く	弁護士相談 (毎水曜日・予約制・無料)	P. 115
社団法人日本損害保険協会そんがいほけん相談室	0120-107808	損害保険に関する様々な相談・照会・苦情に対応	月～金 9:00～18:00 祝祭日除く		P. 115
財団法人自動車事故被害者援護財団	03-3237-0158	自動車事故被害者家庭等に係る生活上の問題について	月～金 10:00～17:00 祝祭日、年末年始除く		P. 117
独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)	(大阪) 06-6942-2804	介護料受給資格者の在宅介護等に関する相談	木曜日 10:00～12:00 13:00～15:00		P. 119
	(奈良) 0742-22-0613	交通遺児等の家庭からの生活全般にわたる問題について	水曜日 9:00～17:00		
	NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738	交通事故に関する各種相談窓口の紹介	土・日・祝日・年末年始除く 9:00～17:00		

◇悪質商法に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県警察本部悪質商法110番	0742-24-9441	悪質商法に関する相談	毎日 (24時間)		P. 56
奈良県消費生活センター	0742-26-0931	悪質商法に関する相談	土・日・祝日 年末年始除く 9:00～17:00		P. 123

◇暴力団に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県警察本部暴力110番	0742-25-0110	暴力団による犯罪に関する相談	毎日 (24時間)		P. 56
財団法人奈良県暴力団追放県民センター	0742-24-8374	暴力団による被害・困りごと相談	平日 9:00～17:00		P. 122

◇こころの悩みに関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
なら自死遺族・こころのホットライン(奈良県精神保健福祉センター)	0744-46-5563	自死遺族及び自殺予防のための相談	平日 10:00～16:00	面接相談 要予約	P. 86
社会福祉法人 奈良いのちの電話 協会	(電話) 0742-35-1000 (FAX) 0742-35-0010	自殺を考えている人やその 家族・遺族からの相談	24時間対応		P. 123
自殺防止センター	06-4395-4343	自殺を考えている人やその 家族・遺族からの相談	24時間対応		P. 124
保健所	P. 157参照	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談	平日 8:30～17:15	面接相談 要予約	P. 87
市町村保健衛生担当課	P. 158参照	保健師等による健康相談	詳しくは、市町村 にお問い合わせください。		P. 88

◇経済的救済に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県警察本部 県民サービス課	0742-23-0110 (代表)	犯罪被害給付制度	平日 8:30～17:15		P. 57
財団法人犯罪被害 救援基金	03-5226-1021	犯罪被害遺児に対する奨学金 給与、生活指導相談	平日 10:00～17:00		P. 66

◇福祉に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県精神保健福祉センター	0744-43-3131 内線502	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談	平日 8:30～17:15		P. 86
福祉事務所	P. 156参照	生活保護等に関する福祉全般の相談	平日 8:30～17:15		P. 86
保健所	P. 157参照	必要な医療機関の紹介など	平日 8:30～17:15		P. 87
市町村保健衛生担当課	P. 158参照	保健師、看護師、栄養士等による健康相談等	詳しくは、市町村 にお問い合わせください。		P. 88
奈良県 社会福祉協議会	0744-29-1212 (FAX兼用)	福祉サービスに対する相談・苦情	平日 9:00～17:00		P. 88
地域包括支援センター	P. 160 ～161参照	高齢者を対象とした、保険、医療、福祉サービスなどの相談	詳しくは、各センター にお問い合わせください。		P. 89
奈良県社会福祉士会	0742-26-2757	「ばあとなあ・なら」電話相談 (成年後見についての相談)	水曜日 13:00～16:00	電話のみ	P. 91
		福祉相談窓口	月～金 10:00～15:00 土曜日 11:00～16:00		

◇労働問題に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良労働局 雇用均等室	0742-32-0210	職場での性別による差別、セクハラ、育児・介護休業、パートタイム労働などについての相談。紛争解決援助制度による解決の援助	平日 8:30～17:15	電話・ 面接相談	P. 93
奈良労働局 総合労働相談 コーナー	0742-32-0202	労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等	平日 8:30～17:15	電話・ 面接相談	P. 96
奈良労働基準監督 署総合労働相談コ ーナー	(奈良) 0742-23-0435	労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等	平日 8:30～17:15	電話・ 面接相談	P. 96
	(葛城) 0745-52-5891				
	(桜井) 0744-42-6901				
	(大淀) 0747-52-0261				
中小企業労働相談 所	(電話) 0120-450-355 (FAX) 0742-27-2319	労働に関するあらゆる相談	平日 9:00～17:00	電話・FAX・ 面接相談	P. 100
	(北和地区) 0742-23-5730	労働に関するあらゆる相談	第4土曜日 13:00～17:00	電話・ 面接相談	
	(中和地区) 0745-22-6631	労働に関するあらゆる相談	第1・3土曜日 13:00～17:00	電話・ 面接相談	

◇高齢者虐待に関する相談窓口

市町村	対応時間			連絡先	担当区域	電話番号	FAX 番号
奈良市	平日	日中	9 時～ 1 7 時	若草地域包括支援センター	鼓阪北、鼓阪、佐保	0742-25-2345	0742-25-2346
				三笠地域包括支援センター	大宮、佐保川、椿井、大安寺西	0742-33-6622	0742-30-6380
				春日・飛鳥地域包括支援センター	済美、済美南、大安寺、飛鳥	0742-20-2516	0742-20-2517
				都南地域包括支援センター	辰市、明治、東市、帯解、精華	0742-50-2288	0742-61-2299
				平城地域包括支援センター	神功、右京、朱雀、左京、佐保台、平城西、平城	0742-70-6777	0742-70-6778
				京西・都跡地域包括支援センター	伏見南、六条、都跡	0742-52-3010	0742-48-7234
				伏見地域包括支援センター	あやめ池、西大寺北、伏見	0742-45-1671	0742-45-1675
				二名地域包括支援センター	鶴舞、青和、二名、富雄北	0742-43-1280	0742-43-1281
				登美ヶ丘地域包括支援センター	東登美ヶ丘、登美ヶ丘	0742-51-0012	0742-51-0013
				富雄地域包括支援センター	鳥見、富雄第三、三碓、富雄南	0742-52-2051	0742-46-2012
				東部地域包括支援センター	田原、柳生、大柳生、相和、並松、都祁、吐山、六郷、月ヶ瀬	0742-81-5720	0742-81-5721
		夜間	1 7 時～ 9 時	奈良市介護福祉課	奈良市全域	0742-34-1111	0742-34-2621
	休日	終日		奈良市介護福祉課	奈良市全域	0742-34-1111	0742-34-2621
大和高田市	平日	日中	8 時 30 分～17 時 15 分	大和高田市地域包括支援課	大和高田市全域	0745-22-1101	0745-24-1055
		夜間	17 時 15 分～8 時 30 分	大和高田市地域包括支援課	大和高田市全域	0745-22-1110	0745-24-1055
	休日	終日	8 時 30 分～17 時 15 分	大和高田市地域包括支援課	大和高田市全域	0745-22-1110	0745-24-1055
大和郡山市	平日	日中	8 時 30 分～17 時 15 分	大和郡山市地域包括支援センター	大和郡山市全域	0743-55-7733	0743-55-6831
		夜間	17 時 15 分～8 時 30 分	大和郡山市役所	大和郡山市全域	0743-53-1151	0743-55-2351
	休日	終日		大和郡山市役所	大和郡山市全域	0743-53-1151	0743-55-2351
天理市	平日	日中	8 時 30 分～17 時 15 分	天理市役所介護福祉課	天理市全域	0743-63-1001	0743-63-5378
			9 時～17 時 30 分	天理市北部地域包括支援センター	櫛本校区、山の辺校区	0743-65-5520	0743-65-5521
				天理市中部地域包括支援センター	丹波市校区、前裁校区	0743-63-1120	0743-68-2551
				天理市西南部地域包括支援センター	二階堂校区、井戸堂校区、朝和校区、柳本校区	0743-66-1188	0743-66-1241
				天理市東部地域包括支援センター	福住校区	0743-68-6711	0743-69-2101
		夜間	17 時 15 分～8 時 30 分	天理市役所	天理市全域	0743-63-1001	0743-63-5378
			17 時 30 分～9 時	天理市北部地域包括支援センター	櫛本校区、山の辺校区	0743-65-5520	0743-65-5521
				天理市中部地域包括支援センター	丹波市校区、前裁校区	080-3118-6623	0743-68-2551
				天理市西南部地域包括支援センター	二階堂校区、井戸堂校区、朝和校区、柳本校区	0743-66-1188	0743-66-1241
				天理市東部地域包括支援センター	福住校区	0743-68-6711	0743-69-2101
	休日	終日		天理市役所	天理市全域	0743-63-1001	0743-63-5378
				天理市北部地域包括支援センター	櫛本校区、山の辺校区	0743-65-5520	0743-65-5521
				天理市中部地域包括支援センター	丹波市校区、前裁校区	080-3118-6623	0743-68-2551
				天理市西南部地域包括支援センター	二階堂校区、井戸堂校区、朝和校区、柳本校区	0743-66-1188	0743-66-1241
				天理市東部地域包括支援センター	福住校区	0743-68-6711	0743-69-2101
橿原市	平日	日中	8 時 30 分～17 時 15 分	橿原市社会福祉協議会地域包括支援センター	橿原市全域	0744-29-3880	0744-29-4400
		夜間	17 時 15 分～8 時 30 分	橿原市長寿介護課	橿原市全域	0744-22-4001	0744-24-9700

◇高齢者虐待に関する相談窓口

市町村	対応時間			連絡先	担当区域	電話番号	FAX 番号
榎原市	休日	終日		榎原市長寿介護課	榎原市全域	0744-22-4001	0744-24-9700
桜井市	平日	日中	9時～17時30分	地域包括支援センターひかり	大三輪中学校区	0744-45-3651	0744-45-5961
			8時30分～17時15分	地域包括支援センターきぼう	桜井東中学校区、 桜井西中学校区	0744-46-1023	0744-46-1024
			9時～19時	地域包括支援センターのぞみ	桜井中学校区	0744-42-5590	0744-42-5603
		夜間	17時30分～9時	地域包括支援センターひかり	大三輪中学校区	0744-45-3651	0744-45-5961
			17時15分～8時30分	地域包括支援センターきぼう	桜井東中学校区、 桜井西中学校区	0744-46-1023	0744-46-1024
			19時～9時	地域包括支援センターのぞみ	桜井中学校区	080-6142-3000	0744-42-5603
	休日	終日		地域包括支援センターひかり	大三輪中学校区	0744-45-3651	0744-45-5961
				地域包括支援センターきぼう	桜井東中学校区、 桜井西中学校区	0744-46-1023	0744-46-1024
				地域包括支援センターのぞみ	桜井中学校区	080-6142-3000	0744-42-5603
五條市	平日	日中	8時30分～17時	五條市役所介護福祉課長寿係	五條市全域	0747-22-4001	0747-25-0294
				五條市地域包括支援センター	五條市全域	0747-25-2640	0747-25-2630
		夜間	17時～8時30分	五條市役所	五條市全域	0747-22-4001	0747-24-0294
	休日	終日		五條市役所	五條市全域	0747-22-4001	0747-24-0294
御所市	平日	日中	8時30分～17時15分	御所市地域包括支援センター	御所市全域	0745-65-2020	0745-65-2344
	平日	夜間	17時15分～8時30分	御所市役所	御所市全域	0745-62-3001	0745-62-5425
	休日	終日		御所市役所	御所市全域	0745-62-3001	0745-62-5425
生駒市	平日	終日		①生駒市役所 ②生駒市フォレスト地域包括支援センター ③生駒市阪奈中央地域包括支援センター ④生駒市東生駒地域包括支援センター	①生駒市全域 ②生駒北中学校区、 光明中学校区（一部）、 鹿ノ台中学校区 ③光明中学校区（一部）、 生駒中学校区（一部）、 ④光明中学校区（一部）、 生駒中学校区（一部）	①0743-74-1111 ②0743-78-4888 ③0743-73-9448 ④0743-75-3367	①0743-75-4879 ②0743-78-1640 ③0743-73-9447 ④0743-71-8086
	休日	終日		⑤生駒市社会福祉協議会地域包括支援センター ⑥生駒市梅寿荘地域包括支援センター ⑦生駒市メディカル地域包括支援センター	⑤生駒中学校区（一部） ⑥緑ヶ丘中学校区、大瀬中 中学校区（香分小学校区）、 生駒南中学校区 ⑦上中学校区、 大瀬中学校区（一部）	⑤0743-73-7272 ⑥0743-74-8134 ⑦0743-77-7766	⑤0743-74-3610 ⑥0743-71-8122 ⑦0743-76-7700
香芝市	平日	日中	8時30分～17時15分	香芝市地域包括支援センター	香芝市全域	0745-79-0802	0745-79-7532
			17時15分～8時30分	大和園白鳳在宅介護支援センター	北今市、上中、今泉、 平野、尼寺、白鳳台、 旭ヶ丘、高	0745-79-5500	0745-79-5566
		夜間		在宅介護支援センターすばる	鎌田、良福寺、下田、 下田西、下田東、本町、 藤山、狐井、磯壁	0745-71-7173	0745-71-7272
				あつるのハウス住宅介護支援センター	逢坂、畑、穴虫、関屋、 田尻、関屋北、高山台	0745-77-2642	0745-77-6940
				東朋香芝在宅介護支援センター	五位堂、別所、瓦口、 真美ヶ丘、西真美、五 ヶ所	0745-71-8005	0745-71-8112
	休日	終日		大和園白鳳在宅介護支援センター	北今市、上中、今泉、 平野、尼寺、白鳳台、 旭ヶ丘、高	0745-79-5500	0745-79-5566
				在宅介護支援センターすばる	鎌田、良福寺、下田、 下田西、下田東、本町、 藤山、狐井、磯壁	0745-71-7173	0745-71-7272
				あつるのハウス住宅介護支援センター	逢坂、畑、穴虫、関屋、 田尻、関屋北、高山台	0745-77-2642	0745-77-6940
				東朋香芝在宅介護支援センタ	五位堂、別所、瓦口、 真美ヶ丘、西真美、五 ヶ所	0745-71-8005	0745-71-8112
葛城市	平日	日中	8時30分～17時15分	葛城市地域包括支援センター	葛城市全域	0745-48-2811	0745-48-8511
		夜間	17時15分～8時30分	葛城市役所	葛城市全域	富麻庁舎 48-2811 新庄庁舎 69-3001	富麻庁舎 48-8511 新庄庁舎 69-6456

◇高齢者虐待に関する相談窓口

市町村	対応時間			連絡先	担当区域	電話番号	FAX 番号
葛城市	休日	終日		葛城市役所	葛城市全域	當麻庁舎 48-2811 新庄庁舎 69-3001	當麻庁舎 48-8511 新庄庁舎 69-6456
宇陀市	平日	日中	8時30分～17時15分	宇陀市役所長寿介護課	宇陀市全域	0745-82-8000	0745-82-7234
				大宇陀地域事務所地域市民課	大宇陀地域	0745-83-2251	0745-83-2698
				菟田野地域事務所地域市民課	菟田野地域	0745-84-2521	0745-84-4089
				室生地域事務所地域市民課	室生地域	0745-92-2001	0745-92-3573
				宇陀市地域包括支援センター	宇陀市全域	0745-84-4800	0745-84-3600
		夜間	17時15分～8時30分	宇陀市役所	宇陀市全域	0745-82-8000	0745-82-7234
				大宇陀地域事務所	大宇陀地域	0745-83-2251	0745-83-2698
				菟田野地域事務所	菟田野地域	0745-84-2521	0745-84-4089
		休日	終日	室生地域事務所	室生地域	0745-92-2001	0745-92-3573
				宇陀市役所	宇陀市全域	0745-82-8000	0745-82-7234
				大宇陀地域事務所	大宇陀地域	0745-83-2251	0745-83-2698
				菟田野地域事務所	菟田野地域	0745-84-2521	0745-84-4089
山添村	平日	日中	8時30分～17時15分	山添村役場保健福祉課	山添村全域	0743-85-0045	0743-85-0820
		夜間	17時15分～8時30分	山添村地域包括支援センター	山添村全域	0743-85-0045	0743-85-0820
				山添村役場	山添村全域	0743-85-0041	0743-85-0219
	休日	終日		山添村役場	山添村全域	0743-85-0041	0743-85-0219
平群町	平日	日中	8時30分～17時15分	平群町地域包括支援センター	平群町全域	0745-45-7012	0745-45-8611
	平日	夜間	17時15分～8時30分	平群町役場福祉課	平群町全域	0745-45-1001	0745-45-0100
	休日	終日		平群町役場福祉課	平群町全域	0745-45-1001	0745-45-0100
三郷町	平日	終日		三郷町役場健康課	三郷町全域	0745-73-2101	0745-73-4104
				三郷町地域包括支援センター	三郷町全域	0745-34-0035	0745-34-0023
	休日	終日		三郷町役場健康課	三郷町全域	0745-73-2101	0745-73-4104
				三郷町地域包括支援センター	三郷町全域	0745-34-0035	0745-34-0023
斑鳩町	平日	日中	8時30分～17時30分	斑鳩町地域包括支援センター	斑鳩町全域	0745-75-4000	0745-75-4000
		夜間	17時30分～8時30分	斑鳩町役場福祉課	斑鳩町全域	0745-74-1001	0745-74-1011
				斑鳩町役場	斑鳩町全域	0745-74-1001	0745-74-1011
	休日	日中	8時30分～17時30分	斑鳩町地域包括支援センター	斑鳩町全域	0745-75-4000	0745-75-4000
		夜間	17時30分～8時30分	斑鳩町役場福祉課	斑鳩町全域	0745-74-1001	0745-74-1011
				斑鳩町役場	斑鳩町全域	0745-74-1001	0745-74-1011
安堵町	平日	日中	8時30分～17時30分	安堵町地域包括支援センター	安堵町全域	0743-57-1590	0743-57-1592
	平日	夜間	17時30分～8時30分	安堵町役場	安堵町全域	0743-57-1511(代)	0743-57-1525
	休日	終日		安堵町役場	安堵町全域	0743-57-1511(代)	0743-57-1525
川西町	平日	日中	8時30分～17時30分	川西町地域包括支援センター	川西町全域	0745-44-2211	0745-44-4780
	平日	夜間	17時30分～8時30分	川西町役場	川西町全域	0745-44-2211	0745-44-4780
	休日	終日		川西町役場	川西町全域	0745-44-2211	0745-44-4780
三宅町	平日	日中	8時30分～17時30分	三宅町地域包括支援センター	三宅町全域	0745-43-2522	0745-43-2018
		夜間	17時30分～8時30分	田原本在宅介護支援センター (サンライフ田原本)	三宅町全域	0744-32-2244	0744-34-3345
				田原本園在宅介護支援センター	三宅町全域	0744-33-6066	0744-33-8755

◇高齢者虐待に関する相談窓口

市町村	対応時間			連絡先	担当区域	電話番号	FAX 番号
三宅町	休日 終日			田原本在宅介護支援センター (サンライフ田原本)	三宅町全域	0744-32-2244	0744-34-3345
				田原本園在宅介護支援センター	三宅町全域	0744-33-6066	0744-33-8755
田原本町	平日	日中	8時30分～17時30分	田原本町地域包括支援センター	田原本町全域	0744-34-2104	0744-32-2977
		夜間	17時30分～8時30分	田原本在宅介護支援センター (サンライフ田原本)	田原本町全域	0744-32-2244	0744-34-3345
	休日 終日			田原本園在宅介護支援センター	田原本町全域	0744-33-6066	0744-33-8755
				田原本在宅介護支援センター (サンライフ田原本)	田原本町全域	0744-32-2244	0744-34-3345
				田原本園在宅介護支援センター	田原本町全域	0744-33-6066	0744-33-8755
				田原本在宅介護支援センター (サンライフ田原本)	田原本町全域	0744-32-2244	0744-34-3345
曽爾村	平日	日中	8時30分～17時15分	曽爾村地域包括支援センター	曽爾村全域	0745-96-2144	0745-88-2300
		夜間	17時15分～8時30分	曽爾村地域包括支援センター	曽爾村全域	0745-96-2144	0745-88-2300
				曽爾村役場	曽爾村全域	0745-94-2101	0745-94-2066
	休日 終日			曽爾村地域包括支援センター	曽爾村全域	0745-96-2144	0745-88-2300
				曽爾村役場	曽爾村全域	0745-94-2101	0745-94-2066
				曽爾村地域包括支援センター	曽爾村全域	0745-96-2144	0745-88-2300
御杖村	平日	日中	8時30分～17時	御杖村地域包括支援センター	御杖村全域	0745-95-2828	0745-95-3567
		夜間	17時～8時30分	御杖村役場	御杖村全域	0745-95-2001	0745-95-3545
	休日 終日			御杖村役場	御杖村全域	0745-95-2001	0745-95-3545
高取町	平日	日中	8時30分～17時	高取町地域包括支援センター	高取町全域	0744-52-3334	0744-52-4063
		夜間	17時～8時30分	高取町役場	高取町全域	0744-52-3334	0744-52-4063
	休日 終日			高取町役場	高取町全域	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	平日	日中	8時30分～17時15分	明日香村地域包括支援センター	明日香村全域	0744-54-5552	0774-54-5551
		夜間	17時15分～8時30分	明日香村役場	明日香村全域	0774-54-2001	0744-54-2440
				在宅介護支援センターあまがし苑	明日香村全域	0744-54-5454	0744-54-3899
				在宅介護支援センターあすかの里	明日香村全域	0744-54-5577	0744-54-5578
	休日 終日			明日香村役場	明日香村全域	0774-54-2001	0744-54-2440
				在宅介護支援センターあまがし苑	明日香村全域	0744-54-5454	0744-54-3899
				在宅介護支援センターあすかの里	明日香村全域	0744-54-5577	0744-54-5578
				明日香村地域包括支援センター	明日香村全域	0744-54-5552	0774-54-5551
上牧町	平日	日中	8時30分～17時30分	上牧町地域包括支援センター (生き活き対策課)	上牧町全域	0745-79-2020	0745-79-2021
		夜間	17時30分～8時30分	上牧町役場	上牧町全域	0745-76-1001	0745-76-1002
	休日 終日			上牧町役場	上牧町全域	0745-76-1001	0745-76-1002
王寺町	平日	日中	8時30分～17時30分	王寺町地域包括支援センター (王寺町役場福祉介護課内)	王寺町全域	0745-73-2001	0745-73-6311
		夜間	17時30分～8時30分	王寺町役場	王寺町全域	0745-73-2001	0745-73-6311
	休日 終日			王寺町役場	王寺町全域	0745-73-2001	0745-73-6311
広陵町	平日	日中	8時30分～17時30分	広陵町地域包括支援センター	広陵町全域	0745-54-6663	0745-55-6585
		夜間	17時30分～8時30分	広陵町役場	広陵町全域	0745-55-1001	0745-55-1009
	休日 終日			広陵町役場	広陵町全域	0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	平日	日中	8時30分～17時	河合町地域包括支援センター	河合町全域	0745-58-2735	0745-56-3820
		夜間	17時～8時30分	河合町役場	河合町全域	0745-57-0200	0745-57-2027
	休日 終日		18時～9時	河合町役場	河合町全域	0745-57-0200	0745-57-2027
吉野町	平日	日中	8時30分～17時15分	吉野町役場健康福祉課 吉野町地域包括支援センター	吉野町全域	0746-32-8856	0746-32-4690

◇高齢者虐待に関する相談窓口

市町村	対応時間			連絡先	担当区域	電話番号	FAX 番号
吉野町	平日	夜間	17時15分～8時30分	吉野町役場	吉野町全域	0746-32-3081	0746-32-8855
	休日	終日		吉野町役場	吉野町全域	0746-32-3081	0746-32-8855
大淀町	平日	日中	8時30分～17時15分	大淀町役場福祉課	大淀町全域	0747-52-5501	0747-52-5504
				大淀町地域包括支援センター	大淀町全域	0747-52-7760	0747-52-5504
		夜間	17時15分～8時30分	大淀町役場	大淀町全域	0747-52-5501	0747-52-5504
	休日	終日		大淀町役場	大淀町全域	0747-52-5501	0747-52-5504
下市町	平日	日中	8時30分～17時15分	下市町地域包括支援センター 下市町役場介護支援課	下市町全域	0747-52-0001	0747-52-0007
		夜間	17時15分～8時30分	下市町役場 当直者	下市町全域	0747-52-0001	0747-52-0007
	休日	日中	8時30分～17時15分	下市町役場 日直者	下市町全域	0747-52-0001	0747-52-0007
		夜間	17時15分～8時30分	下市町役場 当直者	下市町全域	0747-52-0001	0747-52-0007
黒滝村	平日	日中	8時15分～17時15分	黒滝村地域包括支援センター	黒滝村全域	0747-62-2031	0747-62-2569
	平日	夜間	17時15分～8時15分	黒滝村役場	黒滝村全域	0747-62-2031	0747-62-2569
	休日	終日		黒滝村役場	黒滝村全域	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	平日	日中	8時15分～17時	天川村地域包括支援センター (天川村住民課)	天川村全域	0747-63-9110	0747-63-9111
	平日	夜間	17時～8時15分	天川村役場	天川村全域	0747-63-0321	0747-63-0329
	休日	終日		天川村役場	天川村全域	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	平日	日中	8時30分～17時15分	野迫川村地域包括支援センター (高齢者保健福祉センター)	野迫川村全域	0747-37-2941	0747-37-2940
	平日	夜間	17時15分～8時30分	野迫川村役場	野迫川村全域	0747-37-2101	0747-37-2107
	休日	終日		野迫川村役場	野迫川村全域	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	平日	日中	8時30分～17時	十津川村地域包括支援センター (役場住民課内)	十津川村全域	0746-62-0901	0746-62-0580
	平日	夜間	17時～8時30分	十津川村役場	十津川村全域	0746-62-0901	0746-62-0580
	休日	終日		十津川村役場	十津川村全域	0746-62-0901	0746-62-0580
下北山村	平日	日中	8時30分～17時	下北山村地域包括支援センター	下北山村全域	07468-6-9007	07468-6-9008
				下北山村保健センター	下北山村全域	07468-6-0015	07468-6-0017
				下北山村役場	下北山村全域	07468-6-0001	07468-6-0377
	休日	終日	17時～8時30分	下北山村役場	下北山村全域	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	平日	日中	8時30分～17時15分	上北山村地域包括支援センター (上北山村保健福祉課)	上北山村全域	07468-3-0380	07468-2-0209
	平日	夜間	17時15分～8時30分	上北山村役場	上北山村全域	07468-2-0001	07468-3-0265
	休日	終日		上北山村役場	上北山村全域	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	平日	日中	8時30分～17時15分	川上村地域包括支援センター (川上村住民福祉課内)	川上村全域	0746-52-0111	0746-52-0345
	平日	夜間	17時15分～8時30分	川上村役場	川上村全域	0746-52-0111	0746-52-0345
	休日	終日		川上村役場	川上村全域	0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	平日	日中	8時30分～17時15分	東吉野村地域包括支援センター	東吉野村全域	0746-42-0441	0746-42-1255
	平日	夜間	17時15分～8時30分	東吉野村役場	東吉野村全域	0746-42-0441	0746-42-1255
	休日	終日		東吉野村役場	東吉野村全域	0746-42-0441	0746-42-1255

(資料編) 5 関係機関・団体一覧

◇地方自治体(犯罪被害者支援担当課)

名 称		所 在 地	電話番号	担 当 課
奈良県		〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-8716	人権施策課
奈良市		〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1	0742-34-4733	人権施策課
大和高田市		〒635-8511 大和高田市大中100-1	0745-22-1101	人権施策課
大和郡山市		〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151	人権施策推進課市民相談室
天理市		〒632-0011 天理市石上町581-1	0743-65-0130	人権センター
橿原市		〒634-8586 橿原市八木町1-1-18	0744-22-4001	人権施策課
桜井市		〒633-8585 桜井市栗殿432-1	0744-42-9111	人権施策課
五條市		〒637-8501 五條市本町1-1-1	0747-22-4001	人権施策課
御所市		〒639-2298 御所市1-3	0745-62-3001	人権・同和対策課
生駒市		〒630-0288 生駒市東新町8-38	0743-74-1111	人権施策課
香芝市		〒639-0292 香芝市本町1397	0745-76-2001	市民協働課(H22.4.1～)
葛城市		〒639-2195 葛城市柿本166	0745-69-3001	人権政策課
宇陀市		〒633-0292 宇陀市榛原区下井足17-3	0745-82-2147	人権推進課
山辺郡	山添村	〒630-2344 山辺郡山添村大字大西151	0743-85-0041	総務課人権啓発室
生駒郡	平群町	〒636-8585 生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-1001	総務財政課
	三郷町	〒636-0821 生駒郡三郷町勢野西1-1-1	0745-73-2101	人権施策課
	斑鳩町	〒636-0198 生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	住民課
	安堵町	〒639-1095 生駒郡安堵町東安堵958	0743-57-1511	総務課
磯城郡	川西町	〒636-0202 磯城郡川西町大字結崎28-1	0745-44-2211	住民生活課
	三宅町	〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂689	0745-44-2001	総務課企画グループ
	田原本町	〒636-0392 磯城郡田原本町890-1	0744-34-2115	住民生活課
宇陀郡	曽爾村	〒633-1216 宇陀郡曽爾村大字山粕1665	0745-94-2731	曽爾ふれあいセンター
	御杖村	〒633-1302 宇陀郡御杖村菅野368	0745-95-2001	総務課人権施策グループ
高市郡	高取町	〒635-0154 高市郡高取町大字観覚寺990-1	0744-52-3334	総務課
	明日香村	〒634-0111 高市郡明日香村大字岡55	0744-54-2001	住民課
北葛城郡	上牧町	〒639-0293 北葛城郡上牧町大字上牧3350	0745-76-1001	総務課
	王寺町	〒636-8511 北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001	総務課
	広陵町	〒635-8515 北葛城郡広陵町南郷583-1	0745-55-1001	企画課
	河合町	〒636-0053 北葛城郡河合町池部2-13-1	0745-57-2271	生涯学習課
吉野郡	吉野町	〒639-3192 吉野郡吉野町上市80-1	0746-32-3081	町民課
	大淀町	〒638-8501 吉野郡大淀町桧垣本2090	0747-52-5501	人権施策推進室
	下市町	〒638-8510 吉野郡下市町大字下市1960	0747-52-0001	総務課
	黒滝村	〒638-0292 吉野郡黒滝村大字寺戸77	0747-62-2031	住民課
	天川村	〒638-0392 吉野郡天川村沢谷 60	0747-63-0321	住民課
	野迫川村	〒648-0392 吉野郡野迫川村大字北股84	0747-37-2101	住民課
	十津川村	〒637-1333 吉野郡十津川村小原225-1	0746-62-0001	総務課
	下北山村	〒639-3803 吉野郡下北山村大字寺垣内983	07468-6-0001	住民課
	上北山村	〒639-3701 吉野郡上北山村大字河合330	07468-2-0001	住民課
	川上村	〒639-3594 吉野郡川上村大字迫1335-7	0746-52-0111	住民福祉課
	東吉野村	〒633-2492 吉野郡東吉野村大字小川99	0746-42-0441	住民福祉課

◇奈良県警察

名 称	所 在 地	電話番号	管轄区域
奈良県警察本部	〒630-8578 奈良市登大路町80	0742-23-0110	県全体
奈良警察署	〒630-8533 奈良市三条大路1-1-1	0742-33-0110	奈良市の東部(旧都祁村区域を除く)及び中央部
奈良西警察署	〒631-0034 奈良市学園南3-9-22	0742-49-0110	奈良市の西部
生駒警察署	〒630-0244 生駒市東松ヶ丘6-20	0743-74-0110	生駒市
郡山警察署	〒639-1121 大和郡山市杉町250-4	0743-56-0110	大和郡山市
西和警察署	〒636-0011 北葛城郡王寺町葛下1-7-9	0745-72-0110	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
天理警察署	〒632-0017 天理市田部町22-4	0743-62-0110	天理市、奈良市(旧都祁村区域のみ)、山添村
桜井警察署	〒633-0001 桜井市大字三輪49-1	0744-46-0110	桜井市
宇陀警察署	〒633-0253 宇陀市榛原区萩原1953-1	0745-82-0110	宇陀市、菅爾村、御杖村、東吉野村
田原本警察署	〒636-0312 磯城郡田原本町大字新町24-1	0744-33-0110	川西町、三宅町、田原本町
橿原警察署	〒634-8501 橿原市四条町618-1	0744-23-0110	橿原市、高取町、明日香村
高田警察署	〒635-0025 大和高田市神楽3-1-9	0745-22-0110	大和高田市、葛城市
〃 御所警察庁舎	〒639-2305 御所市1573	0745-63-0110	御所市
香芝警察署	〒639-0245 香芝市畑2-1474-1	0745-71-0110	香芝市、広陵町
五條警察署	〒637-0004 五條市今井4-4-50	0747-23-0110	五條市、野田川村
〃 十津川警察庁舎	〒637-1333 吉野郡十津川村大字小原225-1	0746-63-0110	十津川村
吉野警察署	〒639-3118 吉野郡吉野町大字橋屋185-1	0746-32-0110	吉野町、下北山村、上北山村、川上村
中吉野警察署	〒638-0821 吉野郡大淀町大字下淵309-1	0747-53-0110	大淀町、下市町、黒滝村、天川村

◇福祉事務所

名 称	管轄区域	所 在 地	電話番号	FAX 番号
中和福祉事務所	生駒郡、高市郡、 北葛城郡、磯城郡、 山辺郡	〒635-0095 大和高田市大中 98-4 (高田総合庁舎)	0745-22-1701	0745-52-5131
吉野福祉事務所	吉野郡（十津川村 を除く）、宇陀郡	〒639-3111 吉野町上市 133 (吉野町中央公民館 3F)	0746-32-5315	0746-32-1631

名 称		所 在 地	電話番号	FAX 番号
奈良市（各担当課）		〒630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1	0742-34-1111	0742-34-5080
大和高田市 社会福祉事務所		〒635-8511 大和高田市大中 100-1	0745-22-1101	0745-24-1055
大和郡山市 福祉事務所		〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151	0743-55-2351
天理市 社会福祉事務所		〒632-8555 天理市川原城町 605	0743-63-1001	0743-63-5378
橿原市 福祉事務所		〒634-0065 橿原市畝傍町 9-1 保健福祉センター北館内	0744-22-4001	0744-25-7857
桜井市 社会福祉事務所		〒633-8585 桜井市栗殿 432-1	0744-42-9111	0744-44-2172
五條市 福祉事務所		〒637-8501 五條市本町 1-1-1	0747-22-4001	0747-24-2381
御所市 社会福祉事務所		〒639-2298 御所市 1-3	0745-62-3001	0745-62-5425
生駒市 福祉事務所		〒630-0288 生駒市東新町 8-38	0743-74-1111	0743-75-4879
香芝市 福祉事務所		〒639-0251 香芝市逢坂 1-374-1 総合福祉センター内	0745-79-7151	0745-79-7532
葛城市 福祉事務所	新庄 庁舎	〒639-2195 葛城市柿本 166	0745-69-3001	0745-69-6456
	當麻 庁舎	〒639-2197 葛城市長尾 85	0745-48-2811	0745-48-3200
宇陀市 福祉事務所		〒633-0292 宇陀市榛原区下井足 17-3	0745-82-8000	0745-82-3900
十津川村 福祉事務所		〒637-1333 吉野郡十津川村小原 225-1	0746-62-0902	0746-62-0580

◇保健所

名称	担当地域	所在地	電話番号	FAX 番号
郡山保健所	大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-16	0743-53-2701	0743-52-6095
葛城保健所	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	〒635-8508 大和高田市大中 98-4 高田総合庁舎内	0745-22-1701	0745-23-8460
桜井保健所	橿原市、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、曽爾村、御杖村	〒633-0062 桜井市粟殿 1000 桜井総合庁舎内	0744-43-3131	0744-46-3597
吉野保健所	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	〒638-0045 吉野郡下市町新住 15-3	0747-52-0551	0747-52-7259
内吉野保健所	五條市、野迫川村、十津川村	〒637-0041 五條市本町 3-1-13	0747-22-3051	0747-25-3623
奈良市保健所	奈良市	〒630-8325 奈良市西木辻町 200-46	0742-23-6171	0742-22-2869

◇市町村保健衛生担当課

市町村名	担当課	所在地	電話番号	FAX 番号
奈良市	保健所 健康増進課	〒630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1	0742-34-5129	0742-34-3145
大和高田市	健康増進課	〒635-0096 大和高田市西町 1-45 保健センター	0745-23-6661	0745-23-6660
大和郡山市	保健センター	〒639-1136 大和郡山市本庄町 317-2 さんて郡山	0743-58-3333	0743-58-3330
天理市	健康推進課	〒632-8555 天理市川原城町 605 保健センター	0743-63-1001	0743-62-7697
橿原市	健康増進課	〒634-0065 橿原市畝傍町 9-1 保健福祉センター	0744-22-8331	0744-24-9124
桜井市	健康推進課	〒633-0002 桜井市大字金屋 136-1 桜井市保健会館内	0744-45-3443	0744-45-1785
五條市	保健福祉センター	〒637-0036 五條市野原西 6-1-18	0747-25-2631	0747-22-6585
御所市	健康増進課	〒639-2237 御所市 774-1 いきいきライフセンター	0745-62-3001	0745-65-2615
生駒市	健康課	〒630-0288 生駒市東新町 8-38	0743-74-1111	0743-74-9100
香芝市	保健センター	〒639-0231 香芝市下田西 2-1-12	0745-77-3965	0745-77-0939
葛城市	健康増進課	(新庄健康福祉センター) 〒639-2113 葛城市北花内 341 (當麻保健センター) 〒639-2155 葛城市竹内 256-39	0745-69-9900 0745-48-6611	0745-69-9905 0745-48-8179
宇陀市	健康増進課	〒633-0292 宇陀市榛原区下井足 17-3	0745-82-3692	0745-82-3900
山添村	保健福祉課	〒630-2344 山辺郡山添村大字大西 1395-1 保健福祉センター	0743-85-0045	0743-85-0820
平群町	健康保険課	〒636-0914 生駒郡平群町西宮 2-1-6 プリズムへぐり	0745-45-8600	0745-45-8611
三郷町	健康課	〒636-0812 生駒郡三郷町勢野西 1-2-1 保健センター	0745-73-2101	0745-73-4104
斑鳩町	健康対策課	〒636-0142 生駒郡斑鳩町小吉田 1-12-35 生き生きプラザ 斑鳩内保健センター	0745-70-0001	0745-74-0903
安堵町	健康福祉課	〒639-1061 生駒郡安堵町大字東安堵 853 福祉保健センター	0743-57-1591	0743-57-1592
川西町	健康長寿課	〒636-0202 磯城郡川西町大字結崎 217-1 保健センター	0745-43-1900	0745-43-2812
三宅町	健康福祉課	〒636-0213 磯城郡三宅町大字伴堂 848-1 三宅町保健福祉施設あざさ苑	0745-43-3580	0745-43-2018
田原本町	健康福祉課	〒636-0247 磯城郡田原本町阪手 336-1	0744-33-8000	0744-33-8010
曾爾村	住民生活課	〒633-1212 宇陀郡曾爾村大字今井 495-1 曾爾村役場	0745-94-2101	0745-94-2066
御杖村	保健福祉課	〒633-1302 宇陀郡御杖村大字菅野 1581 保健福祉医療総合センター	0745-95-2828	0745-95-3567
高取町	住民福祉課	〒635-0153 高市郡高取町大字下土佐 223-1 保健センター	0744-52-5111	0744-52-3351
明日香村	住民課	〒634-0143 高市郡明日香村大字立部 745 健康福祉センター	0744-54-5550	0744-54-5551
上牧町	生き生き対策課	〒639-0214 北葛城郡上牧町大字上牧 3245-1 保健福祉センター	0745-79-2020	0745-79-2021
王寺町	保健センター課	〒636-0003 北葛城郡王寺町久度 2-2-1-501 リーベル王寺東館 5 階	0745-33-5000	0745-33-5001
広陵町	保健衛生課	〒635-0821 北葛城郡広陵町大字笠 161-2 さわやかホール	0745-55-6887	0745-55-6585
河合町	健康福祉課	〒636-0053 北葛城郡河合町池部 1-2-9 保健センター	0745-56-6006	0745-56-5353
吉野町	健康福祉課	〒639-3114 吉野郡吉野町大字丹治 130-1	0746-32-0521	0746-32-4690
大淀町	保健センター	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵 353-1	0747-52-9403	0747-52-9404
下市町	ほけん年金課	〒638-0041 吉野郡下市町大字下市 1962	0747-52-0001	0747-52-0007
黒滝村	保健福祉課	〒638-0292 吉野郡黒滝村大字寺戸 77	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	住民課	〒638-0322 吉野郡天川村大字南日裏 200 ほほえみボート天川	0747-63-9110	0747-63-9111
野迫川村	住民課	〒648-0392 吉野郡野迫川村大字北股 84	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	住民課	〒637-1333 吉野郡十津川村大字小原 225-1 十津川村役場	0746-62-0001	0746-62-0580
下北山村	保健福祉課	〒639-3802 吉野郡下北山村大字浦向 375 保健センター	07468-6-0015	07468-6-0017
上北山村	保健福祉課	〒639-3701 吉野郡上北山村大字河合 381 ワズビツガがみきた	07468-3-0380	07468-2-0209
川上村	住民福祉課	〒639-3594 吉野郡川上村大字迫 1335-7	0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	住民福祉課	〒633-2492 吉野郡東吉野村大字小川 99	0746-42-0441	0746-42-1255

◇市町村社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
奈良市社会福祉協議会	〒630-8013 奈良市三条大路 1-9-10	0742-34-4758	0742-30-2323
大和高田市社会福祉協議会	〒635-0077 大和高田市池田 418-1	0745-23-5426	0745-23-2298
大和郡山市社会福祉協議会	〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8	0743-53-6531	0743-55-0986
天理市社会福祉協議会	〒632-0071 天理市田井庄町 723	0743-61-2200	0743-69-5201
橿原市社会福祉協議会	〒634-0065 橿原市畝傍町 9-1	0744-29-3880	0744-29-4400
桜井市社会福祉協議会	〒633-0091 桜井市桜井 535-1	0744-42-2724	0744-46-5052
五條市社会福祉協議会	〒637-0043 五條市新町 3-3-2	0747-24-4152	0747-24-4153
五條市社会福祉協議会 (西吉野事業所)	〒637-0237 五條市西吉野町宗川野 97	0747-33-0294	0747-33-9220
五條市社会福祉協議会 (大塔事業所)	〒637-0408 五條市大塔町辻堂 113	0747-36-0039	0747-36-0191
御所市社会福祉協議会	〒639-2236 御所市代官町 760-3	0745-63-2457	0745-63-2457
生駒市社会福祉協議会	〒630-0257 生駒市元町 1-6-12	0743-75-0234	0743-73-0533
香芝市社会福祉協議会	〒639-0251 香芝市逢坂 1-374-1	0745-76-7107	0745-76-7104
葛城市社会福祉協議会	〒639-0273 葛城市染野 789-1	0745-48-6636	0745-48-2890
宇陀市社会福祉協議会	〒633-2221 宇陀市菟田野区松井 502	0745-84-4116	0745-84-3600
山辺郡	山添村社会福祉協議会	〒630-2344 山辺郡山添村大西 1395-1	0743-85-0181 0743-85-0820
生駒郡	平群町社会福祉協議会	〒636-0914 生駒郡平群町西宮 2-1-6	0745-45-5710 0745-45-8611
	三郷町社会福祉協議会	〒636-0812 生駒郡三郷町勢野西 1-2-1	0745-72-5800 0745-72-9117
	斑鳩町社会福祉協議会	〒636-0142 生駒郡斑鳩町小吉田 1-12-35	0745-74-5122 0745-74-5011
	安堵町社会福祉協議会	〒639-1061 生駒郡安堵町東安堵 853	0743-57-2523 0743-57-5022
磯城郡	川西町社会福祉協議会	〒636-0206 磯城郡川西町吐田 94	0745-43-3939 0745-43-3938
	三宅町社会福祉協議会	〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂 848-1	0745-43-2078 0745-43-2018
	田原本町社会福祉協議会	〒636-0247 磯城郡田原本町阪手 348-1	0744-34-2118 0744-33-8788
宇陀郡	曾爾村社会福祉協議会	〒633-1201 宇陀郡曾爾村大字伊賀見 23-1	0745-96-2144 0745-98-2300
	御杖村社会福祉協議会	〒633-1302 宇陀郡御杖村菅野 1581	0745-95-2828 0745-95-3567
高市郡	高取町社会福祉協議会	〒635-0154 高市郡高取町観覧寺 990-1	0744-52-3865 0744-52-3819
	明日香村社会福祉協議会	〒634-0143 高市郡明日香村立部 745	0744-54-5330 0744-54-5332
北葛城郡	上牧町社会福祉協議会	〒639-0214 北葛城郡上牧町上牧 1875-3	0745-76-6098 0745-79-0895
	王寺町社会福祉協議会	〒636-0021 北葛城郡王寺町畠田 9-1608	0745-32-5201 0745-73-6333
	広陵町社会福祉協議会	〒635-0821 北葛城郡広陵町笠 161-2	0745-55-8300 0745-55-6585
	河合町社会福祉協議会	〒636-0061 北葛城郡河合町山坊 24-3	0745-58-2734 0745-56-3820
吉野郡	吉野町社会福祉協議会	〒639-3114 吉野郡吉野町丹治 130-1	0746-32-8978 0746-32-1569
	大淀町社会福祉協議会	〒638-0812 吉野郡大淀町下淵 1223	0747-52-1941 0747-54-2888
	下市町社会福祉協議会	〒638-0041 吉野郡下市町下市 1962	0747-52-6125 0747-52-9501
	黒滝村社会福祉協議会	〒638-0251 吉野郡黒滝村寺戸 187-2	0747-62-2850 0747-62-2270
	天川村社会福祉協議会	〒638-0322 吉野郡天川村南日裏 200	0747-63-9112 0747-63-9111
	野迫川村社会福祉協議会	〒637-0425 吉野郡野迫川村上 401-1	0747-37-2941 0747-37-2940
	十津川村社会福祉協議会	〒637-1555 吉野郡十津川村猿飼 308-2	0746-64-0666 0746-64-0665
	下北山村社会福祉協議会	〒639-3802 吉野郡下北山村浦向 371	07468-6-0360 07468-6-0970
	上北山村社会福祉協議会	〒639-3701 吉野郡上北山村河合 381	07468-2-0129 07468-2-0229
	川上村社会福祉協議会	〒639-3553 吉野郡川上村迫 590-1	0746-52-0294 0746-52-0295
	東吉野村社会福祉協議会	〒633-2421 吉野郡東吉野村小川 99	0746-42-0441 0746-42-0446

◇地域包括支援センター

市町村	名 称	所 在 地	電話番号	担当区域
奈良市	奈良市若草地域包括支援センター	〒630-8258 奈良市船橋町 1-1	0742-25-2345	鼓坂北、鼓坂、佐保
	奈良市三笠地域包括支援センター	〒630-8012 奈良市二条大路南 1-3-1 イトーヨーカドー5F	0742-33-6622	大宮、佐保川、椿井、 大安寺西
	奈良市春日・飛鳥地域包括支援センター	〒630-8325 奈良市西木辻町 110-4	0742-20-2516	済美、済美南、大安寺、 飛鳥
	奈良市都南地域包括支援センター	〒630-8424 奈良市古市町 1327-6 フォレストヒルズ奈良	0742-50-2288	辰市、明治、東市、帯解、 精華
	奈良市平城地域包括支援センター	〒631-0805 奈良市右京 1-3-4 サントウプラザすずらん 2 階	0742-70-6777	神功、右京、朱雀、左京、 佐保台、平城西、平城
	奈良市京西・都跡地域包括支援センター	〒630-8043 奈良市六条 2-2-10	0742-52-3010	伏見南、六条、都跡
	奈良市伏見地域包括支援センター	〒631-0824 奈良市西大寺南町 1-17 西田ビル 2 階	0742-45-1671	あやめ池、西大寺北、伏見
	奈良市二名地域包括支援センター	〒631-0072 奈良市二名 1-2329	0742-43-1280	鶴舞、青和、二名、 富雄北
	奈良市登美ヶ丘地域包括支援センター	〒631-0003 奈良市中登美ヶ丘 1-1994-3 D20-104	0742-51-0012	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
	奈良市富雄地域包括支援センター	〒631-0042 奈良市大倭町 2-22	0742-52-2051	鳥見、富雄第三、三碓、 富雄南
	奈良市東部地域包括支援センター	〒630-2175 奈良市茗荷町 803	0742-81-5720	田原、柳生、大柳生、 相和、並松、都祁、 吐山、六郷、月ヶ瀬
大和高田市	大和高田市地域包括支援センター	〒635-8511 大和高田市大字大中 100-1 大和高田市役所内	0745-53-0858	大和高田市
大和郡山市	大和郡山市地域包括支援センター	〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-4	0743-55-7733	大和郡山市
天理市	天理市北部地域包括支援センター	〒632-0011 天理市石上町 358	0743-65-5520	櫛本校区、山の辺校区
	天理市中部地域包括支援センター	〒632-0034 天理市丹波市町 302	0743-63-1120	丹波市校区、前裁校区
	天理市西南部地域包括支援センター	〒632-0056 天理市岸田町 1199	0743-66-1188	二階堂校区、井戸堂校区、 朝和校区、柳本校区
	天理市東部地域包括支援センター	〒632-0122 天理市福住町 5504	0743-68-6711	福住校区
橿原市	橿原市社会福祉協議会地域包括支援センター	〒634-0065 橿原市畝傍町 9-1	0744-24-4301	橿原市
桜井市	桜井市地域包括支援センターひかり	〒633-0087 桜井市大豆越 104-1	0744-45-3651	大三輪中学校区
	桜井市地域包括支援センターきぼう	〒633-0054 桜井市阿部 323	0744-46-1023	桜井東中学校区 桜井西中学校区
	桜井市地域包括支援センターのぞみ	〒633-0054 桜井市阿部 1073	0744-42-5590	桜井中学校区
五條市	五條市地域包括支援センター	〒637-0036 五條市野原西 6-1-18	0747-25-2640	五條市
御所市	御所市地域包括支援センター	〒639-2298 御所市 1-3	0745-65-2020	御所市
生駒市	生駒市フォレスト地域包括支援センター	〒630-0142 生駒市北田原町 2429-4	0743-78-4888	生駒北中学校区 光明中学校区（一部） 鹿ノ台中学校区
	生駒市阪奈中央地域包括支援センター	〒630-0243 生駒市俵口町 444-1	0743-73-9448	光明中学校区（一部） 生駒中学校区（一部）
	生駒市東生駒地域包括支援センター	〒630-0212 生駒市辻町 4-1	0743-75-3367	光明中学校区（一部） 生駒中学校区（一部）
	生駒市社会福祉協議会地域包括支援センター	〒630-0245 生駒市北新町 3-1	0743-73-7272	生駒中学校区（一部）
	生駒市梅寿荘地域包括支援センター	〒630-0261 生駒市西旭ヶ丘 12-3	0743-74-8134	緑ヶ丘中学校区 大瀬中学校区 （壱分小学校区） 生駒南中学校区
	生駒市メディカル地域包括支援センター	〒630-0223 生駒市小瀬町 324-2	0743-77-7766	上中学校区 大瀬中学校区（一部）

◇地域包括支援センター

市町村	名 称	所 在 地	電話番号	担当区域
香芝市	香芝市包括支援センター	〒639-0251 香芝市逢坂 1-374-1 香芝市総合福祉センター	0745-79-0802	香芝市
葛城市	葛城市地域包括支援センター	〒639-2197 葛城市長尾 85 葛城市役所當麻庁舎 高齢福祉課内	0745-48-2811	葛城市
宇陀市	宇陀市地域包括支援センター	〒633-2221 宇陀市菟田野区松井 502	0745-84-4800	宇陀市
山添村	山添村地域包括支援センター	〒630-2344 山辺郡山添村大字大西 1395-1 山添村保健福祉センター保健福祉課内	0743-85-0045	山添村
平群町	平群町地域包括支援センター	〒636-0931 生駒郡平群町大字梨本 350-1	0745-45-7012	平群町
三郷町	三郷町地域包括支援センター	〒636-0812 三郷町勢野西 1-2-1 三郷町社会福祉協議会	0745-34-0035	三郷町
斑鳩町	斑鳩町地域包括支援センター	〒636-0142 生駒郡斑鳩町小吉田 1-12-35	0745-75-4000	斑鳩町
安堵町	安堵町地域包括支援センター	〒639-1061 生駒郡安堵町大字東安堵 853	0743-57-1590	安堵町
川西町	川西町地域包括支援センター	〒636-0202 磯城郡川西町大字結崎 28-1	0745-44-2211	川西町
三宅町	三宅町地域包括支援センター	〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂 848-1	0745-43-2522	三宅町
田原本町	田原本町地域包括支援センター	〒636-0392 磯城郡田原本町 890-1	0744-34-2104	田原本町
曽爾村	曽爾村地域包括支援センター	〒633-1201 宇陀郡曽爾村大字伊賀見 17	0745-96-2144	曽爾村
御杖村	御杖村地域包括支援センター	〒633-1302 宇陀郡御杖村大字菅野 1581	0745-95-2828	御杖村
高取町	高取町地域包括支援センター	〒635-0153 高市郡高取町大字下土佐 328-1	0744-52-5531	高取町
明日香村	明日香村地域包括支援センター	〒634-0143 高市郡明日香村大字立部 745	0744-54-5552	明日香村
上牧町	上牧町地域包括支援センター	〒639-0214 北葛城郡上牧町上牧 3245-1	0745-79-2020	上牧町
王寺町	王寺町地域包括支援センター	〒636-8511 北葛城郡王寺町王寺 2-1-23 王寺町役場内	0745-73-2001	王寺町
広陵町	広陵町地域包括支援センター	〒635-0821 北葛城郡広陵町大字笠 161-2 広陵町総合保健福祉会館 「さわやかホール」内	0745-55-6771	広陵町
河合町	河合町地域包括支援センター	〒636-0061 北葛城郡河合町山坊 24-3 河合町総合福祉会館「豆山の郷」	0745-58-2735	河合町
吉野町	吉野町地域包括支援センター	〒639-3114 吉野郡吉野町丹治 130-1 健やか一番館 3 階 吉野町役場 健康福祉課内	0746-32-8856	吉野町
大淀町	大淀町地域包括支援センター	〒638-8501 吉野郡大淀町大字桧垣本 2090	0747-52-7760	大淀町
下市町	下市町地域包括支援センター	〒638-8510 吉野郡下市町大字下市 1960	0747-52-0001(代)	下市町
黒滝村	黒滝村地域包括支援センター	〒638-0292 吉野郡黒滝村大字寺戸 77	0747-62-2031	黒滝村
天川村	天川村地域包括支援センター	〒638-0322 吉野郡天川村大字南日裏 200	0747-63-9110	天川村
野迫川村	野迫川村地域包括支援センター	〒637-0425 吉野郡野迫川村大字上 401-1	0747-37-2941	野迫川村
十津川村	十津川村地域包括支援センター	〒637-1333 吉野郡十津川村大字小原 225-1 十津川村役場福祉事務所内	0746-62-0001	十津川村
下北山村	下北山村地域包括支援センター	〒639-3802 吉野郡下北山村大字浦向 371	07468-6-9007	下北山村
上北山村	上北山村地域包括支援センター	〒639-3701 吉野郡上北山村河合 381	07468-3-0380	上北山村
川上村	川上村地域包括支援センター	〒639-3594 吉野郡川上村迫 1335-7 川上村役場内	0746-52-0111	川上村
東吉野村	東吉野村地域包括支援センター	〒633-2492 吉野郡東吉野村大字小川 99	0746-42-0441	東吉野村

◇ファミリー・サポート・センター

市町村	名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
奈良市	奈良市ファミリー・サポート・センター	〒630-8122 奈良市三条本町 8-1 奈良市男女共同参画センター 「あすなら」内	0742-34-3305	0742-34-3307
大和高田市	大和高田市子育てサポートクラブ事務局	〒635-0077 大和高田市池田 418-1 大和高田市総合福祉会館 1 階（事務局）	0745-23-1006	0745-23-1006
大和郡山市	大和郡山市こどもサポートセンター	〒639-1132 大和郡山市高田町 92-16 市民交流館 2 階	0743-53-1213	0743-53-1213
天理市	天理市子育てサポートクラブ事務局	〒632-8555 天理市川原城町 605	0743-63-1001	0743-62-2880
橿原市	橿原市ファミリー・サポート・センター	〒634-0065 橿原市畝傍町 9-1 保健福祉センター内 南館 1 階	0744-20-0220	0744-25-2221
五條市	五條市ファミリー・サポート・センター	〒637-0041 五條市本町 1-3-18 五條児童館	0747-22-2228	0747-22-2228
生駒市	生駒市子どもサポートセンターゆう	〒630-0251 生駒市谷田町 1615 アコールいこま もやい館 4 階	0743-73-5552	0743-73-1007
香芝市	香芝市地域子育てサポートクラブ事務局	〒639-0251 香芝市逢阪 1-374-1 総合福祉センター	0745-79-7522	0745-79-7532
葛城市	葛城市ファミリー・サポート・クラブ	〒639-2113 葛城市北花内 341 葛城市子育て支援センター内	0745-69-5241	0745-69-5301
宇陀市	宇陀市子育てサポートクラブ事務局（福祉課）	〒633-0241 宇陀市榛原区下井足 17-3	0745-82-2236	0745-82-7234
川西町	あずかり隊	〒636-0204 磯城郡川西町唐院 122 川西町ふれあいセンター内	0745-43-2575	0745-43-2531

◇奈良県立特別支援学校

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番号
盲学校	〒639-1122 大和郡山市丹後庄町 222-1	0743-56-3171	0743-56-9148
ろう学校	〒639-1122 大和郡山市丹後庄町 456	0743-56-2921	0743-56-8833
奈良養護学校	〒630-8051 奈良市七条町 135	0742-34-2671	0742-33-9459
奈良養護学校 整肢園分校	〒630-8211 奈良市雑司町 406-1	0742-23-6887	0742-27-7290
奈良東養護学校	〒630-8053 奈良市七条 2-670	0742-44-0112	0742-44-5681
奈良西養護学校	〒631-0066 奈良市帝塚山西 2-1-1	0742-45-1421	0742-45-1427
二階堂養護学校	〒632-0086 天理市庵治町 358-1	0743-64-3081	0743-64-2962
高等養護学校	〒636-0344 磯城郡田原本町宮森 34-1	0744-33-2626	0744-32-7289
明日香養護学校	〒634-0141 高市郡明日香村大字川原 410	0744-54-3380	0744-54-2396
西和養護学校	〒639-0205 北葛城郡上牧町下牧 1010	0745-73-2111	0745-32-9877
大淀養護学校	〒638-0821 吉野郡大淀町大字下湊 414-1	0747-52-7655	0747-52-8620

◇市町村教育委員会

市町村		教育委員会名	所在地	電話番号	FAX 番号
奈良市		奈良市教育委員会	〒630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1	0742-34-1111 (代)	0742-34-4597
大和高田市		大和高田市教育委員会	〒635-8511 大和高田市大字大中 100-1	0745-22-1101 (代)	0745-52-8862
大和郡山市		大和郡山市教育委員会	〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151 (代)	0743-52-3211
天理市		天理市教育委員会	〒632-8555 天理市川原城町 605	0743-63-1001 (代)	0743-62-0100
橿原市		橿原市教育委員会	〒634-0075 橿原市小房町 11-5 かしはら万葉ホール内	0744-22-4001 (代)	0744-24-9707
桜井市		桜井市教育委員会	〒633-8585 桜井市大字栗殿 202	0744-42-9111 (代)	0744-45-0962
五條市		五條市教育委員会	〒637-0083 五條市下之町 21	0747-22-4001 (代)	0747-22-8754
御所市		御所市教育委員会	〒639-2298 御所市 1-3	0745-62-3001 (代)	0745-62-8510
生駒市		生駒市教育委員会	〒630-0288 生駒市東新町 8-38	0743-74-1111 (代)	0743-74-6464
香芝市		香芝市教育委員会	〒639-0292 香芝市本町 1397	0745-76-2001 (代)	0745-78-9150
葛城市		葛城市教育委員会	〒639-2197 葛城市長尾 85	0745-48-2811 (代)	0745-48-3200
宇陀市		宇陀市教育委員会	〒633-2221 宇陀市菟田野区松井 486-1	0745-84-2522 (代)	0745-84-4089
山辺郡	山添村	山添村教育委員会	〒630-2344 山辺郡山添村大字大西 232	0743-85-0049	0743-85-0472
生駒郡	平群町	平群町教育委員会	〒636-0936 生駒郡平群町大字福貴 1037-2	0745-45-2101	0745-45-7799
	三郷町	三郷町教育委員会	〒636-0812 生駒郡三郷町勢野西 1-2-2	0745-73-2101 (代)	0745-31-2501
	斑鳩町	斑鳩町教育委員会	〒636-0198 生駒郡斑鳩町法隆寺西 3-7-12	0745-74-1001 (代)	0745-74-6784
	安堵町	安堵町教育委員会	〒636-1061 生駒郡安堵町大字東安堵 879	0743-57-2033	0743-57-5644
磯城郡	川西町	川西町教育委員会	〒636-0202 磯城郡川西町大字結崎 32-1	0745-44-2214	0745-43-3245
	三宅町	三宅町教育委員会	〒636-0213 磯城郡三宅町大字伴堂 689	0745-44-2001 (代)	0745-43-2870
	田原本町	田原本町教育委員会	〒636-0392 磯城郡田原本町 890-1	0744-32-2901 (代)	0744-32-2977
宇陀郡	曾爾村	曾爾村教育委員会	〒633-1212 宇陀郡曾爾村大字今井 495-1	0745-94-2101 (代)	0745-96-2053
	御杖村	御杖村教育委員会	〒633-1302 宇陀郡御杖村大字菅野 368	0745-95-2001 (代)	0745-95-3547
高市郡	高取町	高取町教育委員会	〒635-0154 高市郡高取町大字観覚寺 1023 高取町リハビリテーション内	0744-52-3715	0744-52-2877
	明日香村	明日香村教育委員会	〒634-0141 高市郡明日香村大字川原 91-1	0744-54-3636	0744-54-4647
北葛城郡	上牧町	上牧町教育委員会	〒639-0293 北葛城郡上牧町大字上牧 3350	0745-76-1001 (代)	0745-76-1199
	王寺町	王寺町教育委員会	〒636-0002 北葛城郡王寺町王寺 2-1-18 やわらぎ会館 2F	0745-72-1031 (代)	0745-72-9588
	広陵町	広陵町教育委員会	〒635-8515 北葛城郡広陵町大字南郷 583-1	0745-55-1001 (代)	0745-55-1009
	河合町	河合町教育委員会	〒636-8501 北葛城郡河合町池部 1-1-1	0745-57-0200 (代)	0745-57-3166
吉野郡	吉野町	吉野町教育委員会	〒639-3111 吉野郡吉野町大字上市 77-1	0746-32-0190	0746-32-8875
	大淀町	大淀町教育委員会	〒638-0812 吉野郡大淀町桧垣本 2090 3F	0747-52-1522	0747-52-5507
	下市町	下市町教育委員会	〒638-0041 吉野郡下市町大字下市 3071	0747-52-1711	0747-52-5159
	黒滝村	黒滝村教育委員会	〒638-0251 吉野郡黒滝村大字寺戸 196	0747-62-2314	0747-62-2764
	天川村	天川村教育委員会	〒638-0392 吉野郡天川村大字沢谷 60	0747-63-0321 (代)	0747-63-0326
	野迫川村	野迫川村教育委員会	〒648-0392 吉野郡野迫川村大字北股 84	0747-37-2101 (代)	0747-37-2107
	十津川村	十津川村教育委員会	〒637-1333 吉野郡十津川村大字小原 225-1	0746-62-0067	0746-62-0522
	下北山村	下北山村教育委員会	〒639-3803 吉野郡下北山村大字寺垣内 983	07468-6-0901	07468-6-0424
	上北山村	上北山村教育委員会	〒639-3701 吉野郡上北山村大字河合 330	07468-2-0001 (代)	07468-2-0360
	川上村	川上村教育委員会	〒639-3553 吉野郡川上村大字迫 590-1	0746-52-0144	0746-52-0240
	東吉野村	東吉野村教育委員会	〒633-2421 吉野郡東吉野村大字小川 99	0746-42-0441 (代)	0746-42-0446

◇子育て支援センター

市町村名	名称	所在地	電話番号
奈良市	奈良市地域子育て支援センター 「アイリスキッズ」	〒630-8122 奈良市三条本町 8-1 男女共同参画センター 「あすなら」内	0742-33-5560
奈良市	地域子育て支援センター・奈良	〒630-8113 奈良市法蓮町 1368 佐保山保育園内	0742-27-0725
奈良市	地域子育て支援センター・中登美	〒631-0003 奈良市中登美ヶ丘 1-1994-3 D-21	0742-44-2250
大和高田市	大和高田市子育て支援センター	〒635-0077 大和高田市池田 418-1 総合福祉会館内	0745-23-1501
大和郡山市	大和郡山市子育て支援センター	〒639-1031 大和郡山市今国府町 60-9 ふたば保育園内	0743-59-4141
天理市	地域子育て支援センター	〒632-0055 天理市遠田町 511-1 柳本保育園内	0120-67-1612 (フリーダイヤル)
橿原市	橿原市子育て支援センター	〒634-0051 橿原市白橿町 8-19-1	0744-20-0220
桜井市	子育て支援センター やまぼうし	〒633-0053 桜井市大字谷 280 飛鳥学院保育所内	0744-45-4356
御所市	社会福祉法人恵愛保育所	〒639-2327 御所市増 35	0745-66-0022
生駒市	地域子育て支援センター 「てくてく」	〒630-0257 生駒市元町 2-14-8 いこま乳児保育園内	0743-74-3999
香芝市	子育て支援センター ゆめふうせん	〒639-0254 香芝市関屋北 5-8-22	0745-71-8008
葛城市	葛城市子育て支援センター	〒639-2113 葛城市北花内 343 健康福祉センター内	0745-69-5241
宇陀市	大宇陀保育所 子育て支援室	〒633-2164 宇陀市大宇陀区拾生 806	0745-83-3511
平群町	平群町子育て支援センター	〒636-0936 平群町福貴 1113 はなさと保育園内	0745-46-1211
三郷町	「ぴよぴよ」	〒636-0821 三郷町立野北 1-45-5 西部保育園内	0745-73-7634
川西町	川西町子育て支援センター	〒636-0204 川西町唐院 122 川西町ふれあいセンター内	0745-43-2575
三宅町	子育て支援センター「スマイル」	〒636-0213 三宅町伴堂 707-1 伴堂保育所内	0745-43-0654
田原本町	宮古保育園	〒636-0302 田原本町宮古 667	0744-34-1611
曽爾村	曽爾子育て支援センター	〒633-1201 曽爾村大字伊賀見 2881-1	0745-94-2201
御杖村	御杖保育所	〒633-1303 御杖村土屋原 1479-1	0745-95-2480
高取町	たかとり保育園	〒635-0154 高取町観覚寺 1230-1	0744-52-3786
明日香村	明日香保育園	〒634-0103 明日香村飛鳥 469	0744-54-4138
河合町	河合町地域子育て支援センター	〒636-0054 河合町穴闇 169 西穴闇保育所内	0745-57-0215
大淀町	延明保育園 大淀町地域子育て 支援センター	〒638-0812 大淀町桧垣本 1833-1	0747-52-0388
下市町	下市町地域子育て支援センター	〒638-0001 下市町阿知賀 112-9 下市ユートピア保育園	0747-52-7228

◇一時預かり保育を実施している施設

保育所名	所在地	電話	一時保育 実施時間	申し込み方法	他市町村 利用者の受入
佐保山保育園	奈良市法蓮町 1368	0742-23-5512	8:00～17:00	直接保育園に申込み	不可
あけぼの会 夜間保育所	奈良市白毫寺町 208	0742-22-1699	8:00～18:00	直接保育園に電申込み	不可
桜華保育園	奈良市二名 1-2361-3	0742-51-0115	9:00～17:00	直接保育園に申込み	不可
西の京さくら 保育園	奈良市五条町 292-4	0742-32-4150	9:30～16:30	直接保育園に申込み	不可
あいづ保育園	奈良市八条 3-904	0742-61-1117	9:00～16:30	直接保育園に申込み	不可
学園前保育園	奈良市中山町西 3-535-200	0742-43-7002	8:30～17:30	直接保育園に申込み	不可
土庫保育所	大和高田市土庫 1-10-19	0745-52-2263	8:30～16:30 土曜 8:30～12:00	直接保育園に申込み	不可
高田西保育所	大和高田市市場 535-1	0745-22-6775	8:30～16:30 土曜 8:30～12:00	直接保育園に申込み	不可
よのもと保育園	大和高田市大字出 154-1	0745-52-1541	8:00～16:00 土曜 8:30～12:30	直接保育園に申込み	不可
かなえ保育園	大和高田市築山 440-10	0745-22-7123	8:30～16:30 土曜 未実施	直接保育園に申込み	不可
郡山東保育園	大和郡山市野垣内町 2-2	0743-53-3344	8:30～17:00	直接保育園に申込み	不可
朝和保育園	天理市兵庫町 332-1	0743-67-1611	8:00～17:00	直接保育園に申込み	不可
柳本保育園	天理市遠田町 511-1	0743-67-1612	8:00～17:00	直接保育園に申込み	不可
すくすくKIDS 広場	天理市上総町 282	0743-68-1611	8:00～17:00	直接保育園に申込み	不可
カレス保育園	天理市檜町 544	0743-65-2676	9:00～17:00	直接保育園に申込み	不可
ひまわり保育園	天理市杉本町岩田 174-2	0743-63-2137	9:00～17:00	直接保育園に申込み	不可
今井保育所	橿原市今井町 3-3-12	0744-23-4557	8:30～16:30	直接保育園に申込み	不可
川西保育所	橿原市川西町 140-1	0744-27-4394	8:30～16:30	直接保育園に申込み	不可
橿原保育園	橿原市白橿町 6-7-15	0744-27-1441	8:30～16:30	直接保育園に申込み	不可
くちなし保育園	橿原市葛本町 80-1	0744-22-0111	8:30～16:30	直接保育園に申込み	不可
三輪保育園	桜井市大字箸中 994-1	0744-43-7291	9:00～17:00	直接保育園に電話申込み。その後保育園に申込書提出。	不可
宇智野保育所	五條市今井 3-3-20	0747-22-3157	8:30～16:30	直接保育園に申込み	不可
御所保育所	御所市 1-9	0745-62-8569	8:30～16:30	保育所に直接 5 日前までに申込み(緊急時除く)	不可
秋津保育所	御所市室 484-1	0745-62-4331	8:30～16:30	保育所に直接 5 日前までに申込み(緊急時除く)	不可
第一葛城学園	御所市柏原 716	0745-63-0338	8:00～17:00	直接保育園に申込み	可
あいづ生駒 保育園	生駒市山崎町 5-6	0743-72-1117	8:30～16:30	直接保育園に申込み	可
はな保育園	生駒市上町 2576-2	0743-71-0419	8:30～17:30	直接保育園に申込み	可
登美ヶ丘駅前 ピュア保育園	生駒市鹿畑町 3013	0743-70-0885	9:00～17:00	直接保育園に申込み	可
ハルナ保育園	香芝市鎌田 281-1	0745-76-5541	8:00～18:00	直接保育園に申込み	可
あけぼの・保育園	香芝市関屋北 5-8-3	0745-71-8008	8:30～16:30	直接保育園に申込み	可
せいか保育園	香芝市北今市 5-508-1	0745-77-5200	8:00～18:00	直接保育園に申込み	可
関屋保育所	香芝市関屋 396	0745-77-2717	平日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00	直接保育園に申込み	不可
華表保育園	葛城市南藤井 92-1	0745-69-6368	通常保育の範囲内	直接保育園に申込み	不可
磐城第1保育所	葛城市兵家 71	0745-48-2619	通常保育の範囲内	児童福祉課に申込み	不可

◇一時預かり保育を実施している施設

保育所名	所在地	電話	一時保育 実施時間	申し込み方法	他市町村 利用者の受入
榛原北保育園	宇陀市榛原区萩原 2078	0745-82-1143	8:30～16:30	直接保育園に申込み	不可
大宇陀保育所 (大宇陀幼児園)	宇陀市大宇陀区拾生 806	0745-83-3511	8:30～16:30	直接保育所に申込み	不可
菟田野保育所	宇陀市菟田野区古市場 1263	0745-84-3586	8:30～16:30	直接保育所に申込み	不可
しらゆり保育園	宇陀市榛原区榛見が丘 1-14-20	0745-82-6300	7:30～18:30	直接保育園に申込み	不可
さくら保育園	山添村大字岩屋 2740-1	0743-87-0204	8:00～17:00	保育園又は健康福祉課に 電話、申請書提出要	不可
ひまわり保育園	山添村大字三ヶ谷 1500	0743-87-0213	8:00～17:00	保育園又は健康福祉課に 電話、申請書提出要	不可
はなさと保育園	平群町福貴 1113	0745-46-1201	7:30～19:30	毎月20日に次月分の利 用申請書を直接園提出。 抽選により決定	不可
西部保育園	三郷町立野北 1-45-5	0745-73-7634	8:30～16:30	直接保育園に申込み	不可
勢野保育園	三郷町勢野東 2-12-3	0745-72-3072	8:00～16:00	直接保育園に申込み	不可
希望ヶ丘保育園	三郷町勢野東 4-12-22	0745-73-0004	8:20～16:30	直接保育園に申込み	不可
希望ヶ丘第二 保育園	三郷町立野南 2-7-7	0745-72-3338	8:20～16:30	直接保育園に申込み	不可
あわ保育園	斑鳩町阿波 3-5-33	0745-74-1654	長時間 7:30～ 8:30～17:00 長時間 18:30 まで	一時預かり事業利用申請 書を提出	不可
伴堂保育所 (三宅幼児園)	三宅町伴堂 707-1	0745-43-0654	8:30～16:30	直接保育所に申込み	不可
宮古保育園	田原本町宮古 667	0744-34-1611	8:30～16:30	町健康福祉課に申込み	不可
宮森保育園	田原本町宮森字垣内 230-5	0744-33-1611	8:30～16:30	町健康福祉課に申込み	不可
こどもの森 阪手保育園	田原本町阪手 931-1	0744-34-1612	8:30～16:30	町健康福祉課に申込み	不可
曾爾保育園	曾爾村大字長野 140-1	0745-94-2301	7:30～18:30	直接保育園に申込み	可
たかとり保育園	高取町観覚寺 1230-1	0744-52-3786	7:00～19:00	直接保育園に申込み	可
明日香保育園	明日香村飛鳥 469	0744-54-4138	7:00～19:00	直接保育園に申込み	可
黎明保育園	王寺町久度 2-2-1	0745-33-1175	7:00～22:00	直接保育園に申込み	可
広陵南保育園	広陵町大字南郷 1150	0745-55-2095	8:30～16:30	福祉課に申請書提出	不可
馬見労務保育園	広陵町大字平尾 546	0745-55-1027	8:30～16:30	福祉課に申請書提出	不可
吉野保育所	吉野町大字飯貝 465	0746-32-5009	8:30～16:30	健康福祉課及び保育所に 申込み	可
第一保育所	大淀町桧垣本 2484-1	0747-52-2693	8:30～16:30	大淀町役場福祉課または 保育所に利用申請書を提 出	可
花吉野えんめい 保育園	大淀町福神 1-222	0747-54-5056	7:00～19:00	直接保育園に申込み(予 約制)	可
下市ユートピア 保育園	下市町大字阿知賀 131-2	0747-52-7228	8:30～16:30	直接保育園に申込み	可

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	奈良市	大和高田市	大和郡山市
1	犯罪被害者相談業務	×	生活安全課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	人権施策推進課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	国保年金課 0742-34-4736 平日8:30～17:15	【支給】保険医療課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	【貸付】社会福祉課 0745-22-1101 保険年金課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
3	遺族基礎年金	国保年金課 0742-34-4737 平日8:30～17:15	市民課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
4	障害基礎年金	国保年金課 0742-34-4737 平日8:30～17:15	市民課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
5	特別障害給付金	国保年金課 0742-34-4737 平日8:30～17:15	市民課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
6	特別障害者手当	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30～17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
7	身体障害者手帳の交付	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30～17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30～17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
9	自立支援医療費等支給制度	障がい福祉課 0742-34-4593 健康増進課 0742-34-5129 平日8:30～17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
10	心身障害者医療費助成	福祉医療課 0742-34-4754 平日8:30～17:15	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
11	乳幼児医療費助成	福祉医療課 0742-34-4754 平日8:30～17:15	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
12	母子医療費助成	福祉医療課 0742-34-4754 平日8:30～17:15	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課 0745-22-1101 【相談日】月 8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
14	高等技能訓練促進費等事業	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
15	自立支援教育訓練給付金事業	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
16	母子家庭等就業・自立支援事業	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課 0745-22-1101 【相談日】月・水・金 8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
17	母子自立支援プログラム策定等事業	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課 0745-22-1101 【相談日】月・水・金 8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
18	遺児手当	×	生活安全課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	×
19	児童扶養手当	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
20	障害児福祉手当	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30～17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
21	特別児童扶養手当	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	学務課 0742-34-4762 平日8:30～17:15	学校教育課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	学校教育課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	学務課 0742-34-4762 平日8:30～17:15	学校教育課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	教育総務課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
24	特別支援教育就学奨励費	学務課 0742-34-4762 平日8:30～17:15	学校教育課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	学校教育課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
25	一時預かり保育	保育課 0742-33-5709 平日8:30～17:15	保育課 0745-22-1101 平日8:30～16:30 (土)8:30～12:00	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	×	建築住宅課 0745-22-1101 平日8:30～17:15 ※募集にかかる申込資格のみ (優先入居の措置は不可)	×
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	×	×	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	×	×
32	無料法律相談	広報広聴課 【申し込み先】市民相談室 0742-34-1111 (内線2157、2160) ※要予約 毎週火・水曜日の9:00～12:00 13:00～16:00	大和高田市社会福祉協議会 0745-23-5426 平日8:30～17:15 ※要予約(大和高田市在住者) 【弁護士】第2・3火曜日(13:00～16:00)20分間 【司法書士】毎週月曜日(13:00～16:00)30分間	人権施策推進課 0743-53-1151 第1・2・3水曜日 13:00～16:10
33	住民票の写しの交付等の制限	市民課 0742-34-4730 平日8:30～17:15	市民課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	市民課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
★	死亡届担当課	市民課 0742-34-4730 平日8:30～17:15	市民課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	市民課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	国保年金課 0742-34-4736 平日8:30～17:15	【国保】保険医療課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	【国民年金】市民課 0745-22-1101 保険年金課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
★	障害福祉担当課	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30～17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
★	児童虐待に関する窓口	子育て課 0742-34-4796 平日8:30～17:15	児童福祉課(家庭児童相談室) 0745-22-1101 平日8:30～17:15	こども福祉課 0743-53-1151 平日8:30～17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	男女共同参画課 女性問題相談室 毎週 月・水・金・土 0742-34-1378 10:00～12:00, 13:00～16:00 西部会館女性問題相談室 毎週 月・水 0742-46-3978 10:00～12:00, 13:00～16:00	人権施策課 0745-22-1101 平日8:30～17:15	人権施策推進課 0743-53-1151 平日8:30～17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	天理市	橿原市	桜井市
1	犯罪被害者相談業務	×	×	人権施策課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	保健医療課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
3	遺族基礎年金	保健医療課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	市民課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
4	障害基礎年金	保健医療課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	市民課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
5	特別障害給付金	保健医療課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	市民課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
6	特別障害者手当	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30～17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
7	身体障害者手帳の交付	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30～17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30～17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
9	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30～17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
10	心身障害者医療費助成	保健医療課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
11	乳幼児医療費助成	保健医療課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
12	母子医療費助成	保健医療課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
13	母子家庭福祉資金貸付金	母子家庭児童相談室 0743-63-1001 平日8:30～17:15	橿原市福祉事務所 0744-22-8984 平日8:30～17:15	桜井市福祉事務所 0744-42-9111 平日8:30～17:15
14	高等技能訓練促進費等事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	橿原市福祉事務所 0744-22-8984 平日8:30～17:15	桜井市福祉事務所 0744-42-9111 平日8:30～17:15
15	自立支援教育訓練給付金事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	橿原市福祉事務所 0744-22-8984 平日8:30～17:15	桜井市福祉事務所 0744-42-9111 平日8:30～17:15
16	母子家庭等就業・自立支援事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	橿原市福祉事務所 0744-22-8984 平日8:30～17:15	桜井市福祉事務所 0744-42-9111 平日8:30～17:15
17	母子自立支援プログラム策定等事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	橿原市福祉事務所 0744-22-8984 平日8:30～17:15	桜井市福祉事務所 0744-42-9111 平日8:30～17:15
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-22-8984 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
20	障害児福祉手当	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30～17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
21	特別児童扶養手当	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-22-8984 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	学校教育課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	学校教育課 0744-29-5912 平日8:30～17:15	学校教育課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	学校教育課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	学校教育課 0744-29-5912 平日8:30～17:15	学校教育課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
24	特別支援教育就学奨励費	学校教育課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	学校教育課 0744-29-5912 平日8:30～17:15 ※私立は除く	学校教育課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
25	一時預かり保育	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-22-8984 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-22-8984 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-22-8984 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	×	×	×
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	×	×	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	×	×
32	無料法律相談	●自治振興課 0743-63-1001 平日8:30～17:15 ●男女共同参画課 0743-68-2666 日・月・祝を除く 8:30～17:15	福祉総務課 0744-21-7565 ※要予約(橿原市在住者) 毎週金曜日(祝日を除く)13:00～16:30 第2・4金曜日は女性弁護士が担当	市民課 0744-42-9111 ※要予約(桜井市在住者) 【弁護士】第2木曜日(13:00～16:00) 【司法書士】第4木曜日(13:00～16:20)
33	住民票の写しの交付等の制限	市民課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	市民課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	市民課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
★	死亡届担当課	市民課 0743-63-1001 8:30～17:15	市民課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	市民課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	保健医療課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	【国保】保険医療課 0744-22-4001 【国民年金】市民課 0744-22-4001 平日8:30～17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
★	障害福祉担当課	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30～17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
★	児童虐待に関する窓口	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	子育て支援室 0744-20-0220 平日8:30～17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30～17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30～17:15	男女共同参画室 子育て支援室(18歳未満の子どもがいる場合) 平日8:30～17:15 0744-22-4001	児童福祉課・人権施策課 0744-42-9111 平日8:30～17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	五條市	御所市	生駒市
1	犯罪被害者相談業務	庶務課 平日8:30～17:15	人権・同和対策課 平日8:30～17:15	人権施策課 平日8:30～17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	保険課 平日8:30～17:15	保険課 平日8:30～17:15 ※貸付制度はなし	国保年金課 平日8:30～17:15
3	遺族基礎年金	市民課 平日8:30～17:15	市民課 平日8:30～17:15	国保年金課 平日8:30～17:15
4	障害基礎年金	市民課 平日8:30～17:15	市民課 平日8:30～17:15	国保年金課 平日8:30～17:15
5	特別障害給付金	市民課 平日8:30～17:15	市民課 平日8:30～17:15	国保年金課 平日8:30～17:15
6	特別障害者手当	社会福祉課 平日8:30～17:15	福祉課 平日8:30～17:15	福祉支援課 平日8:30～17:15
7	身体障害者手帳の交付	社会福祉課 平日8:30～17:15	福祉課 平日8:30～17:15	福祉支援課 平日8:30～17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課 平日8:30～17:15	福祉課 平日8:30～17:15	健康課 平日8:30～17:15
9	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課 平日8:30～17:15	福祉課 平日8:30～17:15	福祉支援課・健康課 平日8:30～17:15
10	心身障害者医療費助成	保険課 平日8:30～17:15	保険課 平日8:30～17:15	福祉支援課・健康課 平日8:30～17:15
11	乳幼児医療費助成	保険課 平日8:30～17:15	保険課 平日8:30～17:15	国保年金課 平日8:30～17:15
12	母子医療費助成	保険課 平日8:30～17:15	保険課 平日8:30～17:15	国保年金課 平日8:30～17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	五條市福祉事務所 平日8:30～17:15	御所市福祉事務所 平日8:30～17:15	生駒市福祉事務所 平日8:30～17:15
14	高等技能訓練促進費等事業	五條市福祉事務所 平日8:30～17:15	御所市福祉事務所 平日8:30～17:15	生駒市福祉事務所 平日8:30～17:15
15	自立支援教育訓練給付金事業	五條市福祉事務所 平日8:30～17:15	御所市福祉事務所 平日8:30～17:15	生駒市福祉事務所 平日8:30～17:15
16	母子家庭等就業・自立支援事業	五條市福祉事務所 平日8:30～17:15	御所市福祉事務所 平日8:30～17:15	生駒市福祉事務所 平日8:30～17:15
17	母子自立支援プログラム策定等事業	五條市福祉事務所 平日8:30～17:15	御所市福祉事務所 平日8:30～17:15	生駒市福祉事務所 平日8:30～17:15
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	児童福祉課 平日8:30～17:15	児童課 平日8:30～17:15	児童福祉課 平日8:30～17:15
20	障害児福祉手当	社会福祉課 平日8:30～17:15	福祉課 平日8:30～17:15	児童福祉課 平日8:30～17:15
21	特別児童扶養手当	児童福祉課 平日8:30～17:15	児童課 平日8:30～17:15	児童福祉課 平日8:30～17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育総務課 平日8:30～17:15	福祉課 平日8:30～17:15	教育総務課 平日8:30～17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	教育総務課 平日8:30～17:15	児童課 平日8:30～17:15	教育総務課 平日8:30～17:15
24	特別支援教育就学奨励費	教育総務課 平日8:30～17:15	学校教育課 平日8:30～17:15	教育総務課 平日8:30～17:15
25	一時預かり保育	児童福祉課 平日8:30～17:15	児童課 平日8:30～17:15	児童福祉課 平日8:30～17:15
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	児童福祉課 平日8:30～17:15	児童課 平日8:30～17:15	児童福祉課 平日8:30～17:15
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	児童福祉課 平日8:30～17:15	児童課 平日8:30～17:15	児童福祉課 平日8:30～17:15
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	建設課 平日8:30～17:15	住宅課 平日8:30～17:15	×
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	建設課 平日8:30～17:15	住宅課 平日8:30～17:15	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	建設課 平日8:30～17:15	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	建設課 平日8:30～17:15	×	×
32	無料法律相談 【受付】平日9:30～12:00 13:00～16:00 ※要予約(予約は直接奈良弁護士会へ) 毎週月曜日13:00～16:00 相談場所:五條市福祉センター	奈良弁護士会 0742-22-2035 【国民年金】市民課 0747-22-4001	人権・同和対策課 0745-62-3001 ※女性法律相談(弁護士) 偶数月の第2火曜日13:30～16:30	生活安全課 0743-74-1111 平日8:30～17:15
33	住民票の写しの交付等の制限	市民課 平日8:30～17:15	市民課 平日8:30～17:15	市民課 平日8:30～17:15
★	死亡届担当課	市民課 平日8:30～17:15	市民課 平日8:30～17:15	市民課 平日8:30～17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	【国保】保険課 0747-22-4001 平日8:30～17:15	【国民年金】市民課 0747-22-4001 【国保】保険課 0745-62-3001 平日8:30～17:15	【国民年金】市民課 0745-62-3001 国保年金課 0743-74-1111 平日8:30～17:15
★	障害福祉担当課	社会福祉課 0747-22-4001 平日8:30～17:15	福祉課 0745-62-3001 平日8:30～17:15	福祉支援課 0743-74-1111 平日8:30～17:15
★	児童虐待に関する窓口	保健福祉センター 0747-22-4001 平日8:30～17:15	児童課 0745-62-3001 平日8:30～17:15	子どもサポートセンター 0743-73-1005 月曜日～土曜日8:30～17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	保健福祉センター 0747-22-4001 平日8:30～17:15	人権・同和対策課 0745-62-3001 平日8:30～17:15	男女共同参画プラザ 0743-75-0237 火曜日～日曜日8:30～17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	香芝市 平成22年4月1日より	葛城市	宇陀市
1	犯罪被害者相談業務	市民協働課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	人権政策課 0745-69-3001 平日8:30～17:15	人権施策課 0745-82-2147 平日8:30～17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	保険医療課 0745-79-7528 平日8:30～17:30	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30～17:15
3	遺族基礎年金	市民課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30～17:15
4	障害基礎年金	市民課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30～17:15
5	特別障害給付金	市民課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30～17:15
6	特別障害者手当	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30～17:15	社会福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
7	身体障害者手帳の交付	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30～17:15	社会福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30～17:15	社会福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
9	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30～17:15	社会福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
10	心身障害者医療費助成	保険医療課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30～17:15
11	乳幼児医療費助成	保険医療課 0745-79-7528 平日8:30～17:15	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30～17:15
12	母子医療費助成	保険医療課 0745-79-7528 平日8:30～17:15	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30～17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	香芝市福祉事務所 0745-79-7528 平日8:30～17:30	葛城市福祉事務所 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30～17:15
14	高等技能訓練促進費等事業	香芝市福祉事務所 0745-79-7522 平日8:30～17:30	葛城市福祉事務所 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30～17:15
15	自立支援教育訓練給付金事業	香芝市福祉事務所 0745-79-7522 平日8:30～17:30	葛城市福祉事務所 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30～17:15
16	母子家庭等就業・自立支援事業	香芝市福祉事務所 0745-79-7522 平日8:30～17:30	葛城市福祉事務所 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30～17:15
17	母子自立支援プログラム策定等事業	香芝市福祉事務所 0745-79-7522 平日8:30～17:30	葛城市福祉事務所 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30～17:15
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30～17:30	児童福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
20	障害児福祉手当	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30～17:15	社会福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
21	特別児童扶養手当	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30～17:30	児童福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	学校教育課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	教育総務課 0745-48-2811 平日8:30～17:15	学校教育課 0745-84-3472 平日8:30～17:15
23	幼稚園園児奨励費補助	学校教育課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	教育総務課 0745-48-2811 平日8:30～17:15	学校教育課 0745-84-3472 平日8:30～17:15
24	特別支援教育就学奨励費	学校教育課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	教育総務課 0745-48-2811 平日8:30～17:15	学校教育課 0745-84-3472 平日8:30～17:15
25	一時預かり保育	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30～17:30	児童福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	学校教育課 0745-84-3472 平日8:30～17:15
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	×	児童福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	×	児童福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	総務課 0742-76-2001 平日8:30～17:15	管理課 0745-69-3001 平日8:30～17:15	営繕課 0745-82-5642 平日8:30～17:15 ※入居手続き条件有
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	総務課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	×	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	総務課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	総務課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	×	×
32	無料法律相談	総務課 0745-76-2001 毎月第2・4水曜日13:00～16:00 ※先着9名、受付は9:00から	秘書課 0745-69-3001 平日8:30～17:15	奈良弁護士会 【受付】平日9:30～12:00 0742-22-2035 13:00～16:00 ※要予約(予約は直接奈良弁護士会へ) 毎月第3金曜日 相談場所:宇陀市役所
33	住民票の写しの交付等の制限	市民課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	市民課 0745-82-2143 平日8:30～17:15
★	死亡届担当課	市民課 0745-76-2001 平日8:30～17:15	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	市民課 0745-82-2143 平日8:30～17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	【国保】保険医療課 0745-76-2001 平日8:30～17:30 【国民年金】市民課 0745-76-2001	市民課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30～17:15
★	障害福祉担当課	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30～17:15	社会福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
★	児童虐待に関する窓口	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30～17:30	児童福祉課 新庄庁舎0745-69-3001 平日8:30～17:15 當麻庁舎0745-48-2811	福祉課 0745-82-2236 平日8:30～17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30～17:30	人権政策課 0745-69-3001 平日8:30～17:15	人権施策課 0745-82-2147 平日8:30～17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	山添村	平群町	三郷町
1	犯罪被害者相談業務	総務課 0743-85-0041 平日8:30～17:15	総務財政課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	人権施策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	総務課住民G 0743-85-0043 平日8:30～17:15	健康保険課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
3	遺族基礎年金	総務課住民G 0743-85-0043 平日8:30～17:15	健康保険課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
4	障害基礎年金	総務課住民G 0743-85-0043 平日8:30～17:15	健康保険課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
5	特別障害給付金	総務課住民G 0743-85-0043 平日8:30～17:15	健康保険課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
6	特別障害者手当	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
7	身体障害者手帳の交付	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
9	自立支援医療費等支給制度	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
10	心身障害者医療費助成	総務課住民G 0743-85-0046 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
11	乳幼児医療費助成	総務課住民G 0743-85-0046 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
12	母子医療費助成	総務課住民G 0743-85-0046 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
14	高等技能訓練促進費等事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
15	自立支援教育訓練給付金事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
16	母子家庭等就業・自立支援事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
17	母子自立支援プログラム策定等事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
18	遺児手当	×	×	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
19	児童扶養手当	総務課住民G 0743-85-0046 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
20	障害児福祉手当	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
21	特別児童扶養手当	総務課住民G 0743-85-0046 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会事務局 0743-85-0049 平日8:30～17:15	教委事務局総務課 0745-45-2101 平日8:30～17:15	教育総務課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	×	教委事務局総務課 0745-45-2101 平日8:30～17:15	教育総務課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
24	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 0743-85-0049 平日8:30～17:15	教委事務局総務課 0745-45-2101 平日8:30～17:15	教育総務課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
25	一時預かり保育	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30～17:15	はなさと保育園 0745-46-1201 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	×	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	×	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	×	監理課 0745-45-1001 平日8:30～17:15 ※応募要件緩和 (独居可能)	×
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	×	×	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	×	×
32	無料法律相談	×	総合政策課 0745-45-1001 毎月第1・3火曜日 9:00～11:00	三郷町社会福祉協議会 0745-72-5800 第1・3火曜日13:00～16:00 ※三郷町在住者、受付は15:30まで
33	住民票の写しの交付等の制限	総務課住民G 0743-85-0046 平日8:30～17:15	住民生活課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	住民課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
★	死亡届担当課	総務課住民G 0743-85-0046 平日8:30～17:15	住民生活課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	住民課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	総務課住民G 0743-85-0043 平日8:30～17:15	健康保険課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
★	障害福祉担当課	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30～17:15	福祉課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
★	児童虐待に関する窓口	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30～17:15	健康保険課(リズムへぐり) 0745-45-8600 平日8:30～17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	総務課総務G 0743-85-0041 平日8:30～17:15	総務財政課 0745-45-1001 平日8:30～17:15	人権施策課 0745-73-2101 平日8:30～17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	斑鳩町	安堵町	川西町 平成22年4月1日より
1	犯罪被害者相談業務	住民課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	総務課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	住民生活課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	国保医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30 ※貸付制度はなし	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	保険年金課 0745-44-2211 平日8:30~17:15 ※貸付制度はなし
3	遺族基礎年金	国保医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	保険年金課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	国保医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	保険年金課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	国保医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	保険年金課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
9	自立支援医療費等支給制度	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:30	保険年金課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
10	心身障害者医療費助成	国保医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	保険年金課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
11	乳幼児医療費助成	国保医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	保険年金課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
12	母子医療費助成	国保医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	保険年金課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
14	高等技能訓練促進費等事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
15	自立支援教育訓練給付金事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
16	母子家庭等就業・自立支援事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
17	母子自立支援プログラム策定等事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
18	遺児手当	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	×	×
19	児童扶養手当	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
20	障害児福祉手当	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
21	特別児童扶養手当	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教委事務局総務課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	教育委員会事務局 0743-57-2033 平日8:30~17:30	教委事務局総務課 0745-44-2214 平日8:30~17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	教委事務局総務課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	教育委員会事務局 0743-57-2033 平日8:30~17:30	教委事務局総務課 0745-44-2214 平日8:30~17:15
24	特別支援教育就学奨励費	教委事務局総務課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	教育委員会事務局 0743-57-2033 平日8:30~17:30	教委事務局総務課 0745-44-2214 平日8:30~17:15
25	一時預かり保育	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	×	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
27	夜間養護等(トワイルステイ)事業	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	×	人権同和対策課 0743-57-1521 平日8:30~17:30	建設課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	×	人権同和対策課 0743-57-1521 平日8:30~17:30	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	人権同和対策課 0743-57-1521 平日8:30~17:30	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	人権同和対策課 0743-57-1521 平日8:30~17:30	×
32	無料法律相談	住民課 0745-74-1001 第2・3・4火曜日13:00~16:00 ※斑鳩町在住者、要予約 受付は平日8:30~17:30	×	住民生活課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
33	住民票の写しの交付等の制限	住民課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	住民生活課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
★	死亡届担当課	住民課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	住民生活課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	国保医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	保険年金課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
★	障害福祉担当課	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
★	児童虐待に関する窓口	福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	企画財政課・福祉課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	総務課 0743-57-1511 平日8:30~17:30	健康福祉課 0745-44-2211 平日8:30~17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	三宅町	田原本町	曽爾村
1	犯罪被害者相談業務	総務課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民生活課 0744-34-2115 平日8:30～17:30	曽爾ふれあいセンター 0745-94-2731 平日8:30～17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30 ※貸付制度はなし	住民保険課 0744-34-2097 平日8:30～17:30 ※貸付制度はなし	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
3	遺族基礎年金	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2097 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
4	障害基礎年金	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2097 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
5	特別障害給付金	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2097 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
6	特別障害者手当	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
7	身体障害者手帳の交付	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
9	自立支援医療費等支給制度	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
10	心身障害者医療費助成	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2095 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
11	乳幼児医療費助成	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2095 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
12	母子医療費助成	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2095 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
14	高等技能訓練促進費等事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
15	自立支援教育訓練給付金事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
16	母子家庭等就業・自立支援事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
17	母子自立支援プログラム策定等事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
20	障害児福祉手当	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
21	特別児童扶養手当	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会事務局 0745-44-2001 平日8:30～17:30	教育総務課 0744-34-2074 平日8:30～17:30	教育委員会事務局 0745-94-2101 平日8:30～17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	三宅幼稚園 0745-43-0655 平日8:30～17:30	教育総務課 0744-34-2074 平日8:30～17:30	×
24	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 0745-44-2001 平日8:30～17:30	教育総務課 0744-34-2074 平日8:30～17:30	教育委員会事務局 0745-94-2101 平日8:30～17:15
25	一時預かり保育	三宅幼稚園 0745-43-0655 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	×
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	×
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	×	×
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	×	×	×
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	×	×	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	×	×
32	無料法律相談	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2087 平日8:30～17:30	×
33	住民票の写しの交付等の制限	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2087 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
★	死亡届担当課	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2087 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	町民生活課 0745-44-2001 平日8:30～17:30	住民保険課 0744-34-2097 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
★	障害福祉担当課	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
★	児童虐待に関する窓口	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	健康福祉課 0745-43-3580 平日8:30～17:30	健康福祉課 0744-34-2098 平日8:30～17:30	住民生活課 0745-94-2101 平日8:30～17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	御杖村	高取町	明日香村
1	犯罪被害者相談業務	総務課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	総務課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	総務課 0744-54-2001 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15 ※貸付制度はなし	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
3	遺族基礎年金	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
9	自立支援医療費等支給制度	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
10	心身障害者医療費助成	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
11	乳幼児医療費助成	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
12	母子医療費助成	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
14	高等技能訓練促進費等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
15	自立支援教育訓練給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
16	母子家庭等就業・自立支援事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
17	母子自立支援プログラム策定等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30~17:15 (高田総合庁舎)
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
20	障害児福祉手当	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
21	特別児童扶養手当	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会事務局 0745-95-2001 平日8:30~17:00	教育委員会事務局 0744-52-3334 平日8:30~17:15	教育課 0744-54-3636 平日8:30~17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	×	教育委員会事務局 0744-52-3334 平日8:30~17:15	教育課 0744-54-3636 平日8:30~17:15
24	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 0745-95-2001 平日8:30~17:00	教育委員会事務局 0744-52-3334 平日8:30~17:15	教育課 0744-54-3636 平日8:30~17:15
25	一時預かり保育	×	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	×
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	×	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	×	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	×	×	×
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	×	×	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	×	×
32	無料法律相談	×	×	×
33	住民票の写しの交付等の制限	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
★	死亡届担当課	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
★	障害福祉担当課	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
★	児童虐待に関する窓口	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	保健福祉課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	上牧町	王寺町	広陵町
1	犯罪被害者相談業務	総務課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	住民課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	企画課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30～17:30 ※貸付制度はなし	国保年金課 0745-73-2001 平日8:30～17:30 ※貸付制度はなし	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30～17:30 ※貸付制度はなし
3	遺族基礎年金	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	国保年金課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
4	障害基礎年金	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	国保年金課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
5	特別障害給付金	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	国保年金課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
6	特別障害者手当	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課 0745-55-4010 平日8:30～17:30
7	身体障害者手帳の交付	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課 0745-55-4010 平日8:30～17:30
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	保健衛生課 0745-55-6887 平日8:30～17:30
9	自立支援医療費等支給制度	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課(更生医療) 0745-55-4010 保健衛生課(精神通院) 0745-55-6887 平日8:30～17:30
10	心身障害者医療費助成	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	国保年金課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
11	乳幼児医療費助成	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	国保年金課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
12	母子医療費助成	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	国保年金課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
13	母子寡婦福祉資金貸付金	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
14	高等技能訓練促進費等事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
15	自立支援教育訓練給付金事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
16	母子家庭等就業・自立支援事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
17	母子自立支援プログラム策定等事業	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)	中和福祉事務所 0745-22-1701 平日8:30～17:15 (高田総合庁舎)
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課 0745-55-4010 平日8:30～17:30
20	障害児福祉手当	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課 0745-55-4010 平日8:30～17:30
21	特別児童扶養手当	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課 0745-55-4010 平日8:30～17:30
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育総務課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	学校教育課 0745-72-1031 平日8:30～17:30	教育総務課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
23	幼稚園園奨励費補助	教育総務課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	学校教育課 0745-72-1031 平日8:30～17:30	教育総務課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
24	特別支援教育就学奨励費	教育総務課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	学校教育課 0745-72-1031 平日8:30～17:30	教育総務課 0745-55-1001 平日8:30～17:30 ※公立のみ
25	一時預かり保育	×	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課 0745-55-4010 平日8:30～17:30
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	×	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課 0745-55-4010 平日8:30～17:30
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	×	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課 0745-55-4010 平日8:30～17:30
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	×	建設産業課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	×
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	×	建設産業課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	×	×
32	無料法律相談	秘書課 0745-76-1001 平日8:30～17:30 ※偶数月の第1水曜日、定員毎月6名	企画財政課 0745-73-2001 平日8:30～17:30 ※毎月第1水曜日	広陵町社会福祉協議会 0745-55-8300 平日8:30～17:30 ※弁護士のみ
33	住民票の写しの交付等の制限	住民課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	住民課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	住民課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
★	死亡届担当課	住民課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	住民課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	住民課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
★	国民健康保険・国民年金担当課	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	国保年金課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30～17:30
★	障害福祉担当課	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課(身体障害) 0745-55-4010 保健衛生課(精神障害) 0745-55-6887 平日8:30～17:30
★	児童虐待に関する窓口	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	福祉課 0745-55-4010 平日8:30～17:30
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	福祉課 0745-76-1001 平日8:30～17:30	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30～17:30	企画課 0745-55-1001 平日8:30～17:30

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	河合町	吉野町	大淀町
1	犯罪被害者相談業務	生涯学習課 0745-57-2271 平日8:30～17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	人権住民課人権施策推進室 0747-52-5501 平日8:30～17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15 ※貸付制度はなし	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
3	遺族基礎年金	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
4	障害基礎年金	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
5	特別障害給付金	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
6	特別障害者手当	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
7	身体障害者手帳の交付	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
9	自立支援医療費等支給制度	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
10	心身障害者医療費助成	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
11	乳幼児医療費助成	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
12	母子医療費助成	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
14	高等技能訓練促進費等事業	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
15	自立支援教育訓練給付金事業	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
16	母子家庭等就業・自立支援事業	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
17	母子自立支援プログラム策定等事業	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
20	障害児福祉手当	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
21	特別児童扶養手当	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育総務課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	学校教育課 0746-32-0190 平日8:30～17:15	学務課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	教育総務課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	学校教育課 0746-32-0190 平日8:30～17:15	学務課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
24	特別支援教育就学奨励費	教育総務課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	学校教育課 0746-32-0190 平日8:30～17:15	学務課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
25	一時預かり保育	×	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	×	×	人権住民課人権施策推進室 0747-52-5501 平日8:30～17:15
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	×	×	人権住民課人権施策推進室 0747-52-5501 平日8:30～17:15
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	×	×
32	無料法律相談	総務課 0745-57-0200 ※毎月第4金曜日13:00～16:00	町民課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	人権住民課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
33	住民票の写しの交付等の制限	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	人権住民課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
★	死亡届担当課	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	人権住民課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	税務保険課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
★	障害福祉担当課	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
★	児童虐待に関する窓口	健康福祉課 0745-57-0200 平日8:30～17:30	健康福祉課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	生涯学習課 0745-57-2271 平日8:30～17:30	健康福祉課・町民課 0746-32-3081 平日8:30～17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30～17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	下市町	黒滝村	天川村
1	犯罪被害者相談業務	総務課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	住民課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
3	遺族基礎年金	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
4	障害基礎年金	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
5	特別障害給付金	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
6	特別障害者手当	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-9110 平日8:15～17:00
7	身体障害者手帳の交付	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-9110 平日8:15～17:00
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-9110 平日8:15～17:00
9	自立支援医療費等支給制度	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-9110 平日8:15～17:00
10	心身障害者医療費助成	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
11	乳幼児医療費助成	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
12	母子医療費助成	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
13	母子寡婦福祉資金貸付金	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
14	高等技能訓練促進費等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
15	自立支援教育訓練給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
16	母子家庭等就業・自立支援事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
17	母子自立支援プログラム策定等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30～17:15
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
20	障害児福祉手当	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
21	特別児童扶養手当	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会事務局 0747-52-1711 平日8:30～17:15	教育委員会事務局 0747-62-2314 平日8:30～17:15	教育委員会事務局 0747-63-0321 平日8:15～17:00
23	幼稚園就園奨励費補助	教育委員会事務局 0747-52-1711 平日8:30～17:15	×	教育委員会事務局 0747-63-0321 平日8:15～17:00
24	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 0747-52-1711 平日8:30～17:15	教育委員会事務局 0747-62-2314 平日8:30～17:15	教育委員会事務局 0747-63-0321 平日8:15～17:00
25	一時預かり保育	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	×	×
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	×
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	×	×	×
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	建設産業課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	建設課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	産業建設課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	建設産業課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	建設課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	産業建設課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	建設課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	産業建設課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	建設課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	産業建設課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
32	無料法律相談	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15 ※随時実施	総務課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	総務課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
33	住民票の写しの交付等の制限	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	住民課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
★	死亡届担当課	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	住民課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
★	国民健康保険・国民年金担当課	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00
★	障害福祉担当課	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30～17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-9110 平日8:15～17:00
★	児童虐待に関する窓口	住民福祉課 0747-52-0001 平日休日を問わず24時間	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-9110 平日8:15～17:00
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	住民福祉課 0747-52-0001 平日休日を問わず24時間	住民課 0747-62-2031 平日8:30～17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15～17:00

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

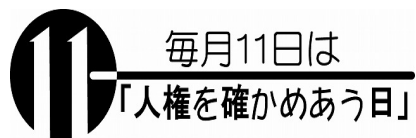
平成22年2月1日現在

番号	支援項目	野迫川村	十津川村	下北山村
1	犯罪被害者相談業務	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	総務課 0746-62-0001 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0901 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
3	遺族基礎年金	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0900 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0900 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0900 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0900 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
9	自立支援医療費等支給制度	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0900 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
10	心身障害者医療費助成	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0900 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
11	乳幼児医療費助成	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0901 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
12	母子医療費助成	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0901 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
14	高等技能訓練促進費等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
15	自立支援教育訓練給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
16	母子家庭等就業・自立支援事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
17	母子自立支援プログラム策定等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
20	障害児福祉手当	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
21	特別児童扶養手当	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会事務局 0747-37-2101 平日8:30~17:00	教育課 0746-62-0067 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 07468-6-0901 平日8:30~17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	×	×	×
24	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 0747-37-2101 平日8:30~17:00	教育課 0746-62-0067 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 07468-6-0901 平日8:30~17:15
25	一時預かり保育	×	×	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	×	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	×
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	×	×	×
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	×	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	×
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	×	×	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	×	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	×	×	×
32	無料法律相談	×	×	総務課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
33	住民票の写しの交付等の制限	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0900 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
★	死亡届担当課	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0900 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	住民課 0746-62-0901 平日8:30~17:15	住民課 07468-6-0001 平日8:30~17:15
★	障害福祉担当課	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
★	児童虐待に関する窓口	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	住民課 0747-37-2101 平日8:30~17:00	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15	保健福祉課 07468-6-0015 平日8:30~17:15

◇市町村担当課等連絡先一覧◇

平成22年2月1日現在

番号	支援項目	上北山村	川上村	東吉野村
1	犯罪被害者相談業務	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給・高額療養資金貸付制度 (国民健康保険加入者)	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
3	遺族基礎年金	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
9	自立支援医療費等支給制度	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
10	心身障害者医療費助成	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
11	乳幼児医療費助成	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
12	母子医療費助成	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
13	母子寡婦福祉資金貸付金	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
14	高等技能訓練促進費等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
15	自立支援教育訓練給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
16	母子家庭等就業・自立支援事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
17	母子自立支援プログラム策定等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
18	遺児手当	×	×	×
19	児童扶養手当	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
20	障害児福祉手当	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
21	特別児童扶養手当	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
22	要保護及び準要保護児童生徒援助費	教育委員会 07468-2-0001 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0746-52-0144 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0746-42-0441 平日8:30~17:15
23	幼稚園就園奨励費補助	×	×	教育委員会事務局 0746-42-0441 平日8:30~17:15
24	特別支援教育就学奨励費	教育委員会 07468-2-0001 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0746-52-0144 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0746-42-0441 平日8:30~17:15
25	一時預かり保育	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	×
26	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	×	×	×
27	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	×	×	×
28	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への優先入居	建設産業課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	地域振興課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	×
29	配偶者からの暴力被害者の 公営住宅への一時入居	建設産業課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	地域振興課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	×
30	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	建設産業課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	×	×
31	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	建設産業課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	×	×
32	無料法律相談	総務企画課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	総務課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
33	住民票の写しの交付等の制限	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
★	死亡届担当課	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
★	国民健康保険・国民年金担当課	【国保】保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15 【国民年金】住民課 07468-2-0001	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
★	障害福祉担当課	保険福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
★	児童虐待に関する窓口	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
★	配偶者からの暴力被害に関する窓口	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15



奈良県犯罪被害者支援ハンドブック

平成 22 年 3 月

発行 奈良県くらし創造部人権施策課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

☎0742-27-8716